

平成 28 年熊本地震
関西広域連合支援活動の記録

平成 29 年 1 月 26 日

関西広域連合

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 平成 28 年熊本地震の概要及び被害状況 | |
| 1 熊本地震の概要 | 2 |
| 2 被害の概要 | 3 |
| (1) 人的被害、住家被害 | 3 |
| (2) 避難者の状況 | 4 |
| II 支援体制 | |
| 1 初動体制 | 5 |
| (1) 緊急派遣チームの派遣 | 5 |
| (2) 現地支援本部の設置 | 6 |
| (3) 熊本地震災害支援会議の開催 | 7 |
| 2 災害対策支援本部の設置 | 8 |
| III 支援内容 | |
| 1 現地支援本部の活動 | 10 |
| (1) 熊本県庁における活動 | 10 |
| (2) 現地連絡所の活動 | 14 |
| (3) 現地支援本部の撤収 | 23 |
| 2 支援チームの派遣 | 24 |
| (1) 統括・ロジ担当 | 28 |
| (2) 人と防災未来センター研究員 | 30 |
| (3) 教育支援員の活動 | 32 |
| (4) ボランティア統括コーディネーターの活動 | 34 |
| (5) 避難所運営支援員の活動 | 36 |
| (6) 保健・医療・福祉連絡員の活動 | 38 |
| (7) 保健師・栄養士の活動 | 40 |
| (8) ガレキ処理等環境対策の活動 | 43 |
| (9) 仮設住宅支援の活動 | 46 |
| 3 避難所運営支援 | 48 |
| 4 窓口等支援 | 53 |
| 5 家屋被害認定調査支援 | 57 |
| 6 物資支援 | 62 |
| 7 ドクターヘリの派遣 | 65 |
| IV 政令市の活動 | |
| 1 京都市 | 67 |
| 2 大阪市 | 74 |
| 3 堺市 | 76 |
| 4 神戸市 | 83 |
| 参考資料 | 87 |

はじめに

このたびの熊本地震の被災地に対しては、関西広域連合では、九州地方知事会との災害時応援協定を締結していることから、東日本大震災での経験を踏まえ、関西広域連合の総力を挙げ、広域連携による支援にいち早く取り組んできました。とりわけ、前震発生約 15 分後には災害支援準備室を設置し、約 90 分後には緊急派遣チーム（先遣隊）を被災地へ派遣しました。

その後、連合長を本部長とする災害対策支援本部を立ち上げ、熊本県庁内に現地支援本部を設置しました。九州地方知事会の会長県である大分県は、複数の市町に大きな被害が及んでいることから、被災市町村に対してカウンターパートを決めて支援を行う方式を採用し、関西広域連合に対して、益城町、大津町、菊陽町への支援要請があったため、3 町を支援することとし、現地連絡所を設置しました。

なお、関西広域連合の構成団体である政令市は、指定都市市長会の調整により、熊本市に対して大規模な支援を行いました。

今回の熊本地震では、被災市町村において、避難所運営に多くの職員が従事したため役場機能が麻痺し、膨大な件数にのぼった被災家屋被害認定調査といった重要業務に人手が足りなくなったことから、関西広域連合として数多くの職員を派遣し、被災地の復旧に大きく貢献したことが特徴的でした。

こうした支援の取組みを一過性のものとすることなく、その成果や課題、教訓を記録し、継承していくため、熊本地震被災地に対する支援活動をまとめた記録誌を作成しました。

この記録誌の対象期間としては、熊本地震発災直後から、益城町現地連絡所閉鎖（7 月 19 日）までの活動を中心にまとめたものです。

作成に当たっては、構成府県市ごとに支援した内容を報告をいただき、これを取りまとめました。

近年、自然災害が頻発・激甚化している中、本誌が次なる災害の「備え」の一助となれば幸いです。

最後に、このたびの地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の普及・復興に向け、全力で取り組まれている方々に、心より敬意を表します。

平成 29 年 1 月 26 日

熊本地震災害対策支援本部

I 平成 28 年熊本地震の概要及び被害状況

1 熊本地震の概要

① 短期間に 2 度の震度 7 を観測

熊本地震においては、4月14日に震度6強（後に震度7に修正）の地震が発生し、その28時間後に本震とされる震度7の地震が発生した。本震はマグニチュード7.3と阪神・淡路大震災と同規模の大地震となった。熊本県益城町では4月14日と4月16日の地震でいずれも震度7の揺れが観測された。

② 活発な余震活動

4月14日の前震の後、8月31日までに震度6強の地震が2回、最大震度5弱以上の地震が19回発生した。

平成 28 年度熊本地震の概要

| 区分 | 前 震 | 本 震 | |
|-------------------------------|-----------------------------------|---|---|
| 発生日時 | 平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分頃 | 平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分頃 | |
| 震央地名 | 熊本県熊本地方 (北緯 32.7 度、東経 130.8 度) | 熊本県熊本地方 (北緯 32.8 度、東経 130.8 度) | |
| 震源の深さ | 約 11k m (暫定値) | 約 12k m (暫定値) | |
| 規模 | マグニチュード 6.5 (暫定値) | マグニチュード 7.3 (暫定値) | |
| 熊本 県内 各地 の 震 度 | 7 | 益城町 | 益城町、西原村 |
| | 6 強 | | 南阿蘇村、菊池市、宇土市、大津町、嘉島町、宇城市、合志市、熊本市中央区・東区・西区 |
| | 6 弱 | 熊本市東区・西区・南区、玉名市、宇城市、西原村 | 阿蘇市、八代市、玉名市、菊陽町、御船町、美里町、山都町、氷川町、和水町、熊本市南区・北区、上天草市、天草市 |
| | 5 強 | 熊本市中央区・北区、菊池市、宇土市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町 | 南小国町、小国町、産山村、高森町、山鹿市、玉東町、長洲町、甲佐町、芦北町 |
| | 5 弱 | 八代市、上天草市、阿蘇市、天草市、長洲町、和水町、高森町、南阿蘇村、甲佐町 | 荒尾市、南関町、人吉市、あさぎり町、山江村、水俣市、津奈木町 |

(注) 熊本県内各地の震度は震度 5 弱以上



家屋の被害状況

地震活動状況（4月14日21時26分以降に発生した最大震度5弱以上の地震）

（出所）消防庁

| 月 日 | 震度7 | 震度6強 | 震度6弱 | 震度5強 | 震度5弱 |
|-------|-------------------|------------------|--------------------------------------|-------------------|---|
| 4月14日 | 21時26分 (熊本県熊本) | | 22時07分 (熊本県熊本) | | 22時38分(熊本県熊本) |
| 15日 | | 0時03分 (熊本県熊本) | | | 1時53分(熊本県熊本) |
| 16日 | 1時25分 (熊本県熊本) | 3時55分 (熊本県阿蘇) | 1時45分 (熊本県熊本) 9時48分 (熊本県熊本) | 3時03分 (熊本県阿蘇) | 1時44分(熊本県熊本) 7時11分(大分県中部) 7時23分(熊本県熊本) 16時02分(熊本県熊本) |
| 18日 | | | | 20時41分 (熊本県阿蘇) | |
| 19日 | | | | 17時52分 (熊本県熊本) | 20時47分(熊本県熊本) |
| 29日 | | | | 15時09分 (大分県中部) | |
| 6月12日 | | | | | 22時08分(熊本県熊本) |
| 8月31日 | | | | | 19時46分(熊本県熊本) |

2 被害の概要

(1) 人的被害、住家被害

12月2日現在、熊本県における死者は154人となっている。その内訳は次のとおり。

○警察が検視により確認した死者数 50人

○災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による死者数 99人
(うち災害弔慰金の対象95人)

○6月19日から6月25日に発生した豪雨による被害

のうち熊本地震との関連が認められた死者数 5人

住家被害は、6月19日から6月25日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められたものを含め、全壊8,352棟、半壊31,949棟、一部損壊137,295棟となっている。

被害の状況

(平成28年12月2日現在熊本県)

| | 人的被害(人) | | | 住家被害(棟) | | |
|------|---------|-------|-------|---------|--------|---------|
| | 死 者 | 重傷者 | 軽傷者 | 全 壊 | 半 壊 | 一部損壊 |
| 益城町 | 27 | 117 | 31 | 2,766 | 3,022 | 4,417 |
| 熊本市 | 63 | 686 | 943 | 2,453 | 14,943 | 91,104 |
| 南阿蘇村 | 19 | 29 | 120 | 673 | 768 | 1,162 |
| 宇城市 | 3 | 44 | 95 | 534 | 2,092 | 5,092 |
| 西原村 | 5 | 18 | 38 | 513 | 845 | 1,040 |
| 御船町 | 4 | 8 | 10 | 422 | 2,002 | 2,048 |
| 嘉島町 | 5 | 10 | 0 | 232 | 541 | 1,452 |
| 甲佐町 | 1 | 16 | 2 | 140 | 1,074 | 1,336 |
| 大津町 | 3 | 10 | 9 | 127 | 1,051 | 2,820 |
| 宇土市 | 4 | 19 | 19 | 127 | 1,483 | 5,329 |
| 阿蘇市 | 2 | 1 | 98 | 118 | 757 | 1,407 |
| 菊陽町 | 0 | 9 | 15 | 15 | 591 | 4,559 |
| その他 | 18 | 66 | 157 | 235 | 2,780 | 15,539 |
| 合 計 | 154 | 1,033 | 1,537 | 8,352 | 31,949 | 137,305 |

(2) 避難者の状況

熊本県内の避難所数は、4月17日のピーク時には全45中39の市町村で855箇所が設置され、避難者数も同日がピークで18万人を超えた。指定避難所が被災したこともあり、避難者が屋外にもあふれ、多くの自動車内で寝泊まりする避難者が多数発生した。益城町では、エコノミー症候群やペット対策、プライバシー確保を目的にキャンプ用のテントを多数設営したテント村が開設されたほか、米国から一般的な、キャンピングカー（トレーラータイプ）が避難場所として提供され、福祉避難所等として活用された。

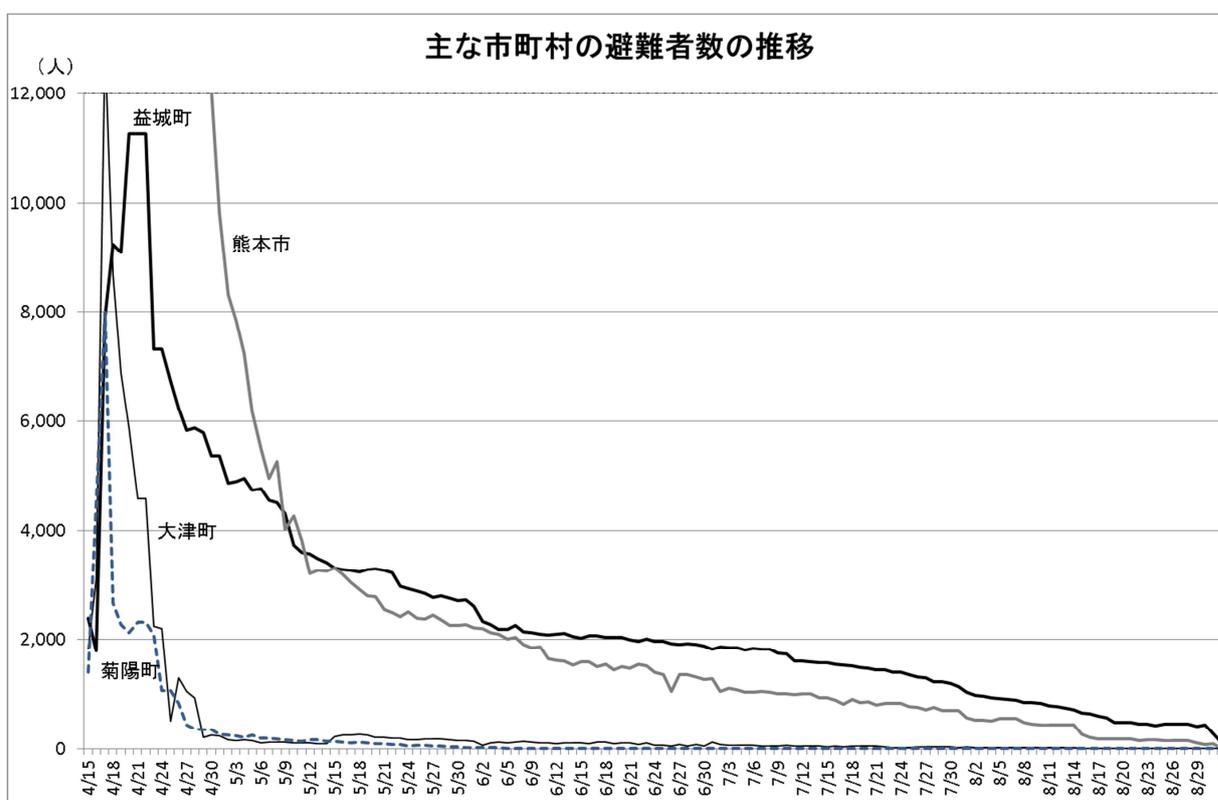
益城町では、災害時要支援者名簿が更新されておらず、十分活用されなかったほか、指定されていた福祉避難所に一般の避難者が殺到し、予定していた機能を発揮できず、要支援者を熊本市内の福祉施設に避難させた。

避難所は発災82日後の7月5日には100箇所を下回り、11月18日、最後まで残っていた西原村の避難所が閉鎖された。避難者数は発災1週間後から大幅に減少し、5月3日（発災19日目）で2万人を、5月17日（同34日目）で1万人を、7月10日（同87日目）で5,000人を割り、11月18日で避難者数は0になった。

市町村の状況

(熊本県災害対策本部)

| 市町村名 | 最大時 | | 1週間後 | | 1か月後 | | 3か月後 | |
|------|------|---------|------|--------|------|--------|------|-------|
| | 避難所数 | 避難者数 | 避難所数 | 避難者数 | 避難所数 | 避難者数 | 避難所数 | 避難者数 |
| 熊本市 | 257 | 108,266 | 257 | 52,883 | 88 | 3,248 | 31 | 934 |
| 大津町 | 73 | 12,879 | 18 | 4,578 | 12 | 95 | 2 | 52 |
| 益城町 | 19 | 11,260 | 12 | 11,260 | 15 | 3,402 | 14 | 1,578 |
| 菊陽町 | 15 | 8,000 | 14 | 2,318 | 6 | 137 | 1 | 7 |
| その他 | - | - | 313 | 28,829 | 122 | 3,724 | 45 | 2,021 |
| 県計 | 855 | 183,882 | 614 | 99,868 | 243 | 10,606 | 93 | 4,592 |



Ⅱ 支援体制

1 初動体制

(1) 緊急派遣チームの派遣

4月14日21時26分頃、九州地方に震度6強の地震が観測されたことから、21時40分に兵庫県災害対策センター内に災害支援準備室を設置するとともに、23時に緊急派遣チーム（先遣隊）3人を派遣した。今回の地震は圏域外の災害で、夜間で公共交通手段もなく、他府県との調整も困難であったことから、兵庫県職員を兵庫県の公用車で派遣した。

緊急派遣チーム出発時までには十分な被害状況を把握することができなかつたため、相互応援協定を結んでいる九州地方知事会の幹事県である大分県を目指した。派遣にあたっては、東日本大震災支援の経験を踏まえて整備した装備品を持参した。

15日7時20分、大分県庁に到着し、情報収集の結果、熊本県以外に大規模な被害がないことを確認し、直ちに熊本県庁に転進。12時30分、熊本県庁に到着した。

この段階では、一部で被害はあるものの、大規模な支援が必要な被災は認められなかつた。

【使用した車両】

三菱アウトランダー（防災専用、緊急車両、赤色灯装備）

【持参した装備品】

ガソリンタンク(1)、寝袋(3)、食料、飲料水、携帯コンロ及び燃料、デジタルカメラ(2台)、スマートフォン(2台)、ノートパソコン(3台)、Wifi端末2台、モバイルプリンタ(2台)、タブレット端末(2台)、用紙、交換インク・トナー、USBメモリ、事務用品、トイレパック、ウェットティッシュ、マスク、地図、ヘルメット、懐中電灯、手袋、携帯ラジオ、延長コード、阪神・淡路大震災教訓事例集等

【評価】

<有効であった対応>

○ 派遣のための事前準備

- ・東日本大震災の教訓から、防災・減災プランに初動体制や緊急派遣チームの派遣基準等をあらかじめ定めていたため、迅速な対応が可能となった。
- ・現地活動を想定した車両や装備の用意があつた。
- ・兵庫県の24時間監視・即応体制を活用することにより、要員の参集、報道機関への情報提供・対応（チーム出発時の取材対応等）を円滑に実施できた。

<課題>

○ 事務局体制

関西広域連合広域防災局の事務局である兵庫県広域企画室の職員5名のうち、2名を派遣したことにより、関係団体との調整、報道機関対応、事務局運営に支障があつた。

(2) 現地支援本部の設置

16日1時25分にM7.3の本震が発生したため、2時に災害支援室を設置、2時30分には、構成府県・政令市の災害対応体制を確認し、連絡体制を確立した。緊急派遣チームは震源から少し離れた八代市に宿泊していたため幸い被害はなく、直ちに熊本県庁に向かった。大規模な被害の発生が予想されたことから、午前6時に熊本県庁内に現地支援本部を設置した。

被災者支援のために家屋被害認定が急がれると予想し、家屋被害認定業務支援職員8人（兵庫県3人、和歌山県1人、徳島県2人、鳥取県2人）を派遣することとし、午前9時には兵庫県職員が出発した（現地では応急危険度判定が優先されたため、後にこれらの職員は現地支援本部の用務に従事することとなった）。

また、構成団体からも連絡員を派遣し、現地対策本部の体制充実を図った。

熊本県庁から十分な情報が得られなかったため、能動的に情報収集を行うこととし、17日から構成府県で分担して被害が大きいと推測される市町村の現地調査を開始した。

さらに、各府県と定期的に会議を行い、被害規模や市町村の対応状況についての情報を、熊本県、大分県を含む支援団体間で共有を図った。

初期の現地支援本部体制

| | 先遣隊(調整班) | 家屋被害認定要員 | その他 |
|-----------|--|---|-------------------|
| 4/14～4/16 | 兵庫県（3名） | | 人と防災未来センター研究員（3名） |
| 4/16～4/23 | 兵庫県（3名） 大阪府（2名） 京都府（2名） 奈良県（2名） 和歌山県（3名） 徳島県（1名） 鳥取県（1名） | 兵庫県（3名） 和歌山県（3名） 徳島県（2名） 鳥取県（2名） | |
| 4/23～4/30 | 滋賀県、兵庫県、大阪府、奈良県他 | | |

【評価】

<有効であった対応>

○ 現地支援本部の設置（責任者の配置）

- ・ 現地支援本部に広域防災局の課長（8級職）を配置したことで、現地での大分県、熊本県との調整が迅速・円滑に実施できた。

○ 現地支援本部体制の充実（構成団体連絡員の派遣）

- ・ 現地支援本部に各府県の連絡員が駐在することにより、各構成府県からの派遣人数等の調整を連絡員を通じて行うことができ、現地ニーズに即した対応を迅速に調整・決定することができた。

○ 積極的な情報収集の実施

熊本県庁から得られた情報は、被災市町村が把握している被害の数値情報だけで、状況から考えて全容が把握できているとは考えられなかった。また、数値で表現できない現地の状況等はまったく把握できない状況であった。

そのようななか、被災市町村に対し、応援側の立場で行った現地調査で得られた情報は、支援内容や規模を判断する一助となった。

(3) 熊本地震災害支援会議の開催

16日14時に、構成府県市の防災監、危機管理監らが兵庫県災害対策センターに参集し、熊本地震災害支援会議を開催した。会議では、現地支援本部に続き、被害の大きい市町村での現地連絡所の設置を検討することを申し合わせるとともに、当面の支援について協議を行った。

人的支援については、DMAT等の国が調整している要員は各団体で対応するほか、現地支援本部の情報に基づいて、各種の人材を組み合わせ合わせた支援チームの派遣を検討することとした。また4月中の現地支援本部の体制や役割について協議を行った。

物的支援については、要請のあった毛布、簡易トイレにかかる割当ての調整経過が報告されるとともに、割当分につき各府県から至急に現地に搬送することとされた。

また、構成団体のうち政令市4市の支援については、指定都市市長会による調整の枠組みで対応することとなった。



〔熊本地震災害支援会議〕

【評価】

<有効であった対応>

○ 熊本地震災害支援会議の開催

防災監・危機管理監クラスの会議開催により、構成団体間の合意を得ることができ、以後の支援活動を円滑に実施することができた。

<課題>

○ 支援会議の位置づけ

防災・減災プランでは、知事・市長をメンバーとする支援本部の規定はあるが、防災監・危機管理監の会議の規定がない。

○ テレビ会議の活用

危機対応時のフェイス・ツー・フェイスのコミュニケーションは重要であるが、南海トラフ地震等、圏域内の被災により参集できないことも想定し、テレビ会議等による情報交換を検討しておく必要がある。

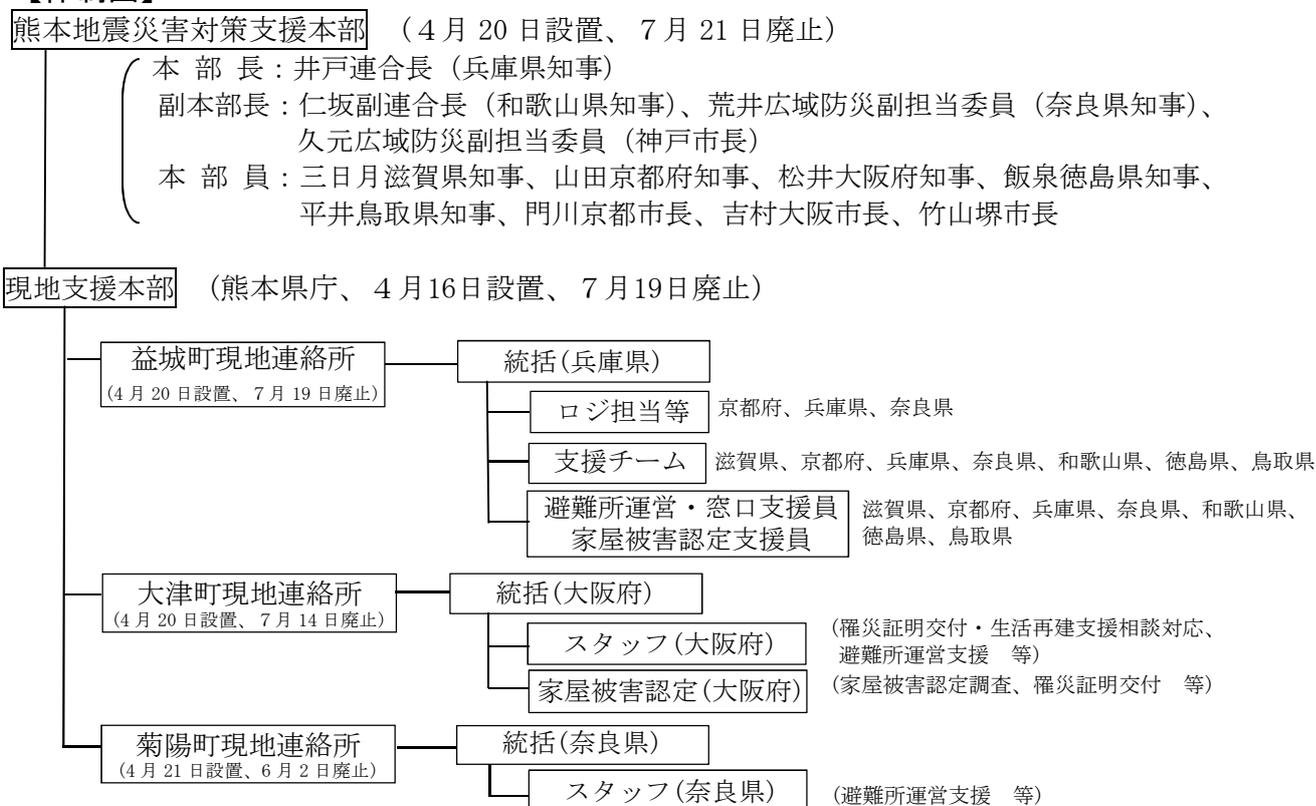
2 災害対策支援本部の設置

4月18日、現地支援本部に対し、九州地方知事会の幹事県である大分県から支援方法について相談があり、最も被害が大きい益城町を関西広域連合が引き受ける方向で調整を行った。大津町についても、現地調査の結果を踏まえ、関西広域連合として支援を行う方向で協議を行った。

翌19日、九州・山口9県被災地支援対策本部長(九州地方知事会長・大分県知事)から、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、正式に関西広域連合に対し益城町と大津町、菊陽町の支援について要請があったことから、4月20日に連合長を本部長とする災害対策支援本部を設置し、同日、現地連絡所を益城町と大津町に設置した。4月21日には、菊陽町にも現地連絡所を設置した。

益城町現地連絡所は、兵庫県を中心に大阪府以外の各府県が運営に当たり、大津町現地連絡所は大阪府が、菊陽町現地連絡所は奈良県が運営に当たった。

【体制図】



※京都市、大阪市、堺市、神戸市は指定都市市長会の調整で熊本市を支援

4月18日には、構成府縣市と一体となって、支援物資の提供、避難所対策、住宅対策、被災者生活再建支援及び広域避難の受け入れ等を積極的に実施する旨の広域連合長コメントを发出。広域連合委員会の開催にあわせて、熊本地震災害対策支援本部会議を4回にわたって開催し、熊本地震への対応について報告・協議した。

支援本部会議開催状況

| 区分 | 日時 | 開催場所 | 報告事項 |
|-----|-------|------------|-------------------------|
| 第1回 | 4月28日 | 大阪府立国際会議場 | 熊本県を中心として発生した地震への対応について |
| 第2回 | 5月19日 | リーガロイヤルNCB | 〃 |
| 第3回 | 6月26日 | 大阪府立国際会議場 | 〃 |
| 第4回 | 7月21日 | リーガロイヤルNCB | 〃 |

現地ニーズが復旧・復興に移行してきたことから、6月2日に菊陽町現地連絡所を、7月14日には大津町現地連絡所を廃止した。多くの避難者が残る益城町については、派遣職員撤収後の町及び熊本県による実施体制を確認したうえで、7月19日に現地連絡所を廃止し、併せて熊本県現地支援本部（熊本県庁）を廃止した。また、7月21日をもって災害対策支援本部を廃止した。

【評価】

＜有効であった対応＞

○ 災害対策支援本部会議の開催

広域連合委員会にあわせて災害対策支援本部会議を開催し、活動状況の報告、方針協議を行うことにより、トップレベルにおいて情報と認識の共有を図ることができ、円滑な調整・支援を実施することができた。

○ 現地連絡所の設置・運営

- ・被災町に現地連絡所を設置して支援を実施したことにより、現場ニーズに即した支援を迅速・的確に実施することができた。
- ・広域防災担当県である兵庫県、副担当県である奈良県、対応力のある大阪府で3つの町を分担することにより、効率的な支援を実施することができた。

○ 広域連合本部による事務局支援

今回はじめて広域連合本部から支援本部事務局に対し、応援職員を派遣した。本部職員は府縣市調整にも慣れており、大きな効果があった。

Ⅲ 支援内容

1 現地支援本部の活動

(1) 熊本県庁における活動

① 直後の状況

16日深夜に発生した本震の後、緊急派遣チームは熊本県庁に向かったが、町並みの様子はそれまでとは一変しており、大きな被害が発生していることが予想されたため、熊本県庁に到着した6時をもって現地支援本部を設置することとした。

現地支援本部設置場所については、熊本県危機管理防災課と調整した結果、県庁本館9階OA研修室が執務スペース（他団体との共用会議室）として提供された。執務用のパソコン、ネット環境は迅速に提供されたが、電話・FAXはなく、エレベーターは17日に復旧したが、水道は使用できない状況であった。

熊本県庁には関西広域連合のほか、全国知事会、大分県、静岡県などの先遣隊が到着していたが、熊本県庁では十分な情報が入手できない状況だったため、17日、18日の2日間、関西広域連合の府県で分担して現地調査を行い、被災市町村の対応組織体制、本部運営状況、避難所運営状況、人的・物的支援ニーズ、被害状況、調整窓口を取りまとめた。

その結果、特に益城町、西原村、阿蘇市の被害が大きく、行政支援が必要であることが判明した（道路の損壊により南阿蘇村には進入することができなかった。）。



〔現地支援本部（熊本県庁）の様子〕

② 応援調整

ア カウンターパートの決定

18日14時の段階で、熊本県に参集していた主な団体は次のとおりであった。

熊本県庁に参集した連絡員

| 区分 | 団体 | 人数 | 区分 | 団体 | 人数 |
|--------|------|----|-------|------|----|
| 九州地方 | 大分県 | 3 | 全国知事会 | 本部 | 3 |
| | 佐賀県 | 2 | | 京都府 | 2 |
| | 鹿児島県 | 1 | | 新潟県 | 2 |
| 関西広域連合 | 兵庫県 | 6 | 政令市 | 福井県 | 3 |
| | 京都府 | 2 | | 北九州市 | 3 |
| | 大阪府 | 2 | | 広島市 | 2 |
| | 奈良県 | 2 | その他 | 岡山市 | 3 |
| | 和歌山県 | 3 | | 東京都 | 17 |
| | 徳島県 | 3 | | 静岡県 | 8 |
| | 鳥取県 | 2 | | 福島県 | 3 |

※内閣府による。

熊本県外からの支援の調整については、熊本県に十分な余裕がないことから、九州地方知事会に応援要請が行われ、会長県である大分県が応援調整を担うこととなった。

大分県は、複数の市町に大きな被害が及んでいることから、被災市町村に対して

カウンターパートを決めて支援を行う方式を採用した。関西広域連合が行った現地調査の結果等を勘案し、18日に九州・山口9県被災地支援対策本部長名で人的支援の割り当てに関する要請文書を発出した。その際の分担は次のとおりである。

21日に追加の支援要請があり、菊陽町について、福岡県、関西広域連合で担当することとなった。

4月18日時点のカウンターパート

| 市町村 | 判明していた避難者数 | 要望人数 | 担当団体 |
|------|------------|------|------------|
| 宇土市 | 1,183 | 25 | 長崎県、沖縄県 |
| 宇城市 | 6,828 | 28 | 鹿児島県 |
| 阿蘇市 | 7,277 | 10 | 宮崎県 |
| 西原村 | 2,951 | 9 | 佐賀県 |
| 南阿蘇村 | 3,043 | 30 | 大分県、全国知事会 |
| 御船町 | 3,234 | 10 | 山口県 |
| 嘉島町 | 2,000 | 10 | 静岡県、福島県 |
| 益城町 | 7,910 | 50 | 福岡県、関西広域連合 |
| 大津町 | 8,695 | 10 | 関西広域連合 |

イ 熊本県庁との調整

熊本県災害対策本部会議と政府の現地本部会議に出席し、情報収集に努めた。本部会議では各セクションからの報告が行われた後、副大臣、知事がコメントする形式で、対策に関する議論は行われず、関西広域連合としての発言機会はなかった。副大臣や知事の発言から対策の方針が変わることもあったため、本部会議後のぶら下がりによる記者会見の聴取も貴重な情報源であった。

事務的には、18日20時から、熊本県（市町村課、危機管理防災課）、九州地方知事会、全国知事会、関西広域連合で被災地支援に関する1回目の打ち合わせを実施、その後、毎日18時30分から打ち合わせを行うことが決まった。

この打ち合わせは「関係者ミーティング」と呼ばれ、熊本県の支援方針の説明や、現地状況に関する意見交換・調整の場として重要な役割を果たしたが、経費負担の問題など、出席者に決定権限がない重要な案件を協議するには限界があった。

ウ 国との調整

熊本県庁には国の現地対策本部要員として各省庁から職員が派遣されていた。発災当初、熊本県の物資調整については、内閣府の災害緊急対応班が所管していたため、物資支援に関しては国と調整を行ったが、カウンターパートを定めて市町村支援が始まった段階で国と調整する機会はほとんどなくなった。

一方、応急危険度判定士、保健師等専門職員の派遣についてはカウンターパートとは別に省庁別に調整が行われ、全容が見えなかった。また、南阿蘇村に対する緊急支援、家屋被害認定要員の派遣など、総務省から直接派遣要請がある場合もあった。

エ 関西広域連合構成団体間の調整

熊本県庁では、物資や人的支援について、国や熊本県からの要請を一括して受け、広域防災局において構成団体での分担を調整した。

カウンターパートが決まるまでは、構成府県の連絡員が熊本県庁に常駐していたため、連絡調整は容易であったが、現地連絡所を設置し、部隊が分散すると情報共有が困難となった。

各現地連絡所で毎日活動報告を作成し、無料の web グループウェアであるサイボウズ Live の掲示板に貼り付けるなどして情報共有を図るとともに、益城町に派遣した支援チームの総括が菊陽町現地連絡所の調整を実施するなどの横断調整を行った。

【評価】

<有効であった対応>

○ 大分県による支援調整の実施

対応余力のない熊本県に代わり、全国から集まる応援を大分県が調整したことは非常に有効であった。支援側は調整窓口を一本化でき、全体調整が容易であった。このことは全国知事会の応援協定が有効であることを示しているものと考えられる。

○ 執務環境の提供

熊本県において執務室等が迅速に提供されたことは、支援調整を行う上で効果があった。

○ 関係者ミーティングの実施

熊本県と応援団体で毎日開催されたミーティングは、情報共有に極めて有効であった。

○ 積極的な情報収集

連絡員が行った情報収集活動は次の面で非常に有効であった。

- ・熊本県が収集し、本部会議で公表する被害情報は、その時点で把握できている人的被害、避難者数等であり、被害の全容を示すものではなかった。また、市町村の対応状況や応援ニーズなど、応援団体が必要とする情報が含まれていなかった。
- ・現地の市町村職員と情報交換することにより、被害の深刻度を具体的に把握することができた。

○ インターネットを使った情報共有

サイボウズ Live はアカウントとパスワードさえ配布しておけばどの端末からでもアクセスでき、掲示板に貼り付けた報告書や写真を閲覧・ダウンロードできたため、構成府県間の情報共有に大きな効果があった。

○ 国の積極的な関与

国が迅速に現地対策本部を立ち上げ、救援物資、災害査定等様々な分野で直接対策に関与したことにより、大規模な支援が迅速に実施された。

○ 熊本県職員の被災市町村への派遣

熊本県庁から被災市町村に対し、幹部クラスの連絡員が派遣され、情報収集・課題解決にあたった。必要に応じて分野ごとに応援職員が追加派遣された。たとえば益城町に対しては、理事（9級職）、審議員（6級職）、担当の3名が派遣されたが、①幹部職員であったため町幹部と熊本県庁、応援団体の間の調整が円滑であったこと、②交代制ではなく常駐（のちに審議員は町へ派遣）であり、継続的な支援が可能であったことから、非常に有効であった。

<課題>

○ 支援に関する被災県の役割（対策全体のコーディネート）

熊本県は当初、被災市町村の支援はカウンターパートに任せる意向で、当事者意識が希薄であった。国からの支援、県からの職員派遣や県内市町村からの応援調整等、災害対策全体の調整は県が積極的に行う必要がある。

○ 国の関与のあり方

国の応援調整は省庁縦割りで、職員の派遣調整も分野別であったため、必ずしも被災市町村のニーズに即応するものではなかった（例：応急危険度判定に重ねて外観目視で家屋被害認定調査を実施することも可能であった）。

また、知事会の枠組で支援を行っているなか、総務省から直接職員派遣の要請が行われるなど、国の位置づけが不明確なまま支援が行われた。

○ 応援に要した経費の負担

受援団体に応援経費を負担する意識が希薄だったため、民間事業者への業務委託やボランティアの積極活用、避難所の集約、ワンストップ窓口の設置など、災害対策業務の合理化へのインセンティブが働きにくかった。

○ 関係者ミーティングの機能

被災市町村の現場対応を踏まえ、応援団体側から各分野にわたる様々な意見・要望が出されたが、熊本県庁内で必ずしも共有されておらず、担当セクションと直接調整せざるを得ない場合も多かった。

被災県側の対策案と応援府県側のアドバイスを双方持ち寄って、課題解決を図る場とすることが望ましい。

○ 現地支援本部体制

現地支援本部に責任者を置かなかつたため、カウンターパート支援が始まった段階で現地連絡所間の情報共有・連携が希薄となった。

サイボウズ Live を使った情報共有は事前に十分周知されていなかったため、主に益城町現地連絡所でしか活用されなかった。また、日報報告用に使用したため、たとえば宿泊場所、食事等の現地情報の共有もなされなかった。

(2) 現地連絡所における活動

① 益城町現地連絡所の活動

ア 益城町の状況

益城町は面積 65.67 km²、人口 33,386 人、世帯数 11,706 世帯。農業を基幹産業として発展してきたが、近年、熊本市のベッドタウンとして人口増加が続いている。一般行政職員は 165 人である。

16 日 14 時 30 分の段階で熊本県庁が把握していた被害状況は、死者 12 人、負傷者 4 人、避難者数 7,910 人という数字であった。17 日に和歌山県が行った現地調査では、全職員 24 時間体制で対応しており、交代もままならない、庁舎が損壊し、執務するにも文具もない状態であることが判明した。

18 日に益城町を支援することが決まったことを受け、同日夕刻、緊急派遣チームが町長と協議を行った。町長の話は次のようなものであった。

- ・初めての経験で何をしたらいいのか分からない。
- ・庁舎が被災し、災害対策本部会議を開くこともできない状況。

町の職員は、幹部も含めてほとんどが避難所運営に追われており、組織的な災害対策が実施できない状況であった。また、直前の町議会で副町長の選任が否決され、副町長不在のまま被災したため、町長に案件が集中したことも組織的な対応を困難としていた。

益城町の被災状況 平成 28 年 12 月 2 日

| | | |
|--------|------|----------|
| 人的被害 | 死者 | 27 人 |
| | 重症者 | 117 人 |
| | 軽症者 | 31 人 |
| 住家被害 | 全壊 | 2,766 棟 |
| | 半壊 | 3,022 棟 |
| | 一部損壊 | 4,417 棟 |
| 最大避難者数 | | 16,050 人 |

イ 支援体制の立ち上げ

19 日、役場機能を回復することが急務であったことから、関西広域連合と福岡県は応援職員を避難所に入れ、町職員を役場に帰すことを最優先課題とし、関西広域連合として、大津町を支援する大阪府を除く府県から各 6 人、計 42 人を、福岡県から 20 人を派遣することとした。

また、益城町には災害対応の経験がほとんどなく、ノウハウを有する職員が手薄なことから、災害対策全般にわたる助言を行う支援チームを派遣することとした。緊急を要すること、立ち上げに経験とノウハウが必要であることから、第 1 陣は広域防災センター長（10 級職）をトップに、過去の災害で支援経験のある兵庫県職員で組織し、20 日に兵庫県を出発した。

熊本県も理事（9 級職）をトップに 3 人を益城町に派遣することを 18 日に決定し、ようやく本格的な支援が始まった。

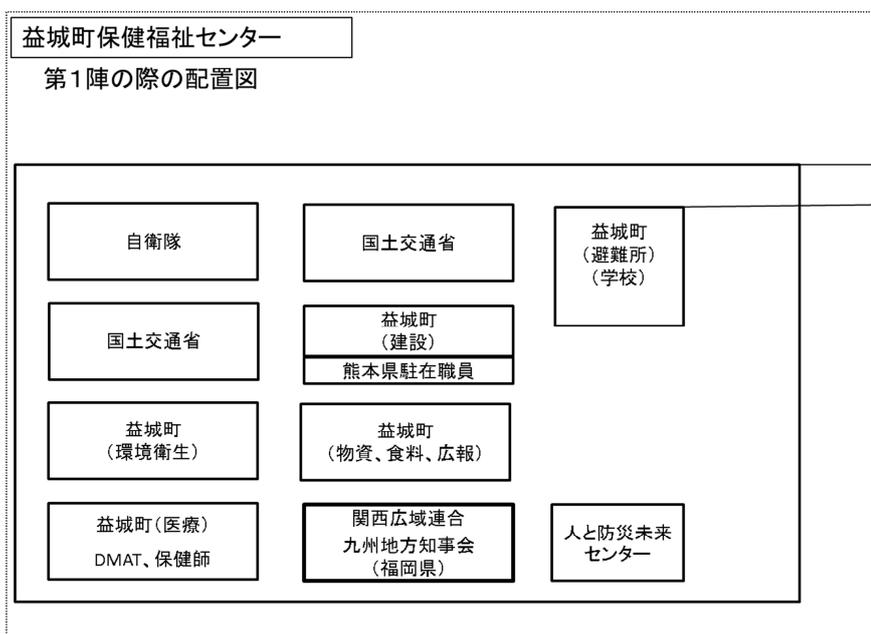
ウ 支援内容

避難所に多数の支援要員を派遣することにより、町幹部を避難所運営から解放するとともに、支援チームから災害対策に関する助言・情報提供を行うことにより、町は体制を立て直し、4 月 25 日には住まい支援、罹災証明・家屋被害認定調

査、避難所対策の各プロジェクトチームを設置して対策を進めた。熊本県から派遣された課長級職員は、6月1日付けで町の政策審議監に就任し、復旧・復興全体を牽引する立場となった。

5月に入り、6日に町内で初めて応急仮設住宅の建設に着手するとともに、20日から罹災証明書の受付を開始した。6月に入り、プレハブ庁舎での業務を再開し、罹災証明書の発行業務も一段落するとともに、14日から仮設住宅への入居が始まり、避難所避難者の減少が見込まれた。6月6日から始まった家屋被害認定の2次調査は7月に入っても申請が途切れなかったが、7月中で完了の目処がつくまでに至った。チーム派遣終了後は、兵庫県から連絡調整員2人の派遣を3次にわたり継続した後、7月19日をもって撤収した。

益城町現地連絡所のレイアウト（4月20日～5月2日）



エ 支援チームによる支援

「Ⅲ 支援内容 2 支援チームの派遣」を参照のこと。

益城町支援の経緯

| 月 日 | 益城町の動き | 関西広域連合の対応 | 国・熊本県の動き等 |
|-------|--------|--------------------------------------|--|
| 4月14日 | 木 | ・災害対策本部設置 | |
| 4月16日 | 金 | | |
| 4月17日 | 土 | ・建物応急危険度判定を開始 | ・現地支援本部設置 |
| 4月18日 | 日 | | ・構成府県が現地調査 |
| 4月20日 | 火 | | ・カウンターパートの決定 ・町長との面談・協議 |
| 4月21日 | 水 | ・ボランティア受け入れ開始 | ・支援チーム(第1陣)派遣 ・益城町現地連絡所開設 |
| 4月24日 | 土 | ・避難者用テント設置 | ・避難所運営支援を開始 |
| 4月25日 | 日 | | ・県職員3名駐在 |
| 4月26日 | 月 | ・復興再建チームを設置(住まい支援、被害認定、避難所運営、役場機能再建) | |
| 4月27日 | 水 | | ・支援チーム(第2陣)派遣 仮設住宅支援チーム設置 |
| 4月30日 | 土 | ・家屋被害認定開始(1次調査) | ・家屋被害認定要員派遣 |
| 5月1日 | 日 | ・り災証明書受付開始 ・避難所への業者による食料供給開始 | |
| 5月2日 | 月 | ・災害対策本部を役場に移設 | |
| 5月3日 | 火 | ・本部会議の運営体制整備 | |
| 5月4日 | 水 | | ・支援チーム(第3陣)派遣 保健師・栄養士チームに 改編 |
| 5月6日 | 金 | ・相談窓口開設 ・仮設住宅建設着手 | |
| 5月9日 | 月 | ・小中学校再開 ・みなし仮設住宅の受付開始 | |
| 5月11日 | 水 | | ・支援チーム(第4陣)派遣 |
| 5月13日 | 金 | | ・国の物資支援終了 |
| 5月17日 | 火 | ・通常窓口業務再開 ・トイレ清掃避難所運営業務の一部を委託 | ・応援職員による単純労務見直し通知 |
| 5月18日 | 水 | | ・支援チーム(第5陣)派遣 |
| 5月20日 | 金 | ・り災証明書発行開始 | |
| 5月21日 | 土 | ・仮設住宅入居受付開始 | |
| 5月22日 | 日 | ・住宅応急修理受付開始 | |
| 5月25日 | 水 | | ・支援チーム(第6陣)派遣 ・業務委託の活用を提言 |
| 5月30日 | 月 | | ・自衛隊撤収 |
| 6月1日 | 水 | ・生活再建支援金受付開始 ・復興課、環境衛生課新設 | ・支援チーム(第7陣)派遣 ・政策審議監として 熊本県職員を派遣 |
| 6月4日 | 土 | ・応急危険度判定終了 | |
| 6月6日 | 月 | ・仮設庁舎での業務を開始 ・家屋被害認定2次調査開始 | |
| 6月8日 | 水 | | ・支援チーム(第8陣)派遣 情報収集等連絡員派遣 終了 |
| 6月9日 | 木 | ・在宅者健康調査完了 | |
| 6月11日 | 土 | | ・ボランティア統括コーディネーター派遣終了 |
| 6月14日 | 火 | ・仮設住宅入居開始 | |
| 6月15日 | 水 | ・公費解体受付開始 | ・支援チーム(第9陣)派遣 ・保健・医療・福祉連絡員派遣終了 |

| | | | | |
|-------|---|-------------------------------------|---------------------------------|--|
| 6月20日 | 月 | ・中長期派遣職員の受け入れ開始 | | |
| 6月22日 | 水 | | ・支援チーム(第10陣)派遣 | |
| 6月23日 | 木 | ・義援金申請受付開始 | | |
| 6月26日 | 日 | | ・栄養士派遣終了 | |
| 6月29日 | 水 | | ・支援チーム派遣終了 ・避難所運営・窓口支援要員派遣終了 | |
| 7月1日 | 金 | ・非常勤職員雇用(3名) ・総合体育館避難所運営をYMCAに委託 | | |
| 7月7日 | 木 | ・公費解体開始 | | |
| 7月15日 | 金 | ・最大の仮設団地(516戸)完成 | | |
| 7月19日 | 火 | | ・家屋被害認定支援終了 ・益城町現地連絡所廃止 | |

② 大津町現地連絡所の活動

ア 大津町の状況

大津町は面積 99.09 km²、人口 33,272 人、世帯数 12,680 世帯。熊本市のベッドタウンとして、また本田技研工業熊本製作所の企業城下町として発展してきた。一般行政職員は 145 人である。

16 日 14:30 分の段階で熊本県庁が把握していた被害状況は、軽傷 3 名、全壊 3 棟、半壊 2 棟であり、被害は軽微と思われたが、18 日に大阪府が調査に入ったところ、17 日夜の避難者は 13,000 人にのぼり、避難所運営に支援が必要であることが判明した。

大津町の被災状況 平成 28 年 12 月 2 日

| | | |
|--------|------|----------|
| 人的被害 | 死者 | 3 人 |
| | 重症者 | 10 人 |
| | 軽症者 | 9 人 |
| 住家被害 | 全壊 | 127 棟 |
| | 半壊 | 1,051 棟 |
| | 一部損壊 | 2,820 棟 |
| 最大避難者数 | | 12,879 人 |

イ 支援体制の立ち上げ

調査の際に町幹部から直接支援要請を受けた縁もあり、18 日夕刻、大阪府が担当することとした。

大阪府の先遣隊が大津町役場に到着した際、役場は倒壊の危険があり使用できる状態ではなく、災害対策本部は別棟電算室の 3F に設置されていた。総務部長に被害の現状、町の要請等を改めて確認したところ、「人員が足りない。避難所の運営に人を割いている状況で、このままでは必要な行政サービス業務ができない。県への応援要請などは、まだ具体的な話ができていない。」とのことであったため、当初は物資拠点での物資の仕分け・搬出入、避難所運営サポートから支援を開始した。

ウ 支援内容

(ア) 統括(支援の全体像)

4 月 20 日に「関西広域連合大津町現地連絡所」を設置し、7 月 14 日まで、14 班の支援チームを派遣した。支援チームは、危機管理室職員による班長、副班長と、府各部局職員、府内市町村職員の構成で、1 週間交代の 10~22 名での体制となった。

班長は、大津町役場に設置した現地連絡所において、町職員や厚生労働省からの派遣職員等と活動内容や人員体制等の各種調整を行うほか、熊本県庁に設置された関西広域連合現地支援本部において、九州ブロック知事会や熊本県などとの調整を行った。副班長は、班長のサポートと、支援職員との連絡調整、連合支援本部・大阪府への活動報告、班員の健康状態報告を業務とした。

支援職員は、当初は物資拠点での物資の仕分け・搬出入、避難所運営サポートが主な業務であったが、現地のニーズに応じて、災害廃棄物仮置き場での支援、住民の生活再建のための家屋認定調査、り災証明発行の窓口業務へと移行していった。

り災証明の発行に必要な家屋被害認定調査の終了に目途がついたことから7月14日をもって、短期的な職員派遣を終了した。

大津町への職員派遣の状況

| 班 | 派遣期間 | 派遣人数 | | | 派遣市町村 | 主な支援業務内容 |
|------|-------------------------------------|-----------|-----|------|--|--|
| | | 府職員 | 市町村 | 計 | | |
| 先遣隊 | H28. 4. 16～4. 22 | 2名 | | 2名 | | 物的・人的支援のための県との調整やニーズ把握、カウンターパートの調整 |
| 第1班 | H28. 4. 21～4. 27 (4. 20～4. 21) | 10名 2名 | | 12名 | | 物資基地・避難所の運営サポート、県等との調整、後方支援車の設置など |
| 第2班 | H28. 4. 27～5. 3 (4. 30～5. 6) | 10名 | 2名 | 12名 | 枚方市、泉大津市 | 物資基地・避難所の運営サポート、災害廃棄物対応、家屋被害認定調査、県等との調整など |
| 第3班 | H28. 5. 3～5. 9 (5. 7～5. 13) | 10名 | 1名 | 11名 | 東大阪市 | 避難所の運営サポート、災害廃棄物対応、家屋被害認定調査、県等との調整など |
| 第4班 | H28. 5. 9～5. 15 (5. 9～5. 13) | 10名 3名 | | 13名 | | 避難所の運営サポート、災害廃棄物対応、家屋被害認定調査、県等との調整など |
| 第5班 | H28. 5. 15～5. 21 (5. 14～5. 20) ※ | 10名 | 12名 | 22名 | 箕面市、豊中市、高槻市、門真市、東大阪市、八尾市、大阪狭山市、松原市、羽曳野市、岸和田市、 ※加古川市2名 | 避難所の運営サポート、家屋被害認定調査、窓口等支援、県等との調整など |
| 第6班 | H28. 5. 21～5. 27 (5. 20～5. 27) | 10名 | 9名 | 19名 | 豊能町、東大阪市3、八尾市、松原市、岸和田市、泉佐野市、貝塚市 | 家屋被害認定調査、窓口等支援、県等との調整など |
| 第7班 | H28. 5. 27～6. 2 | 10名 | 6名 | 16名 | 箕面市2、茨木市、大東市2、東大阪市 | 家屋被害認定調査(1次、2次)、窓口等支援など |
| 第8班 | H28. 6. 2～6. 8 | 10名 | 4名 | 14名 | 摂津市、和泉市、泉佐野市、高石市 | 家屋被害認定調査(1次、2次)、窓口等支援など |
| 第9班 | H28. 6. 8～6. 14 | 10名 | 4名 | 14名 | 池田市、摂津市、島本町、柏原市 | 家屋被害認定調査(1次、2次)、窓口等支援など |
| 第10班 | H28. 6. 14～6. 20 | 10名 | 4名 | 14名 | 寝屋川市、守口市、泉南市、河内長野市 | 家屋被害認定調査(1次、2次)、窓口等支援など |
| 第11班 | H28. 6. 20～6. 26 | 5名 | 5名 | 10名 | 高槻市、茨木市、河内長野市、大東市、和泉市 | 家屋被害認定調査(2次) |
| 第12班 | H28. 6. 26～7. 2 | 5名 | 7名 | 12名 | 高槻市、摂津市、門真市、守口市、富田林市、高石市、貝塚市 | 家屋被害認定調査(2次) |
| 第13班 | H28. 7. 2～7. 8 | 5名 | 7名 | 12名 | 茨木市、八尾市、柏原市、藤井寺市、富田林市、高石市、熊取町 | 家屋被害認定調査(2次) |
| 第14班 | H28. 7. 8～7. 14 (7. 14～7. 15) | 8名 1名 | 4名 | 12名 | 箕面市、高槻市、摂津市、熊取町 | 家屋被害認定調査(2次)。現地支援は7/14まで。7/15は現地に配備した後方支援車の移動。 |
| 合計 | | 131名 | 65名 | 196名 | | |

(イ) 物資拠点での支援

プッシュ型で送られてくる支援物資が膨大で、町職員の負担が大きかったため、第1班（4/21～27）は、初日と2日目は班員8名を配置し、物資拠点となっている大津中学校体育館での支援物資受入れ、避難所への配送等業務を支援した。

トラックで運び込まれる大量の物資の品名・数量を確認し、所定の場所に搬入・仕分けし、その物資を避難所から受け取りに来る車に必要な品・数だけ積み込んでいくのだが、物資の搬入の方が多く、中学校の体育館はすぐに満杯となった。そのため、生協や地元企業、大学生などのボランティア、大津中学校の生徒の協力を得て、横の剣道場に移し替えた。

3日目以降は、避難所運営の支援要員が必要となったことから、職員配置を状況に応じて変更することとした。

ゴールデンウィーク明けから避難所となっている小中学校を再開することが決まり、自衛隊の応援を得て4月29日から2日ばかりで支援物資拠点となっている大津中学校体育館から大量の支援物資を移動させた。



【物資拠点での物資の搬出の様子】



【物資拠点であふれる支援物資】

(ウ) 避難所運営支援

「3 避難所運営支援」を参照のこと。

(イ) 災害廃棄物仮置き場の支援

4月30日に開設した2か所目の災害廃棄物仮置き場に安全管理等のために多くの人員が必要との要請を受け、物資拠点の運営支援にあっていた職員の大半を災害廃棄物仮置き場へ配置転換した。

トラックなど多い時には1日に1,000台以上、大雨時でも200台近くの搬入があった。特に雨の日は地道がぬかるみ、多くの車両がスリップしその対応にも追われた。



【災害廃棄物仮置き場で活躍した後方支援車】



【矢護川災害廃棄物仮置き場での作業の様子】

持参したゴム引きの軍手は1日でダメになり、急遽、皮手袋を現地で調達し作業続行したが、それも3日目くらいで破れて使えなくなった。雨の中での作業だったので、合羽を着ての重いコンクリートブロックの積み下ろし作業等のせいで、作業服は汗だくになり、足元も泥だらけで、ガラス片や釘などが散乱する現場での支援業務は過酷であった。

休憩するにも屋根がない環境の中で、職員は約1時間半のローテーションの合間に大阪から運び込んだ後方支援車で休憩をとった。

職員にとっては辛い現場だったが、府職員主導で、場内整理を確認・誘導・処理の3工程に分け、無線器を導入することにより、システマチックな作業環境に作り変えた。特に大津町長や大阪府知事が現地に激励に来ていただいたことは、職員の士気向上につながった。

5月16日から業務が民間委託へ切り替わったことから、この業務の支援は第4班で終了し、第5班からり災証明発行業務の支援に移行した。

(オ) 家屋被害認定調査支援

「4 家屋被害認定調査支援」を参照のこと。

(カ) り災証明書発行等窓口業務支援

「4 窓口業務支援」を参照のこと。

③ 菊陽町現地連絡所の活動

ア 菊陽町の状況

菊陽町は面積 37.57 km²、人口 40,384 人、世帯数 15,799 世帯。熊本市のベッドタウン化が進み、人口増加率は全国有数となっている。一般行政職員は 169 人である。

4月16日14:30分の段階で熊本県庁が把握していた被害状況は、重傷1名、軽傷4名、一部損壊2棟であった。当初は応援リストに挙がっていなかったが、熊本県の調査で人的支援要請があったため、大分県を通じ、20日に関西広域連合と福岡県に対してカウンターパート支援の追加要請があった。

21日時点で避難所を11カ所（うち学校が2カ所）開設し、約2,000人の避難者が避難をしていた。電気は復旧していたが、水道は一部濁りがあり、自衛隊の給水支援を受けていた。都市ガスの復旧が遅れており、住民生活に支障が出ている状況であった。

被災者の多くは自宅で生活できる状態であったが、昼は自宅で生活し、夜は避難所で過ごす人が多く、車中泊での避難者も多い状況であった。

菊陽町の被災状況 平成28年12月2日

| | | |
|--------|------|--------|
| 人的被害 | 死者 | 0人 |
| | 重症者 | 9人 |
| | 軽症者 | 15人 |
| 住家被害 | 全壊 | 15棟 |
| | 半壊 | 591棟 |
| | 一部損壊 | 4,559棟 |
| 最大避難者数 | | 8,000人 |

イ 支援体制の立ち上げ

広域防災の副担当である奈良県が担当することとし、現地連絡所を設置した。支援体制の立ち上げが急がれたことから、当初は益城町に派遣されていた奈良県職員を転進することで対応した。

4月21日、奈良県のメンバーが菊陽町役場に到着し、総務課にて被害の現状、町の要望を確認したところ、避難所での食事の提供などの運営面と住民の要望把握・本部への連絡、り災証明書の発行手続きなど役場業務の支援を求められた。

ウ 支援内容

(7) 統括（支援の全体像）

り災証明書の発行手続き等の業務が始まるまで避難所の運営業務を支援することとなり、菊陽町の西部拠点である「光の森町民センター」で業務を行うこととなった。

「光の森町民センター」には菊陽町役場西部支所が設置されており、住民票発行などの窓口業務を行っていたため、被災者が窓口を訪れることも多く、町職員はほぼ窓口業務の対応に追われている状況であった。

町職員には避難所運営に対応できる余裕がなかったため、奈良県からの支援職員が避難所運営にあたることとなり、町職員の指示を受け業務を行った。

その後、徐々に避難者が自宅へ戻っていったことや、り災証明書の発行手続きの準備が整ったことから、役場でのり災証明発行手続き、被災者証明の発行や支援の相談等の業務支援へ移行していった。

4月21日から6月1日まで、15班を派遣した。派遣は、各班1週間単位で、3日ごとに2名を交代させる体制で、のべ29人を派遣した。

菊陽町への職員派遣の状況

| 班 | 派遣期間 | 県職員 | 主な支援業務内容 | |
|-------|------------------|-----|-----------------------------------|--|
| 初動派遣1 | H28. 4. 21～4. 24 | 2名 | 支援内容について町との調整やニーズ把握 避難所の運営サポート | |
| 初動派遣2 | H28. 4. 21～4. 27 | 2名 | 避難所の運営サポート | |
| 第1班 | H28. 4. 24～4. 30 | 2名 | 避難所の運営サポート | |
| 第2班 | H28. 4. 27～5. 3 | 2名 | 避難所の運営サポート り災証明発行等窓口業務等 | |
| 第3班 | H28. 4. 30～5. 6 | 2名 | 避難所の運営サポート り災証明発行等窓口業務等 | |
| 第4班 | H28. 5. 3～5. 9 | 2名 | り災証明書発行等窓口業務 生活再建支援の相談業務等 | |
| 第5班 | H28. 5. 6～5. 12 | 2名 | | |
| 第6班 | H28. 5. 9～5. 15 | 2名 | | |
| 第7班 | H28. 5. 12～5. 18 | 2名 | | |
| 第8班 | H28. 5. 15～5. 21 | 2名 | | |
| 第9班 | H28. 5. 18～5. 24 | 2名 | | |
| 第10班 | H28. 5. 21～5. 27 | 2名 | | |
| 第11班 | H28. 5. 24～5. 30 | 2名 | | |
| 第12班 | H28. 5. 27～6. 1 | 2名 | | |
| 第13班 | H28. 5. 30～6. 1 | 1名 | | |
| 合計 | | 29名 | | |

(イ) 避難所運営支援

「3 避難所運営支援」を参照のこと。

(ロ) り災証明書発行等窓口業務支援

「4 窓口業務支援」を参照のこと。

【評 価】

<有効であった対応>

○ 市町村に対する直接支援の実施

最も支援が必要とされる被災町に直接支援を行った。町からのニーズに応じた物資拠点での物資の仕分け・搬出入、避難所運営、災害廃棄物仮置き場、窓口業務や家屋被害認定調査等、災害対策の段階に応じて業務に必要な職員を派遣したことで、効果的な支援へとつながった。

<課 題>

○ 現地連絡所間の情報共有

情報共有のための報告様式や報告方法の詳細をあらかじめ定めていなかったため、府県間あるいは派遣職員間の情報共有が不十分だった。

今回は初めて Web グループウェアを使ったが、今後、Twitter や Facebook、LINE などのツールの活用を検討する必要がある。

○ 市町村支援のあり方

被災市町村ごとにカウンターパートを定めて支援を行ったが、府県職員は市町村の業務に関して知識や経験がないため、府県だけでは対応できなかった。

とりわけ、今回の支援では政令市が熊本市支援に集中したため、構成府県は組織的には関西広域連合の構成員ではない、府県下の市町村に職員派遣を要請した。

被災地支援には市町村の資源が不可欠であるが、関西広域連合には市町村の備蓄物資や職員を動員する権限も、協力を求めるしくみも存在しない。

○ 情報機器の設定等

各自治体が持参するパソコン等は様々であり、Word、Excel など標準的な事務ソフトがインストールされていないもの、メールやネットの設定がなされていないもの、セキュリティ設定で USB メモリ等にデータ移行できないものなど、共同作業を行ううえで使いにくい端末もあった。

○ 応援受援体制の充実

業務や職種ごとに、様々なルートで支援が行われたことから、支援要請、受入体制、業務分担等について、受援計画の見直しを行う必要がある。

また、比較的被害が小さかった菊陽町では、派遣職員が町の指揮命令の下で業務を行うことが可能であったが、益城町のように、組織的な対応ができず、災害対策本部体制が十分機能していない団体については、応援団体側でマネジメント部分の立て直しも含めた支援が必要な場合もあり得る。

(3) 現地支援本部の撤収

職員派遣の開始にあたり、構成府県に対しては、支援期間が3か月以上に及ぶ可能性を示して要請を行ったが、5月末で全国知事会、宮城県の連絡員が熊本県庁から撤収するなど、震災後1か月を経過した頃から支援に入った自治体の一部に撤収の動きが出始めた。

益城町、大津町、菊陽町では、避難者数がピーク時の5分の1程度まで減少し、家屋被害認定も5月末完了を目指して急ピッチで作業が進んでいた。また、当初混乱していた益城町についても、熊本県職員が常駐して支援する体制が構築され、町も復興支援チームを設置して被災者支援対策を進めるなど、応急対応期を脱しつつあると考えられた。

そのため、被災町の状況を勘案しつつ、現地支援本部の撤収時期の検討を進め、役場機能の回復が早かった菊陽町の現地連絡所を6月2日に廃止した。益城町、大津町についても、6月8日、熊本県に対し、6月末に避難所運営・窓口業務支援を終了し、7月中旬で現地連絡所を撤収したいとの意向を伝えた。

その後、益城町、大津町との間で今後の作業項目や作業量の見込み、撤収時期の詳細を協議した結果、避難所運営・窓口業務支援について、益城町については6月29日、大津町については6月30日をもって終了した。

一方、家屋被害認定については、二次調査の希望者が多く、全国的にも対応できる技術者が少ないことを勘案し、大津町は7月14日まで、益城町は7月19日まで支援を延長した。

家屋被害認定調査支援の終了に伴い、7月19日をもって現地支援本部を撤収し、現地での短期支援業務を終了した。その後は、広域防災局にワンストップで応じる相談窓口を設け、助言、情報提供等の支援を継続することとした。

なお、政令市による熊本市に対する家屋被害認定支援、国の調整による保健師等の派遣は8月に入ってからも続けられた。

【評価】

<有効であった対応>

○ 早めの撤収予告の実施

3週間前に撤収方針を伝えることにより、被災自治体側で代替方策を検討・準備する時間的な余裕があった。

○ 被災団体との撤収時期の協議

支援チームの統括を窓口、被災団体と業務量の見積もりを協議することにより、撤収後の見通しを示すことができた。また、協議の中で家屋被害認定調査の早期実施が困難であることが明らかとなり、支援を延長するなど、被災地の実情に沿った対応も可能となった。

<課題>

○ 撤収方針の明確化

東日本大震災では短期の職員派遣が7か月間に及ぶなど、被災地支援の期間を一律に定めることは難しいが、職員を派遣している自治体では、たとえ1週間交代であってもその間、通常業務に支障が生じるため、「いつまで続けるのか」「定期的な目途を示して欲しい」との要望が多く寄せられた。

2 支援チームの派遣

① 支援チーム派遣の趣旨

益城町には災害対策の経験がなく、ノウハウを有する職員がいないこと、幹部を含む職員の大半が避難所運営に従事しており、役場機能（災害対策本部機能）が失われていることが判明したことから、東日本大震災において宮城県石巻市、気仙沼市、南三陸町で行った支援に準じ、災害応急対策に必要な各分野の経験者・技術者等による支援チームを派遣することとした。

② 役割・機能

支援チームは町組織の一部として指揮命令を受けるのではなく、1人のリーダーの下に自律して活動できる組織として派遣した。

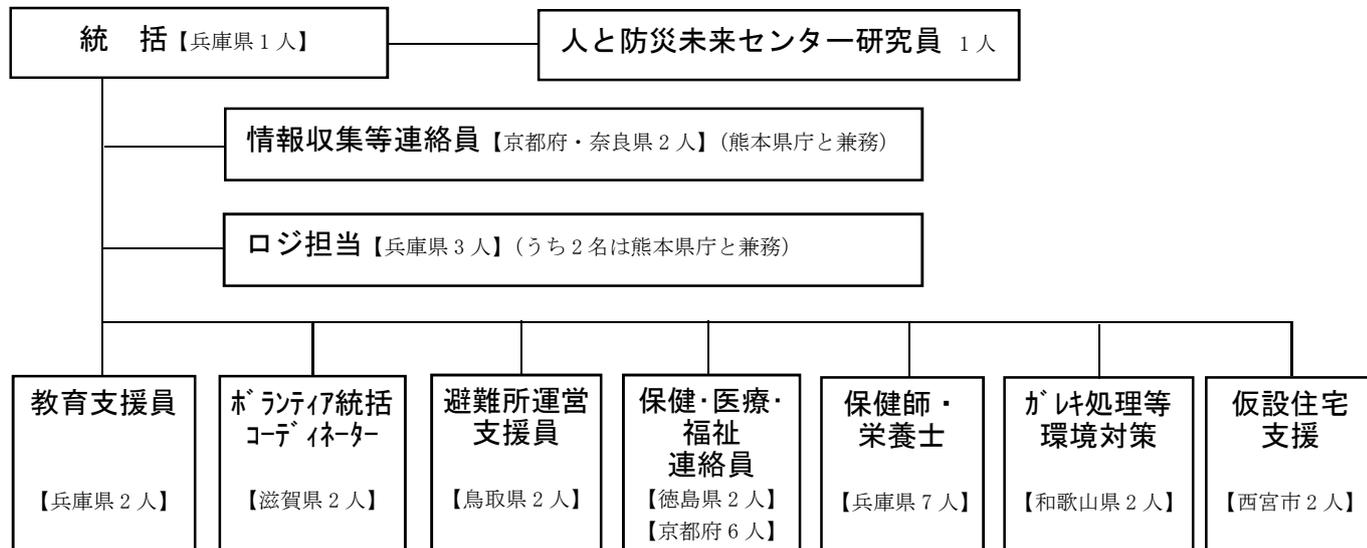
チーム構成員は、自らが直接支援業務に従事するのではなく、今後の見通しを見据えて必要な業務を町に提示し、対策遂行のための助言・情報提供を行うアドバイザーとしての役割を担うものとした。

府県ごとに分野を担当し、必要な情報や資料を派遣職員に提供するなど、支援活動を組織的にバックアップすることとした。

③ 派遣体制

統括、情報連絡員、ロジ担当のほか、分野別チームからなる20人余の編成により、1週間（7泊8日。1日は引き継ぎ日）交代で派遣することとした。4月20日から6月29日の2か月余りにわたり第10陣（6月22日～）まで251人を派遣した。

〔第5陣の体制（派遣職員数最大時）〕 5月18日～25日。総人数32人



④ 各分野の業務内容

| 分野 | 業務内容 |
|------------------|--|
| 総括 | 全体のとりまとめ、町への情報提供 |
| 情報収集等連絡員 | 総括担当の支援、熊本県、政府現地対策本部等との調整 |
| ロジ担当 | 連絡調整、報告書等の作成 |
| 教育支援 | 学校再開支援、児童・生徒のこころのケア、授業支援。 EARTH（震災・学校支援チーム）を擁する兵庫県が担当。 |
| ボランティア統括コーディネーター | ボランティア受け入れ体制の整備。 平成25年台風災害時の経験がある滋賀県が担当。 |
| 避難所運営支援 | 避難所の住民による自主運営体制の立ち上げ。避難者の現状把握、住宅ニーズ調査等今後の被災者支援に必要な対策の提示。 鳥取県西部地震等で避難所運営の経験がある鳥取県が担当。 |
| 保健・医療福祉連絡員 | 地元医療機関の受入体制の確認。保健師と連携した要支援者の発見・医療機関・福祉機関への入院・入居支援の仕組みの構築。 関西広域連合の広域医療担当県である徳島県が担当。 |
| 保健師 | 避難所巡回による要支援者の発見。体調不良者の発見・通報システムの構築。在宅弱者の探索を行う体制整備。 東日本大震災での支援経験者が多い兵庫県が担当。 |
| ガレキ処理等環境対策 | ガレキ量の推計。ガレキ処理手順の助言。ガレキ処理体制の立ち上げ。仮置き場の開設。分別処分、リサイクルのノウハウ。撤去費用、補助制度の確認・紹介。住民への広報内容の作成、広報。 平成23年水害時にガレキ処理経験のある和歌山県が担当。 |
| 仮設住宅支援 | 被災住宅の復旧に関する住民相談対応。応急仮設住宅建設支援。 仮設住宅整備・運営の経験がある兵庫県が担当。当初は用地選定・計画を支援する兵庫県職員を、その後入居者募集・運営を支援するため佐用町、西宮市の職員を派遣した。 |

⑤ 派遣実績

派遣期間：4月20日～6月29日

| 区分 | 派遣日 | 人数 | 内容 |
|------|-----------------|-----|--|
| 第1陣 | 4/20(水)～4/27(水) | 21名 | ・経験者を中心に兵庫県職員を派遣。 |
| 第2陣 | 4/27(水)～5/4(水) | 25名 | ・分野別に各構成団体で担当を定め派遣。 ・新たに「仮設住宅支援」チームを設置。 |
| 第3陣 | 5/4(水)～5/11(水) | 24名 | ・食事面での健康対策を強化するため「保健師」チームを「保健師・栄養士」チームに改編。 ・学校再開に伴い「教育支援員」チームの派遣を中断 |
| 第4陣 | 5/11(水)～5/18(水) | 30名 | ・「保健・医療・福祉専門員」チームに京都府から保健師等を追加派遣。 |
| 第5陣 | 5/18(水)～5/25(水) | 32名 | ・生徒の心のケア等に対応するため、「教育支援員」チームの派遣を再開。 |
| 第6陣 | 5/25(水)～6/1(水) | 29名 | |
| 第7陣 | 6/1(水)～6/8(水) | 28名 | |
| 第8陣 | 6/8(水)～6/15(水) | 26名 | ・災害対策本部会議の頻度減少に伴い情報収集連絡員等をロジ担当に兼務させ、1名減。 |
| 第9陣 | 6/15(水)～6/22(水) | 18名 | ・現地体制の回復に伴いボランティア統括コーディネーター、保健・医療・福祉連絡員の派遣を終了。 |
| 第10陣 | 6/22(水)～6/29(水) | 18名 | ・町役場機能が回復してきたことから派遣を終了。 |

関西広域連合派遣チームの編成

| 区 分 | 第1陣 | | 第2陣 | | 第3陣 | | 第4陣 | | 第5陣 | | 第6陣 | | 第7陣 | | 第8陣 | | 第9陣 | | 第10陣 | | |
|-------------------|-----------|-------------|------------|------------------|----------|------------------|-----------|------------------|-----------|------------------|------------|------------------|---------|------------------|----------|------------------|-----------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| | (4/20～27) | | (4/27～5/4) | | (5/4～11) | | (5/11～18) | | (5/18～25) | | (5/25～6/1) | | (6/1～8) | | (6/8～15) | | (6/15～22) | | (6/22～29) | | |
| | 人数 | 派遣元 | 人数 | 派遣元 | 人数 | 派遣元 | 人数 | 派遣元 | 人数 | 派遣元 | 人数 | 派遣元 | 人数 | 派遣元 | 人数 | 派遣元 | 人数 | 派遣元 | 人数 | 派遣元 | |
| 統 括 | 1 | 兵庫県 (藤森) | 1 | 兵庫県 (北本) | 1 | 兵庫県 (坂本) | 1 | 兵庫県 (中井) | 1 | 兵庫県 (井土垣) | 1 | 兵庫県 (山田) | 1 | 兵庫県 (西川) | 1 | 兵庫県 (谷淵) | 1 | 兵庫県 (上り口) | 1 | 兵庫県 (林) | |
| 人と防災未来センター 研究者 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | |
| 情報収集等連絡員 | 1 | 〃 | 2 | 京都府 1 奈良県 1 | 2 | 京都府 1 奈良県 1 | 2 | 京都府 1 奈良県 1 | 2 | 京都府 1 奈良県 1 | 2 | 京都府 1 奈良県 1 | 1 | 京都府 1 | — | — | — | — | — | — | |
| ロジ担当 (熊本県庁兼務) | 3 | 〃 | 3 | 兵庫県 | 3 | 兵庫県 | 3 | 兵庫県 | 3 | 兵庫県 | 3 | 兵庫県 | 3 | 兵庫県 | 2 | 兵庫県 | 2 | 兵庫県 | 2 | 兵庫県 | |
| 教育支援員 | 2 | 〃 | 2 | 兵庫県 | — | — | — | — | 2 | 兵庫県 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| ボランティア統括コーディネーター | 2 | 〃 | 2 | 滋賀県 | 2 | 滋賀県 | 2 | 滋賀県 | 2 | 滋賀県 | 2 | 滋賀県 | 2 | 滋賀県 | 2 | 滋賀県 | — | — | — | — | |
| 避難所運営支援員 | 2 | 〃 | 2 | 鳥取県 | 2 | 鳥取県 | 2 | 鳥取県 | 2 | 鳥取県 | 2 | 鳥取県 | 2 | 鳥取県 | 2 | 鳥取県 | 2 | 鳥取県 | 2 | 鳥取県 | |
| 保健・医療福祉連絡員 | 3 | 〃 | 2 | 徳島県 | 2 | 徳島県 | 8 | 徳島県 2 京都府 6 | 8 | 徳島県 2 京都府 6 | 8 | 徳島県 2 京都府 5 | 7 | 徳島県 2 京都府 5 | 7 | 徳島県 2 京都府 5 | | | | | |
| 保健師・ 栄養士 | 保健師 | 4 | 〃 | 4 | 兵庫県 | 4 | 兵庫県 | 4 | 兵庫県 | 4 | 兵庫県 | 4 | 兵庫県 | 4 | 兵庫県 | 4 | 兵庫県 | 6 | 兵庫県 2 京都府 4 | 6 | 兵庫県 2 京都府 4 |
| | 栄養士 | — | — | — | — | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 |
| | 支援員 | — | — | 2 | 兵庫県 | 2 | 兵庫県 | 2 | 兵庫県 | 2 | 兵庫県 | 2 | 兵庫県 | 2 | 兵庫県 | 2 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 | 1 | 兵庫県 |
| ガレキ処理等環境 対策 | 2 | 〃 | 2 | 和歌山県 | 2 | 和歌山県 | 2 | 和歌山県 | 2 | 和歌山県 | 2 | 和歌山県 | 2 | 和歌山県 | 2 | 和歌山県 | 2 | 和歌山県 | 2 | 和歌山県 | |
| 仮設住宅支援 | — | 〃 | 2 | 兵庫県 | 2 | 佐用町 | 2 | 西宮市 | 2 | 西宮市 | 2 | 西宮市 | 2 | 西宮市 | 2 | 西宮市 | 2 | 西宮市 | 2 | 西宮市 | |
| 合 計 | 21 | すべて 兵庫県 | 25 | 兵庫県 15 他府県 10 | 24 | 兵庫県 14 他府県 10 | 30 | 兵庫県 14 他府県 16 | 32 | 兵庫県 16 他府県 16 | 29 | 兵庫県 14 他府県 15 | 28 | 兵庫県 14 他府県 14 | 26 | 兵庫県 13 他府県 13 | 18 | 兵庫県 10 他府県 8 | 18 | 兵庫県 10 他府県 8 | |

(摘要) [第2陣] 分野別に各構成団体で担当を定め派遣。新たに「仮設住宅支援」チームを設置。

[第3陣] 食事面での健康対策を強化するため、「保健師」チームを「保健師・栄養士」チームに改編。学校再開に伴い「教育支援員」チームの派遣を取り止め。

[第4陣] 避難中の要介護者、在宅高齢者等への対応を進めるため、「保健・医療・福祉専門員」チームに京都府から保健師等を追加派遣。

[第5陣] 学校再開後の応急教育や心のケア、避難所と学校教育の円滑な運営について助言・支援を行うため、「教育支援員」チームの派遣を再開。

[第8陣] 災害対策本部会議について、県が週1回、町が週3回に変更されたこと等に伴い、情報収集連絡員等をロジ担当に兼務させるとともにロジ担当を1人減。

[第9陣] 現地での業務執行体制が徐々に回復してきたことから、ボランティア統括コーディネーター、保健・医療・福祉連絡員の派遣を取り止め。

[第10陣] 応急対応期から復旧・復興期に移行しニーズが変化、また、町役場機能が回復してきたこと等から、本陣を最後に支援チームの派遣を終了。

チーム派遣終了後の連絡調整員の派遣

| 区 分 | 人数 | 派遣元 |
|----------------|----|-----|
| 第1陣 (6/29～7/6) | 2 | 兵庫県 |
| 第2陣 (7/6～13) | 2 | 〃 |
| 第3陣 (7/13～19) | 2 | 〃 |
| 合 計 | 6 | |

【評 価】

<有効であった対応>

○ チームでの派遣

1人の責任者の下に組織的に活動する体制をとることにより、一体感のある支援が可能となった。また、情報共有や町との調整の面で有益であった。

○ ミッションの明確化

今回の支援チームは構成員を専門職員とし、役割を町に対する助言・情報提供に絞ったことにより、町の体制立て直しに即効性があった。

○ 府県による分担体制

府県別に分野を定めて支援する体制をとったため、派遣元が組織的に被災地支援に関わることができ、支援の継続性の面で有利であった。また、派遣職員も府県庁の組織的な支援を受けることができ、個人的な能力を超える支援が可能となった。

<課 題>

○ 支援チームの位置づけ

支援チームの派遣について、防災・減災プラン等に明確な記載がなく、構成団体間に事前の共通認識がなかった。

また、運営マニュアルが整備されておらず、チーム構成の考え方、運営方法等が整理されていない。

○ 派遣基準

災害対策は本来、被災団体が責任をもって実施するもので、外部からの応援職員は被災団体の指揮命令の下で活動することが望ましいことから、被災団体の行政機能の喪失等、派遣基準を明確化しておく必要がある。



〔支援チーム第1陣出発式（4月20日）〕



〔業務の様子（益城町役場）〕

(1) 統括・ロジ担当

① 現地の状況

益城町は14日の前震発生後、災害対策本部を設置していたが、支援チームが到着した20日の段階では、目の前の避難者対策に負われている状況であった。

② 担当業務

- ・町の災害対策本部体制の構築支援
- ・地震対策業務の概要と優先順位に関する助言
- ・町対策本部からの相談事項等に対する助言・資料提供、調整
- ・福岡県チームとの調整
- ・熊本県（駐在職員）との調整
- ・他府県、団体等からの支援等の調整
- ・支援チーム内の業務調整、連合支援本部事務局との連絡調整 等

③ 活動内容

ア 派遣初期（第1陣～第3陣）

町の幹部が避難所運営にあたっており、組織的に他の対策をとれない状況であったため、避難所運営要員を大量に現場に投入し、町職員を対策本部に戻して体制を立て直す必要があった。また、対策本部会議を開いても、口頭報告が中心で記録をとっておらず、課題整理や組織内の情報共有もできていない状況であったため、本部会議の開催方法から助言する必要があった。

町には関西広域連合のほか、自衛隊、関係省庁、熊本県、福岡県さらには各種団体、学識者など、様々な立場の者が集まっていたが、町には全体を調整する余裕がなく、横の連携をとることが困難であった。

関西広域連合が情報共有のため開催していた毎朝のチームミーティング（朝会）は、全国知事会等による他府県からの派遣職員や熊本県派遣職員のほか自衛隊、国土交通省、厚生労働省等の派遣職員も参加するようになり、当初の20人ほどであったものが最大時には80人まで拡大し、益城町支援関係者の重要な情報共有の場となった。朝会では、関西広域連合の日報のほか、町本部会議の資料や避難所からの報告書などを配布し、情報共有を図った。

この朝会の情報を各避難所の支援員にも伝えたことにより、当初課題であった各避難所への町対策本部の決定事項の伝達や避難所同士の情報交換が円滑に行われるようになった。



〔朝会の様子〕

イ 派遣中期（第4陣～第7陣）

発災から1か月近くが経過し、町の対策が軌道に乗り始め、家屋被害認定、各種相談、窓口業務等、災害対策特有の業務量が激増した。避難所の運営を自主運営や業務委託に切り替え、避難所支援要員を窓口業務等に配置転換する調整が大きな課題であった。

ウ 派遣後期（第8陣～終了まで）

6月に入ると、短期派遣の終了を見据えた準備作業を進めた。避難所の見通しや応急仮設住宅の整備等の業務スケジュールや所要マンパワーの見積もりについて町や熊本県と協議を重ね、避難所運営の民間委託、中長期派遣職員への切り替え等により円滑に体制を縮小できる時期を探った。

【評価】

<有効であった対応>

○ 統括の配置

現地が混乱し、町が災害対応の全体をコントロールできない状況の下で、統括を置いたことにより、派遣職員を自律的・組織的に動かすことが可能となった。

統括を通して町長等町幹部と協議することにより、迅速な助言・対応が可能となったほか、町側も調整窓口を一本化することができた。

また、国が審議官・参事官クラスを動員し、熊本県が被災市町に9級職を常駐させるなか、10級職、9級職の統括を派遣したことは、発言力・交渉力の維持に有効であった。

○ ロジ担当の配置

ロジ担当は、本庁との連絡や情報収集、日報の取りまとめ、各種会議への出席など、いわゆる雑用を一手に引き受け、チームの組織的な活動に不可欠であった。急な仕事、分野をまたがる調整、派遣職員の要望聴取や町職員との細かい交渉などを担うこととなったため、災害対策の知識に加えて高いコミュニケーション能力とかなりの事務処理能力が求められた。

○ 引き継ぎ期間の確保

派遣期間を8泊9日とし、引き継ぎ日を1日確保することにより、前任者が後任者を現地案内し、関係者に紹介するなど、業務や人脈の継続が可能となった。

<課題>

○ 統括への権限付与

統括には支援チームのリーダーとしての役割と、関西広域連合の現地支援本部代表としての役割が求められたが、後者の役割（ミッション）が必ずしも明確でなかったため、各連絡所の横の連携、町からの急な要望への対応（派遣職員の配置転換等）に時間を要した。

また、カウンターパート支援を実施するなかで、関西広域連合と福岡県さらには国や熊本県職員との役割分担が必ずしも明確ではなく、たとえば町からの支援要員の増員要望に対する対応などについて、関与の度合いを計りかねる場合があった。

○ 派遣職員との連絡手段の確保

派遣職員が各分野・避難所に分散して活動したことから、朝会や日報による情報共有を図ったものの、現場の情報は現地巡回によっており、個々の派遣職員とコミュニケーションをとる手段がなかった。

余震が続くなか、派遣者の安否確認用の名簿を作成して対応したが、個人の携帯電話で対応する状況であった。

○ 町との調整の場の確保

統括が災害対策本部会議に出席したものの、個別の課題について町と調整しようにも町幹部は多忙で迅速な協議が困難であった。町の調整役が必ずしも明確でなく、熊本県の常駐職員の調整権限も不明確であった。

(2) 人と防災未来センター研究員

① 現地の状況

人と防災未来センターは、研究員を被災地に派遣し、現地の災害対応責任者に対して必要な情報提供や助言を行う機能を有している。

熊本地震では、4月15日から研究員を派遣し、現地調査を行っていたが、関西広域連合が益城町を支援するにあたり、支援チームの一員としての活動を要請した。

② 担当業務

研究員が現地支援に入るにあたり、以下の3項目が活動目標とされた。

- ・益城町が災害対策本部を適切に運営すること（短期目標）
- ・避難者が健康に暮らせること（短期目標）
- ・住家被害を受けた被災者が罹災証明書発行から義捐金など一連の行政支援・手続きを円滑に受けられること（中期目標）

③ 活動内容

研究員の活動内容には次のようなものがある。研究員の本来の役割は、町長等への助言であるが、町が災害対策に慣れていなかったこともあり、研究員が民間事業者との交渉にあたるような場面も多かった。6月24日まで16次にわたり研究員延べ56人（171人日）を派遣した。

- ・災害対策本部会議の立て直し（資料の様式策定、議事録の作成、課題整理、担当者の配置等）
- ・避難所の環境改善（簡易トイレ・コンビニによる配食の導入、福祉避難所設置に向けたホテルとの交渉等）
- ・本部組織の改善（避難所対策等にあたる部門横断チームの設置）
- ・応急・復旧対策項目の全体像の提示
- ・臨時災害FM局の設置、広報紙の作成支援
- ・過去の災害対応における優良事例の紹介
- ・避難所・避難者数、罹災証明書発行状況等の見える化
- ・応援職員の活動分野・人数等の資料作成支援

人と防災未来センター研究員派遣の状況

| 区分 | 派遣期間 | 派遣人数 |
|------|----------|------|
| 第1次 | 4/15～17 | 3人 |
| 第2次 | 4/18～21 | 5人 |
| 第3次 | 4/22～26 | 6人 |
| 第4次 | 4/27～5/1 | 5人 |
| 第5次 | 5/2～6 | 5人 |
| 第6次 | 5/7～10 | 4人 |
| 第7次 | 5/11～13 | 4人 |
| 第8次 | 5/14～16 | 3人 |
| 第9次 | 5/17～20 | 5人 |
| 第10次 | 5/21～23 | 3人 |
| 第11次 | 5/25～27 | 3人 |
| 第12次 | 5/28～29 | 2人 |
| 第13次 | 5/30～6/2 | 2人 |
| 第14次 | 6/6～8 | 2人 |
| 第15次 | 6/13～17 | 2人 |
| 第16次 | 6/20～24 | 2人 |
| 計 | | 56人 |

【評 価】

<有効であった対応>

○ 研究員の現地派遣

分野別に配置された研究員は、災害対応の専門家であり、日頃の研究活動を通じて学会や民間事業者等とも人脈があるため、町から寄せられる多様な相談に迅速・的確に応えることができ、人と防災未来センターの現地支援機能の有効性が改めて示された。

○ 助言に止まらない研究員の活動

町の行政機能が低下しているなか、研究員が単なる助言や情報提供に止まらず、人脈を使って人をつなぎ、自ら動いて町を支援したことにより、最新の対策を現地に導入することができた。

<課 題>

○ 人と防災未来センターとの連携強化

研究員のノウハウや人脈は行政職員にないものであることから、被災地支援にあたっては、人と防災未来センターとの連携を強化・充実するべきである。

人と防災未来センターの被災地支援機能は、国や自治体に必ずしも十分認知されているとはいえないため、支援チームの一員として被災自治体に関与することは、研究員にとっても有益であると考えられる。

○ 研究員の有効な活用方策の検討

研究員は人数が限られているため、複数団体に継続的に派遣することは困難である。支援効果を検証し、より効果的な支援方法を検討する必要がある。

(3) 教育支援員の活動（震災・学校支援チーム（EARTH）の派遣）

① 現地の状況

兵庫県教育委員会では、被災地の教育復興を支援する「震災・学校支援チーム（EARTH）」を組織している。4月16日に先遣隊3名を派遣し、情報収集を行った結果、①避難所となった学校の校長や教職員は避難者対応等で混乱しており、人員、物資、災害対応に関する知識のいずれも不足している、②被災地の行政も混乱しており、学校に対して十分な支援が行われていないことが判明した。

そのため、熊本県教育委員会と調整して4月19日から本格的な派遣を開始したが、そのうち2名を関西広域連合の支援チームに組み込み、継続的に益城町を支援する体制とした。

② 担当業務

- ・学校に設置されている避難所の運営に関する助言
- ・学校再開に向けた準備に関する助言
- ・学校再開後の教育活動に関する助言・教育支援
- ・被災した児童生徒、教職員の心のケアに関する助言

③ 活動内容

避難所となった学校では、体育館や教室が避難者であふれ、教職員が避難所運営を行わざるをえない状況であったため、学校再開に向けた支援を行った。5月9日に益城町の全小中学校が再開することが決まったため、教育支援員の派遣は第2陣の5月3日をもって一旦終了した。

その後、学校再開後の児童生徒の心のケア等に関する支援の要請があったため、5月16日から派遣を再開した。

派遣実績

| 区分 | 派遣期間 | 派遣先 |
|-----|-----------|---------------|
| 第1次 | 4月19日～23日 | 益城町立広安小学校 等 |
| 第2次 | 4月25日～28日 | 益城町立広安小学校 等 |
| 第3次 | 5月16日～20日 | 益城町立広安小学校 等 |
| 第4次 | 6月6日～10日 | 益城町立広安小学校 等 |
| 第5次 | 6月27日～29日 | 益城町立小・中学校 等4校 |



〔教職員に向けた避難所運営等に関する研修会〕



〔学校再開後の学習支援〕

【評 価】

<有効であった対応>

○ 教職員による学校支援

現職の教職員である教育支援員が助言することにより、学校現場に即した支援が実施された。同じ教職員が悩みを聴き、相談を受けることにより、被災地の教職員の心のケアにも非常に効果的であった。

○ 支援キットの整備

教育支援員の派遣にあたり、「EARTH ハンドブック」、「災害を受けた子どもたちの心のケア研修資料」、避難所運営に関する書式等のデータを保存した USB メモリーなどを持参し、有効であった。また、今回の派遣からグループメール（メーリングリスト）とグループウェアを導入したが、教育支援員相互の情報共有、業務の引き継ぎに効果があった。

<課 題>

○ 教育支援の必要性の周知

EARTH が知られていなかったこともあり、熊本県教育委員会等に対して活動内容に関する理解を得る必要があった。

(4) ボランティア統括コーディネーターの活動

① 現地の状況

益城町では、益城町社会福祉協議会が中心となって4月21日に災害ボランティアセンターを開設した。全体スタッフ数は40名程度で、そのうち益城町社協のプロパー職員は16名ほどであった。

中央共同募金会等による「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」(通称「支援P」)から専門家が派遣され、運営について助言していたほか、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県、天草市などの近隣県市町の社協の職員が応援に入っていた。

社協が入っている建物が被災して使用できなかったため、イセキ農機の厚意により社有地を借り、そこを拠点として活動。当初は運営のための物資も不足していたが、民間事業者等からコピー機、寄附金付きの自動販売機、無線機(貸与)、コンテナ(貸与)などの支援を受けていた。

ボランティアセンターは、事務局長がマスコミなど広報・渉外対応を担当し、その他の実務は次長が取り仕切っている状況であった。休みなく対応する地元社協のメンバーの疲れもピークとなり、交代で休みをとるため、運営側スタッフが不足しがちであった(ボランティアの方をスタッフとして補充)。

ボランティア受け入れ実績は、概ね土日500~600名、平日200名~400名程度。当初はニーズに対して2倍3倍のボランティアが来所し、受入れ出来ず帰ってもらった状況であった。

② 担当業務

- ・災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援

③ 活動内容

ボランティア統括コーディネーターは、単なる運営スタッフではなく、運営にあたってのアドバイザー的役割を求めたが、全国社会福祉協議会の方針・マニュアルに沿って町社会福祉協議会が主体的に活動したこと、支援Pから専門家が派遣されていたことも踏まえ、人員が不足していた運営スタッフの一員としての業務を担うこととなった。

ボランティアへのニーズは、がれきの片づけ・運搬、ブロックの解体、瓦の片づけ、特養での介護補助・調理補助、避難所の清掃・配食・調理補助・物資の仕分、保健福祉センターの物資の仕分け・整理であったが、センターに集まるニーズに比べて来所するボランティアの人数が多く、朝早いうちから受付終了となることもしばしばであった。

このため、ニーズ班を編制し、ボランティア参加者10名とスタッフ5名でローラー作戦(役場周辺の地域で、災害ゴミの搬出の周知)を実施するなど、ニーズの掘り起こしを図った。

新規のボランティア活動参加者に対しては、毎朝オリエンテーションを実施し、現地での活動アドバイス、諸注意について説明した。ガレキ撤去作業時等でくぎ踏みによるケガが発生しており、オリエンテーション時に注意喚起を実施した。ほか、くぎ踏対策として中敷を貸し出した。

継続のボランティアについては、受付用ペン・ボードの整理など、センターの運営への参画を依頼し、少ない人員での円滑な受付を試行実施した。

ボランティアセンターの運営が安定してきたことから、6月11日をもって支援を終了した。派遣した職員は、4月28日から6月11日の間、のべ14名であった。

【評 価】

<有効であった対応>

○ 社会福祉協議会中心の災害ボランティアセンター運営

全国社会福祉協議会では、以前から災害ボランティアセンターの運営マニュアルを作成するなど、災害への備えがあり、社協中心のセンター立ち上げは迅速であった。社協のネットワークを使ったボランティアコーディネーターの動員、被災市町村への割り振りなど、組織的な対応が効果的であった。

○ 民間事業者による運営支援

益城町のボランティアセンターでは、センター用地や運営資機材の提供など、民間事業者からの積極的な支援が行われた。

<課 題>

○ 町とボランティアセンターの連携

①避難所や物資基地に多数の行政職員が投入されていたにもかかわらず、ボランティアセンターでは来所したボランティアを断っていた、②センターでボランティア活動の終了時間が定められており、早朝や夕刻、夜間のボランティアニーズに対応できない、③避難所から応急仮設住宅への引っ越し手伝いを、「責任が持てない」としてボランティアセンターが断るなど、町とボランティアセンターとの連携不足によるミスマッチが随所に見られた。

○ 災害ボランティア活動への関与の度合い

災害ボランティアは本来、行政の指揮を受けず、行政の手の届かない被災者ニーズに対応できるのが大きなメリットであるが、今回の地震では、①余震等を理由に県外からのボランティアを断った、②ボランティアセンターに寄せられたニーズが充足されるとあぶれたボランティアを断ったなど、コントロールしようとするあまりボランティアの持ち味である柔軟性や自律性を損なう面があった。

○ ボランティアの広域的な需給調整

益城町では朝早くにニーズが充足され、せつかく来所したボランティアを断わる状況となった。近隣被災市町村のボランティアセンターを結び、広域的な需給調整を行えば、より効果的な対応ができたのではないかと思われる。

○ 災害ボランティア活動の限界

今回の震災では、家屋倒壊に伴うガレキの撤去やブルーシートによる破損した屋根の保護など、これまであまり見られなかったニーズがボランティアに寄せられた。これらの活動は、重機やトラックなどの専用資機材が必要であったり、高所での作業が必要になったりするもので、一般ボランティアでの対応が困難なものであった。また、農作業や民間事業者の店舗・倉庫整理などは、営利活動に対する労働の提供であり、本来事業者側が対価を払って対応すべき業務内容である。

これらのニーズへは、今後慎重に対応を検討するべきである。

(5) 避難所運営支援員の活動

① 現地の状況

益城町では、人口の半数もの住民が余震を恐れて避難したため、避難所は軒先まで避難者であふれ、施設の駐車場は避難者の自家用車で一杯となった。町職員が避難所運営にあっていたものの、十分な対応ができない状況であった。

4月26日に町組織横断の復興再建チームが設置され、ようやく組織的に避難所運営が行われるようになった。

② 担当業務

- ・避難者の現状把握
- ・避難所の自主運営の推進
- ・避難所における生活環境の改善提案
- ・避難所の集約に向けた助言

③ 活動内容

4月20日からの第一陣は兵庫県から2名を派遣したが、第二陣以降は鳥取県に引き継ぐことが決まっていたため、鳥取県からも第一陣と同時に2名が派遣された。鳥取県からは、4月20日から2名ずつ、延べ16名を派遣した。

支援に入った当初は町のほとんどの職員が避難所に張り付いており、横断的な調整もほとんど行われていない状況であった。4月21日から関西広域連合、福岡県の職員が避難所の現場に応援に入ったが、それに伴い、避難所運営を円滑に応援職員に引き継ぎ、町職員を役場に戻すことが第一の課題であった。

益城町では最大15箇所、ピーク時には総数で1万人を超える避難者が町開設の避難所に避難したが、避難所ごとの規模や実情も異なっていたため、避難所巡回や避難所応援関係者との連絡を密に行いながら避難所ごとのニーズ把握等に努め、町のすべての避難所の運営が円滑なものとなるよう尽力した。

避難所ごとに情報を集約しながら、個々の課題と対応を整理していくとともに、町の避難所対策チームや関係機関等と連携した体制を整えていくことで、長期化する避難所運営に対応することができた。

また、早期に住民による自主運営へ移行させる方針のもと、各避難所の実情に合わせて地域住民の代表などと適宜連携を図りながら対応を行った。

避難所ごとの避難者数や応援職員数を調査し、一覧表を作成するなどにより、避難所の現状を把握・情報共有することにより、人手が不足する避難所への応援職員の再配置、避難所運営から窓口業務支援への異動など、適時適切な調整を行った。

【評価】

<有効であった対応>

○ 町の避難所運営組織の設置

避難所運営は平時組織の業務には位置づけがなく、部局横断の対応が求められるため、町に避難所運営の専属組織が新設されたことは効果的であった。

関西広域連合の避難所支援チームは、応援の円滑化、避難所間や関係団体間の情報共有・連携に大きな役割を果たしたが、初期の段階から町の避難所運営組織に組み込み、全体マネジメントを支援する手法も考えられる。

<課 題>

○ 指定管理施設の避難所としての使用

最大の避難所となった町総合体育館は指定管理施設で、管理者はYMCAであったが、指定管理契約に避難所運営に関する記載がなく、どこまで対応するのか不明確であった。

災害救助法では民間団体等に避難所運営を委託することを想定していないため、契約にあたっての業務内容（救助の程度）や金額設定が不明確で正式契約に時間を要した。

○ 避難所の自主運営

職員が避難所運営業務のすべてを担ったことから、避難者による自主運営が進まず、結果的に復旧・復興業務の遅れを招くこととなった。

(6) 保健・医療・福祉連絡員の活動

① 現地の状況

第一陣が到着した段階では、各避難所に避難者があふれており、町としての組織的な対応ができない状況であった。あらかじめ指定されていた福祉避難所には一般の避難者が殺到し、本来予定していた機能を果たせない状況であった。一方、各種団体の医療チームがいくつも現地に入っており、連携のとれた活動は行われていなかった。

第二陣の徳島県が現地入りした段階の状況は、次のようなものであった。

〔医療体制〕

保健福祉センターに医療支援指揮所が設置され、外部からの支援医療スタッフも豊富で、地元医療機関の大部分が診療を再開していた。大規模な避難所には医療救護所も設置されており、医療の必要な被災者を医療につなげる仕組みは構築済と判断された。

〔福祉の体制〕

福祉避難所の確保に課題があることや、多くの福祉サービスが停止していること等が確認された。一方で介護サービス事業者による利用者の現状把握や益城町の窓口での相談対応が行われており、連休明けには福祉事業再開に向けた役場内の動きがあること等が確認された。福祉対応の必要なケースは、益城町保健師経由で相談窓口へ依頼するか地域包括支援センターに連絡するという仕組みが構築されていた。

〔保健分野の体制〕

自治体派遣保健師チームによる避難所の健康調査が実施されていた。熊本県御船保健所の支援を受けながら益城町保健師を中心に朝夕2回のミーティングが開催され、保健師チームの業務の進行管理が行われていた。益城町保健師は、母子保健等の通常業務の再開に向けての検討も必要であることを訴えていた。

災害対応に休みなしで取り組む益城町保健師の業務軽減を図りつつ、災害対応も含めた益城町の保健事業についてのアドバイザー的な役割を担う人材を確保する必要性があった。

② 担当業務

- ・ 地元医療機関の受け入れ体制の確認
- ・ 保健師と連携した病人の発見・医療機関・福祉機関への入院・入居支援の仕組み

③ 活動内容

益城町側に受け入れ体制がなかったこともあり、第一陣の連絡員は保健師チームと同様、避難所での個別対応（かなりの部分は避難所運営業務）を余儀なくされ、結果的に期待された成果を挙げたとは言えない状況であった。

第2陣以降は、徳島県が保健医療福祉連絡員を派遣した。

過去の支援経験等から避難所の健康調査に加えて在宅健康調査の準備が必要であると判断されたことから、実施の準備を急ぐよう益城町に働きかけ、その実施にあたっては多くの実務的な支援を行った。具体的には調査票の作成支援、調査結果のパソコンへの入力作業、集計作業、翌日訪問に持参する調査票の必要部数の印刷等である。入力作業については、県外から避難所支援に来られた方や医療支援のロジ担当の方に分担して協力いただいた。

その結果、保健師チームの活躍により5月13日から戸別調査を開始し6月9日に全世帯（11,850戸）の調査を終了し、継続的な支援が必要なケース等のデータベースを構築することができた。

また、関西広域連合の朝のミーティングで情報共有された内容について、益城町保健師や保健医療福祉チーム等に可能な範囲で説明することで、益城町内部の情報共有の不足部分を補うように努めた。保健師ミーティングにおいても、必要な情報を提供した。

関西広域連合ミーティングと保健師チームミーティング相互の情報共有を図ることで、情報伝達のもれを防ぐとともに関係者の相互理解を深めることができた。

【評価】

<有効であった対応>

○ 巡回健康調査の実施

東日本大震災での経験を踏まえ、在宅住民の巡回健康調査の実施を提案し、実行することができた。

<課題>

○ 保健・医療・福祉連絡員の位置づけの再検討

チーム支援の立ち上げ時に町の保健体制における位置づけが不明確で、町における理解も十分得られていなかったため、結果的に益城町からは巡回健康調査の支援と関西広域連合ミーティングとの情報共有を担う者とみられた。

○ 町保健体制のマネジメントへの支援

厚生労働省の調整により、5月11日から益城町の保健事業等の再構築を支援するため、神戸市保健師が配置され、益城町保健師に寄り添いながら保健事業のロードマップの作成をするとともに、巡回健康調査で早急な対応が必要なケースの調整を行った。

町の保健師の人数には限りがあるなか、様々な団体等から助言が寄せられる一方、通常の保健業務再開に向けた準備も必要で、益城町の保健事業全体を俯瞰したマネジメント部分に対する助言・支援が当初から必要であった。

○ 派遣保健師との関係整理

自治体保健師の派遣は、益城町、熊本県、厚生労働省という縦のラインで行われていたため、保健・医療・福祉連絡員の立場が理解されにくかった。

また、概念上は保健・医療・福祉連絡員と保健師チームの業務内容は整理されていたものの、現場では被災者対応を行うという意味では同様であり、保健・医療・福祉連絡員と保健師チーム、その他の派遣保健師の関係性について、チーム派遣のあり方や、それぞれのミッションの整理が必要である。

○ 国（厚生労働省）との関係整理

現在厚生労働省や全国衛生部長会、全国保健所長会などにより、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の創設が議論されている。保健所長や保健師等を中心としたチームが想定されており、保健・医療・福祉連絡員の業務と重なる可能性もある。業務内容や指揮命令系統について、十分情報収集・調整を図る必要がある。

(7) 保健師・栄養士の活動

① 現地の状況

〔保健師関係〕

益城町では、体育館等の被災により十分な避難所を確保できなかったうえに、余震を恐れて多数の住民が避難したことにより、避難所の軒先まで避難者であふれ、自家用車など屋外で過ごす人も多かった。

事前に指定してあった福祉避難所にも一般の避難者が殺到し、要支援者は必要なケアが受けられないまま、健常者と混在して生活している状況であった。また、車中泊によるエコノミークラス症候群と見られる死者が発生するなど、劣悪な避難環境での健康被害が懸念された。

また、在宅者もライフラインの停止等により生活に影響を受けており、保健所機能の停止や医療機関の休業などにより、早急に健康状態を把握する必要があった。

益城町の災害対策本部では対策分野ごとにプロジェクトチームを設置して対策にあたっていたが、当初は被災者健康管理の担当が設置されておらず、住民の健康状態に関する情報の集約・分析、関係医療チームとの連携等が円滑に行われていない状況であった。

〔栄養士関係〕

益城町の避難所では、5月1日から大手コンビニエンスストアの配食が始まったが、当初は1日2食で、栄養バランス面に問題があった。また、弁当の搬入時間や保管場所が適切でないところがあった。

熊本県が5月12日から16日に避難所食事提供状況のアセスメント調査を実施したが、その調査結果からは、高エネルギー、高タンパク、食塩摂取が非常に過多の避難所が数箇所見られた。

また、兵庫県栄養士の派遣開始時には、熊本県栄養士、日本栄養士会 JDA-DAT、地元栄養士会等も応援に入っていたが、役割分担や連携体制が整備されていなかった。特に益城町の栄養士は、被災者でもある新規採用の栄養士が1人で業務に当たっている状況であった（後に2人体制）。

② 担当業務

- ・避難者の健康対策（健康相談、健康調査）支援
- ・要支援者の健康管理及び処遇調整
- ・在宅要支援者の調査体制整備
- ・応急仮設住宅入居者の健康管理体制構築支援 等

③ 活動内容

〔保健師〕

兵庫県では、4月19日から8月2日まで3か月半の間、保健師2人、運転を担当する支援員1人のチーム各2チームを15次にわたり益城町に派遣した（第9次からは1チーム）。全23チーム、派遣人数は保健師46人、支援員23人の合計69人となった。

保健師チームは、益城町の保健福祉センターを拠点に、担当避難所において、避難者の健康対策、生活環境の衛生保全に努めた。5月14日に保健福祉センターに避難していた4歳児がおたふく風邪に罹患した際には、他の避難者と別の部屋を確保



〔保健師による巡回訪問の様子〕

し移すなど適時適切に対応し、感染症の発生及びまん延を防止した。また、治療を要する患者が発生した場合には救護班やDPATと、要介護者にはJRATと、栄養指導が必要な場合は栄養士会と連携し適切な支援が提供できるよう調整した。

さらに、在宅避難者の全戸訪問に参画するとともに、福祉避難所に移動させる要援護者の選定や仮設住宅入居者の健康管理を支援し、撤収後に被災自治体が自立して健康対策を行える道筋を整えた。

〔栄養士〕

厚生労働省からの要請もあり、第3陣から栄養士を派遣し、5月2日から6月28日まで約2か月間、8次にわたり8人を派遣し、益城町の保健福祉センターにおいて栄養管理支援に当たった。

避難所配食の栄養バランスの悪さを指摘し、益城町に対して災害救助法の弾力運用（特別基準の適用）を要請するよう助言を行ったほか、定められた食費の範囲内でも食品の種類の変更等を行うなど栄養改善に取り組んだ。

また、熊本市の小学校避難所における食中毒の発生を受けて、炊き出しチェック表の案を提示するなど、炊き出しの衛生管理を推進した。

着任して間もない町栄養士に対しては、会議への同行や庁内の調整等、具体的に業務を補助し、益城町の栄養業務の確立を支援した。

【評価】

<有効であった対応>

○ 支援チームとしての派遣

派遣当初は現場が混乱していたこともあり、町からは現状や支援方針を聞く機会もなかったため、支援チームのロジ担当を通じた朝夕の定例ミーティングでの報告などの情報提供が有効であった。

また、避難所運営や応急仮設住宅の整備状況などが被災者に対する保健活動に大きな影響を与えることから、チームを通じての各分野との情報共有、連携は極めて有効であった。

○ 支援員の配置

保健師・栄養士に加え、自動車運転等のロジを担当する職員を配置したことにより、避難所の巡回、在宅要支援者調査が円滑に行えた。

<課題>

○ 保健師・栄養士の業務内容の明確化

派遣当初は避難所が混乱し、避難者名簿も作成されていない状況だったため、保健師が避難所運営に携わる場面が多かった。また、報告書の作成や関係団体との調整などにも手を取られた。他の要員との役割分担の明確化や、支援員の業務内容の追加など、改善の余地がある。

○ コントロールタワーの必要性

今回の地震では、厚生労働省の調整で複数の自治体から多数の保健師が派遣されたが、自治体ごとに担当避難所が割り当てられ、そこでの業務内容は必ずしも明確に示されなかったため、被災地支援の経験がない要員では対応が難しい面があった。

また、各種医療関係団体がバラバラに避難所に入り、連携が取れていなかったため、避難者の健康情報が1箇所に集約されず、益城町の保健体制立て直しに大きな支障があった。

○ 現場への情報提供の必要性

東日本大震災では、応援保健師と地元保健師による保健師活動ミーティングが開催されていたが、今回はそのような機会がなく、熊本県・益城町の保健師との縦の連携、他の応援保健師との横の連携とも不十分であった。

熊本県や益城町、あるいは他の避難所の保健活動の状況等の情報が共有されておらず、他の団体や応援職員との連携上問題があった。

(8) ガレキ処理等環境対策の活動

① 現地の状況

第1陣が派遣された時点で、益城町には環境省、熊本県、学会等が支援に入っており、それぞれの助言が入り乱れている状況であった。

災害廃棄物の集積場所として、一次仮置場について、1カ所確保できたものの規模が小さく、雨天には足場が悪化するなど条件が悪く、搬入する車両で周辺道路は常に渋滞している状況であった。複数箇所の確保が必要と思われたが、地元の反対などもあり十分な一次仮置場の確保はできなかった。

また、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合クリーンセンターが被災したため、生活ゴミの処理も大きな問題であった。通常の一般廃棄物処理は主として一部事務組合などによる委託により行っていたため、益城町には廃棄物処理に精通した職員が少なく、発災当初の一次仮置場などで災害廃棄物対応に苦慮する場面が多々見られた。

熊本地震で倒壊した建物のガレキなどの災害廃棄物について、5月11日に環境省が熊本県分だけで最大約130万トンに達するとの推計を明らかにした。5月18日、熊本県は熊本地震で発生した廃棄物について2年以内の処理終了を目標とする基本方針を策定するとともに、5月20日には、益城町を含む6市町村(宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町)から発生した災害廃棄物処理について、地方自治法に基づき県が受託することを公表した。



〔災害廃棄物の仮置き場での現地指導支援〕

6月21日に熊本県が策定した「熊本県災害廃棄物処理実行計画」では、廃棄物発生量を新潟県中越地震の3倍を超す195万トンと推計するとともに、事務委託を受ける6市町村の処理のため、益城町内に第二次仮置場を設置することとされた。

主な災害の災害廃棄物発生量

| 発生年 | 災害名 | 災害廃棄物発生量 | 処理期間 |
|-------|----------|----------|------|
| 平成23年 | 東日本大震災 | 2,000万トン | 約3年 |
| 平成7年 | 阪神・淡路大震災 | 1,500万トン | 約3年 |
| 平成28年 | 熊本地震 | 195万トン | 約2年 |
| 平成16年 | 新潟県中越地震 | 60万トン | 約3年 |
| 平成26年 | 広島市土砂災害 | 58万トン | 約1年半 |
| 平成27年 | 関東・東北豪雨 | 93,000トン | 約1年 |

市町村別災害廃棄物発生推計量

(単位：千トン)

| 熊本市 | 益城町 | 西原町 | 御船町 | 宇城市 | 嘉島町 | 大津町 | その他 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 812 | 422 | 109 | 96 | 86 | 78 | 76 | 271 | 1,950 |

② 担当業務

- ・震災がれきの仮置き場の管理・運営体制の構築
- ・災害廃棄物に関する助言・相談 等

③ 活動内容

関西広域連合のチーム派遣において、第1陣では兵庫県からガレキ処理等環境対策ために職員2人を派遣した。4月27日の第2陣からは、平成23年紀伊半島水害でのガレキ処理経験があり、4月20日よりガレキ処理支援で現地入りしていた和歌山県に引き継いだ。

その後、熊本県に災害廃棄物処理支援室が設置され、支援が開始されたため、関西広域連合の活動を熊本県に引き継ぎ、6月29日をもって支援を終了した。

〔主な支援内容〕

ア 一次仮置場の拡張及び新たな用地の確保

処理方針の決定や仮置場確保の際必要になる災害廃棄物発生量の概算値から、現地の状況を踏まえ町有地を中心に新たな仮置場用地の確保などを支援した。

イ 分別方法の整理と広報の徹底

受入れ当初は、災害廃棄物かどうかや分別の有無のチェックが不十分だったため、受け入れる廃棄物の種類や時間の明確化や広報などを支援した。

ウ 一次仮置場の管理運営

受入時の確認、分別の徹底、レイアウトの確認、夜間休日の施錠、可燃物の滞留による火災予防、災害廃棄物処理の記録作成、処理困難物の管理、置場毎の表示などの管理運営を支援した。

エ 災害廃棄物対応人員の確保

一次仮置場運営を熊本県が災害時の協定を締結している産業廃棄物協会の会員に委託することや災害廃棄物担当課の増員により町職員を災害廃棄物処理実行計画の作成などの復興に向けた業務に専念できる体制を構築するよう助言した。

オ 災害廃棄物処理実行計画作成の助言

災害廃棄物処理及び復興を速やかに進めるため災害廃棄物処理の方針などを定めた災害廃棄物処理実行計画の作成を助言。

〔取組みの成果〕

ア 仮置場の拡張や熊本県による二次仮置場の早期開設につながった。場内整理の時間や災害廃棄物の搬出日を設けることにより一次仮置場の運営が比較的スムーズになった。

イ 発災当初はごみの分別意識のなかった搬入者にも次第に分別意識が浸透し、災害廃棄物の分別は徹底されていった。

ウ 受入れ時の廃棄物の確認、廃棄物の荷下ろし場での確認や夜間休日の施錠などができていなかったが、きちんと管理されるようになった。

エ 一次仮置場の運営は主に産業廃棄物協会会員業者が行い、役場職員はその管理業務を行っており役場の負担は軽減され業務効率は向上した。

【評価】

<課題>

○ 事前準備の重要性

平成27年度益城町一般廃棄物処理実施計画の中で、災害時に発生するごみは必要に応じて益城町地域防災計画に基づき適正処理を行うものとしてされていたが、事前の準備が不十分な状態だった。

・被災想定地からの距離や道路アクセスなどを踏まえ事前に仮置場候補地を複

数選定しておくことが必要である。

- ・仮置場の確保や処理の方針、広報の方法など総合的な災害廃棄物処理計画を事前に作成しておくことが重要である。
- ・一次仮置場での災害廃棄物の受入れに当たり受入許可証などの様式は事前に作成しておくことが望ましい。
- ・廃棄物処理施設の確保だけでなく、収集運搬についても、他自治体からの応援も含めた体制の構築を事前に準備しておくことが必要である。
- ・ごみ集積場所には、パッカー車より平積車の方が収集効率の良い廃棄物が大量に出されることが予想されるため、事前に対応を用意しておくべき。

○ **情報共有の必要性**

益城町では、環境省、熊本県ほか自治体、業者等が多数活動していた。処理方針や活動状況等の情報共有体制確立が必要である。

(9) 仮設住宅支援

① 現地の状況

熊本地震における応急仮設住宅の整備については、熊本県が建築を、町が用地選定、入居者募集等を行う作業分担で進められた。

益城町では、5月6日に3団地161戸の建設に着手し、発災57日目の6月10日に最初の2団地88戸が完成。11月14日に予定していた18団地1,562戸が完成した。

5月21日に第一次の入居者募集が開始され、募集戸数976戸に対し、応募戸数1,382戸で、抽選で入居者が選ばれたが、最大の団地であるテクノ仮設団地を中心に、生活の利便性の面から多くの辞退者があった。9月12日に第4次募集の入居を決定（要件合致者全員を決定）、その後は空きのある住戸について随時募集に移行している。

入居者決定にあたっては、まず優先世帯を抽選し、残った住戸にその他の希望者を抽選する方式が採られた。

〔優先世帯〕

- ・身体障害者手帳1級または2級の者がいる世帯
- ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている者がいる世帯
- ・要介護認定1以上を受けている者がいる世帯
- ・3歳以下の乳幼児または妊婦のいる世帯
- ・中学生以下の子供が3人以上いる世帯
- ・75歳以上の高齢者がいる世帯



〔仮設住宅建設現場〕

② 担当業務

- ・仮設住宅建設計画の策定支援
- ・建設予定地の選定作業支援
- ・募集・入居手続支援

③ 活動内容

町で用地選定等の作業が始まったことから、第2陣（4月27日～）から、まず兵庫県の公営住宅課、用地課の職員を派遣し、町提案の候補地の現地調査を実施するとともに、既調査分も含めた調査結果の整理や民有地借上げの調整等を支援した。

第3陣からは、入居手続支援のため、平成21年台風第9号災害で応急仮設住宅の運営を行った佐用町職員を派遣し、入居基準や優先順位の整理、優先順位を決定するための選考委員会の設置準備等を支援した。また、統一した住民対応を行うため、住宅支援制度に関する対応マニュアルを作成し、5月9日に町が開設した住宅相談窓口において、応急仮設住宅、借り上げ仮設住宅及び住宅応急修理に関する問い合

わせ対応を支援した。

5月11日以降の第4陣からは、阪神・淡路大震災で応急仮設住宅運営の経験がある西宮市に引き継ぎ、6月29日の第10陣終了まで支援を行った。

【評 価】

＜有効であった対応＞

○ 作業内容に応じた派遣職員の切り替え

応急仮設住宅の整備については、初期段階では用地選定や整備計画にノウハウと人手を要し、次の段階で建築職や電気職等の技術職員が必要となる。熊本地震では、建設を熊本県が行うこととなっていたため、初期段階で兵庫県職員を派遣し、実際の入居手続きや相談等の住民対応を市職員の応援に切り替えることにより、町のニーズに的確に対応することができた。

＜課 題＞

○ 必要戸数の算定

必要戸数は当初全壊住戸数を参考に決定されたが、半壊家屋についても希望者は入居できることとなったため、全体のニーズ把握に混乱が見られた。しっかりした避難者名簿が整備されず、ニーズ調査が難しかったことや、被災者台帳の整備が遅れたことも一因と考えられる。

○ 仮設住宅の住環境整備

仮設住宅は町営グラウンド等公有地を優先に整備されたため、必ずしも交通の便が良い場所ばかりではなかったため、当選しても辞退する人が多く、抽選直後に見なし仮設住宅の応募者が急増した。特に最大の仮設住宅団地となったテクノ仮設団地は町中心部から遠く、周辺に学校や商店などの生活利便施設がなかったことから、一次募集で募集戸数を希望者が下回る状態であった。その後、町が小学校へのバスを用意する、仮設商店を誘致する等の対応を発表し、ようやく募集戸数が埋まる状況であった。

3 避難所運営支援

(1) 現地の状況

熊本地震では、被災市町村の職員が避難所運営に追われ、組織的な対策遂行にも支障が生じたことから、避難所運営を応援し、被災市町村職員を役場に復帰させることが急務となった。

今回の地震では、自宅倒壊の恐怖とプライバシーのない避難所生活を嫌って多くの車中泊が見られ、そのためエコノミークラス症候群の発症が問題になった。

〔益城町〕

益城町では、余震を恐れて多くの避難者が発生する一方、避難所に予定していた体育館等の大空間が、非被構造部材の落下等により避難者を受け入れることができず、避難者が避難所の屋外まであふれる状況であった。車中泊が5月2日の最大時に2,198人、テント生活者は5月20日の最大時に783人見られた。

このような状況に対し、避難所でのダンボール仕切り、ダンボールベッド等のほか、益城町総合体育館等ではプライバシーに配慮した紙パイプと布による間仕切りも登場した。車中泊のエコノミークラス症候群の問題に対しては、



〔益城町総合体育館への避難の様子〕

国により注意喚起のチラシの作成や弾性ストッキングの配布が行われた。

総合体育館及び保健福祉センターの過密避難所対策が課題となり、高齢者等への宿泊施設の提供や新設避難所等への移転を行った。また、6月上旬には、要配慮者のいる被災世帯が仮設住宅に入居するまでの一時的な福祉避難所として、トレーラーハウスをグランメッセ熊本（同町）駐車場に設置した。浴槽やトイレを備えたタイプもあり、トレーラーハウスを使った福祉避難所は全国で初めてとなった。



〔益城町のテント村の様子〕

〔大津町〕

大津町では、最大83か所の避難所に1万2千人を越える住民が避難した。

〔菊陽町〕

現地連絡所を設置した4月21日時点で避難所11か所に約2,000人が避難しており、人数は把握できていないものの車中での避難者も多くいる状況であった。

電気は復旧していたが、水道には一部濁りがあるため、自衛隊が給水をおこなっていた。都市ガスの復旧が遅れており、特に支障がある状況であった。

(2) 支援の内容

益城町、大津町、菊陽町に対し避難所運営支援員の派遣を実施した。

〔益城町〕

益城町では、共同カウンターパートである福岡県、独自支援の高知県と共同で支援を開始し、全18箇所の避難所のうち、関西広域連合は6箇所の避難所を担当した。避難所ごとに府県で分担することにより、派遣職員の交代や支援府県の担当変更による避難者への影響を最小限にし、情報・ノウハウを引き継いで支援内容の充実を図った。

5月8日からは、関東地方知事会から30人が加わり、最大時で110人の体制で支援に当たった。

派遣職員の業務内容は、食事の配膳準備、避難者名簿の作成のほか、車中泊をしている避難者の車両簿の作成などであった。またライフラインが復旧すれば自宅に戻りたいという避難者の要望に応じて、水道復旧状況地図の掲示を行った。

益城町への避難所運営支援員の派遣状況

| 区分 | 派遣期間 | 派遣人数 | 内 訳 |
|------|----------|------|-------------------------------------|
| 第1次 | 4/20～27 | 38人 | 滋賀県6、京都府6、兵庫県6、奈良県2、和歌県6、鳥取県6、徳島県6 |
| 第2次 | 4/27～5/4 | 43人 | 滋賀県6、京都府9、兵庫県6、奈良県2、和歌山県6、鳥取県6、徳島県8 |
| 第3次 | 5/4～11 | 43人 | 滋賀県6、京都府9、兵庫県6、奈良県2、和歌山県6、鳥取県6、徳島県8 |
| 第4次 | 5/11～18 | 43人 | 滋賀県6、京都府9、兵庫県6、奈良県2、和歌山県6、鳥取県6、徳島県8 |
| 第5次 | 5/18～25 | 44人 | 滋賀県6、京都府9、兵庫県6、奈良県2、和歌山県7、鳥取県6、徳島県8 |
| 第6次 | 5/25～6/1 | 43人 | 滋賀県6、京都府9、兵庫県6、奈良県2、和歌山県7、鳥取県6、徳島県7 |
| 第7次 | 6/1～8 | 47人 | 滋賀県6、京都府9、兵庫県6、奈良県6、和歌山県7、鳥取県6、徳島県7 |
| 第8次 | 6/8～15 | 47人 | 滋賀県6、京都府9、兵庫県6、奈良県6、和歌山県7、鳥取県6、徳島県7 |
| 第9次 | 6/15～22 | 42人 | 滋賀県6、京都府8、兵庫県4、奈良県6、和歌山県7、鳥取県4、徳島県7 |
| 第10次 | 6/22～29 | 44人 | 滋賀県6、京都府7、兵庫県4、奈良県6、和歌山県8、鳥取県6、徳島県7 |

益城町避難所への派遣職員の状況（最大時・平成28年5月10日現在）

（単位：人）

| 避難所名 | 避難者数 | 関西広域連合 | 九州方知事会 | 全国知事会 | 高知県 | 派遣職員計 | 熊本県同県内市町村等 | 合計 |
|-----------------|-------|--------|--------|-------|-----|-------|------------|-----|
| 保健福祉センターはびねす | 275 | 11 | | 6 | | 17 | 2 | 19 |
| 中央小学校 | 224 | 2 | 12 | | | 14 | 2 | 16 |
| 広安小学校 | 271 | | 8 | | | 8 | 5 | 13 |
| 広安西小学校 | 210 | | | 3 | 7 | 10 | 2 | 12 |
| 交流情報センターミナテラス | 171 | 9 | | | | 9 | 2 | 11 |
| 飯野小学校 | 23 | 6 | | 3 | | 9 | 2 | 11 |
| 阿蘇熊本空港ホテルエミナース | 640 | 6 | | 3 | | 9 | 2 | 11 |
| 特別養護老人ホームいこいの里 | 40 | | | 3 | | 3 | 8 | 11 |
| 総合体育館 | 1,313 | 4 | 4 | | | 8 | 2 | 10 |
| グランメッセ熊本 | 276 | | | | | | 7 | 7 |
| 男女共同参画センター輝らめき館 | 21 | | | 3 | | 3 | 2 | 5 |
| 益城町公民館 津森分館 | 9 | | | 3 | | 3 | 2 | 5 |
| 益城町公民館 福田分館 | 33 | | | 3 | | 3 | 2 | 5 |
| 益城町公民館 飯野分館 | 41 | | | 3 | | 3 | 2 | 5 |
| 広安愛児園 | 50 | | | | | | 2 | 2 |
| 益城幼稚園 | | | | | | | 2 | 2 |
| ひろやす荘 | | | | | | | 2 | 2 |
| 児童館 | | | | | | | 2 | 2 |
| 避難所対策チーム | — | 3 | 8 | | | 11 | | 11 |
| 合計 | 3,597 | 41 | 32 | 30 | 7 | 110 | 50 | 160 |

〔大津町〕

大津町では、現地連絡所を設置して2日目の4月22日に町から「町内最大の避難所である総合体育館の人手が足りない。応援をお願いできないか。」との要請を受け、物資拠点での支援から体制を編成することにした。

大津町では、最大83箇所の避難所が設置されていたが、大津町総合体育館2名で避難所運営支援を開始した。

支援内容は、支援物資の受け入れ・配給や避難者のケア、以前から衛生面で問題となっていた土足での出入りを禁止するための大掃除、地震で段差が生じていた体育館入り口を地元の子どもたちと一緒に土嚢を作って解消するなどの支援を行った。



〈一緒に土嚢を作って地震による段差を解消してくれた地元の子どもたち〉

大津町・菊陽町への避難所運営支援員の派遣状況

| 区分 | 派遣期間 | 大津町 | | 派遣期間 | 菊陽町 | |
|-----|----------|------|-----|----------|------|-----|
| | | 派遣人数 | 派遣元 | | 派遣人数 | 派遣元 |
| 第1次 | 4/21～27 | 2人 | 大阪府 | 4/20～27 | 3人 | 奈良県 |
| 第2次 | 4/27～5/3 | 2人 | 大阪府 | 4/27～5/4 | 4人 | 奈良県 |
| 第3次 | 5/3～9 | 1人 | 大阪府 | 5/4～11 | 2人 | 奈良県 |
| 第4次 | 5/9～15 | 1人 | 大阪府 | 5/11～12 | 2人 | 奈良県 |
| 第5次 | 5/15～21 | 1人 | 大阪府 | | | |

〔菊陽町〕

町からの要請で、光の森町民センターにおいて2名体制で避難所運営支援を開始した。当センターは町西部の避難所の拠点となっており、救援物資の受入や各避難所への仕分けも行っていった。

関西広域連合では、避難所内の清掃、輸送されてくる物資搬入、避難所環境の整理、食料の配給のサポートなどを実施した。

自衛隊による支援物資の輸送が行われていたほか、炊き出しはボランティアが効率的・効果的に機能し、炊き出し、配給等においても中心的な役割を担っていた。

光の森町民センターでの避難所運営支援は、5月12日をもって終了した。

【評価】

＜有効であった対応＞

○ SNSの活用

町の避難所対策チームはスマートフォン向けアプリ（LINE）を活用して各避難所の連絡責任者と連絡を取っていた。

○ 避難所の環境整備

キャンプ用のテントを多数設置したテント村が整備されたことにより、プライバシーが確保され、ペット同伴避難や要援護者にも対応できた。また、車避難者を誘導することにより、エコノミー症候群の予防にも一定の効果があった。

一方、職員による見回りが困難で、気温の上昇に伴う環境の悪化や、立地による

水害リスクなどの問題もあった。

<課題>

○ 避難所運営への行政職員の関与の程度

避難所においては、避難者数に比して応援等の行政職員が多く、配食や水の用意、トイレ等の清掃など、すべてを行政職員が行う状況であったため、避難者による自主運営の機運がなかなか出なかった。また、ボランティアセンターを通じて派遣されるボランティアは活動時間が限られ、運営を任せられる状況にはならなかった。

被災当初の混乱状態では致し方ないが、避難者自身での運営や、周辺の民間事業者が活動を再開した段階では、より早期に業者による給食、駐車場整理・清掃等避難所運営業務を委託するなどの対応が必要である。

○ 大規模避難所への対応

益城町総合運動公園では、体育館、ミナテラス（図書館等）、陸上競技場（テント村）、駐車場（車中避難）に合わせて1,500名を越える住民が避難していたため、複数地区の住民が混在し、地縁の自治会などのまとまりがなく、既存の組織による自主運営が困難な状況であった。また、それぞれ主たる運営者や支援自治体が異なり、情報共有・一元化にも支障があった。

このような規模の避難所は市町村が通常想定している避難所の概念を越えているため、運用モデルを再検討する必要がある。

○ 指定管理者による避難所運営

避難所に指定されている施設が指定管理契約をしている場合がある。益城町では、中央体育館の避難所運営を指定管理者であるYMCAが担ったが、指定管理契約に具体的な記載がなく、運営方法や救助の程度、契約金額等の定めもなかった。

○ 避難者状況の把握

避難所設置当初に入退去ルールがなく、避難者の状況を正確に把握することが困難で、事務方で避難者の状況を把握するのに1か月を要した。保健師チームは開設当初から避難者マップや名簿を作成していたが、連携が図られなかった。医師、保健師、行政担当がそれぞれ個別の目的で避難者の調査やヒアリングを行ったが、必ずしも集約されず、町の対策に十分反映されなかった。また、給食（弁当等）の配分ルールの確立と発注数の目星を付けるために「食事カード」を導入したが、避難者の状況を把握する上でも効果があったため、もっと早い段階から取り組む必要がある。

○ 避難所内の指揮命令系統の整備

避難所では複数の府県から職員が派遣されていたため、まとめ役がおらず、運営上の方針を決定するしくみも欠如していた。

○ 支援職員の能力向上

今回の支援では、複数府県の市町から職員が派遣されたため、経験や知識、ノウハウにばらつきがあった。また、派遣職員は、派遣元の自治体の避難所運営マニュアル等を持参して活用したが、その内容にもばらつきがあり、また、大規模な避難所、多数の自動車避難、テント村の運営など、多様な避難形態に対応しきれない面があった。

○ 運営ツールの欠如

避難者マップや避難者名簿の作成、支援情報の収集等、避難所運営には事務的な運営ツールが必要であるが、当初、避難所にはパソコンや文房具、避難者名簿のひな形等の装備がなかった。

○ 派遣目的の明確化

九州地方知事会からの応援要請は、避難所運営要員の必要人数が示されているだけで、派遣目的や業務内容が必ずしも明確ではなかった。派遣職員に対する事前の情報提供が十分ではなく、市町職員の業務補助を行うのか、避難所運営そのものを引き受けるのかはっきりしないままの派遣となった面もあった（福岡県は一部の避難所の運営全体を引き受け、効果を上げたとも言われている。）。

○ 現地連絡所との情報連携

派遣当初、避難所には熊本県や町の方針が伝わらず、避難所から現地連絡所に報告書を上げて課題に対する反応がないなど、現地連絡所と各避難所派遣職員との間の連携が十分ではなかった。

避難所運営の指揮命令系統が不明確だったことも相まって、派遣職員は、誰の指示で動けばよいのか、現地連絡所から支援を受けられるのか不安を抱いたまま目の前の業務に追われる状況であった。

4 窓口業務支援

(1) 現地の状況

5月に入った頃から、被災者生活再建にかかる施策を展開するための要員の確保が課題となってきた。そこで、避難所運営支援について、自主的運営を一層推進するほか、NPO等の協力や民間委託により現場業務を縮減させ、避難所運営支援員を窓口支援業務にシフトしていった。

(2) 支援の内容

〔益城町〕

5月7日の町災害対策本部会議において、5月15日からり災証明書の発行事務を開始するとの方針が示され、生活再建支援が本格化する見込みとなったため、人と防災未来センターから「災害時の行政業務内全体の人的資源配置に関する資料」を提供するなどの支援を行い、体制整備を促した。

5月8日には、り災証明発行業務を60名体制で行うことが明らかとなり、関西広域連合にも支援要請があったため、避難所運営要員の振り替えで対応することとした。

り災証明書の発行窓口は、町総合体育館の駐車場にイベント用の大型テントを設営し、受付ブース20を配置して行われた。各ブースには被災者生活再建支援システムの端末を設置し、熊本県職員2名、システム操作指導の東京都職員1名が配置された。さらに再申請窓口が設けられ、駐車場整理、案内等の業務にも多くの職員が必要となった。混雑緩和のため、交付案内は地区ごとに行われたが、それでも被災者が殺到し、処理能力から1日700件を上限に整理券を発行したが、早朝から並ぶ人も多く、配布開始後すぐになくなる日が続いた。

窓口業務はワンストップで行った方が、被災者の負担を減らし、行政側の体制も合理化できる旨の助言を行ったが、り災証明書の発行が最優先され、支援サービスの準備が十分整わないまま被災者対応が始まった。

応急仮設住宅の入居や被災者生活再建支援金の受付、公費解体の申込みなど、サービスごとに受付開始時期や受付設置場所がバラバラで始まり、全体の人的ニーズが把握しづらい状況が続いたが、現地連絡所において、避難所から窓口業務への職員の配置転換、窓口の業務量の変化に応じた職員の移動などの調整を積極的に行った。

時間の経過とともにり災証明書発行、応急仮設住宅入居申込受付などの業務が減少し、業務の内容が生活再建支援金や公費解体など、1年ないし2年のスパンで受付が行われるものに絞られてきたことから、中長期の職員派遣による対応も見据え、6月29日をもって応援を終了した。

益城町における窓口業務支援

| 場所 | 業務内容 | ブース数 (6/24現在) | 応援職員配置状況 (6/22 現在) |
|------------------|---------------|------------------|-------------------------------|
| 中央公民館 1階 | り災証明受付・被災証明交付 | 1 | 京都府2、鳥取県2、和歌山県3、 徳島県3、兵庫県1 |
| | り災証明交付 | 受付1、相談1 | |
| | 応急修理相談・受付 | 6 | 滋賀県2、奈良県1 |
| | みなし仮設住宅相談・受付 | 6 | 兵庫県2 |
| | 義援金配分申請受付 | 4 | 京都府5、奈良県2、兵庫県1 |
| | 生活再建支援金申請受付 | 3 | |
| 文化会館1階 | 公費解体・撤去申請 | 10 | 滋賀県4、和歌山県3、鳥取県4、 奈良県2 |
| 男女共同参画 センター2階 | 住宅助成支援（電話相談） | 10 | 滋賀県2、奈良県1、兵庫県2 |



〔罹災証明書申請・交付会場の様子〕

〔大津町〕

第5班（5/15～21）から、り災証明書の発行業務と、り災証明書を受けられた方々に対する生活再建支援相談の窓口業務等の支援を行うことになった。

第5班が町役場に到着した後、業務説明会を兼ねた引継ぎを行ったうえ、5月16日午前中にり災証明発行システムのテストを行い、午後から窓口業務を開始した。

大津町では、り災証明書の申請を受けて被害調査を実施した後、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の順に交付日時を指定した通知書を郵送していたが、当初、通知書には判定結果が記載されておらず、窓口に来て初めて結果を知ることになっていた。判定結果は予めお知らせすることを町に提案し、以後、通知書に判定結果が記載されるようになった。

当初は1日60名程の来所を想定していたが、途中からは1日の受付を100名、150名と大幅に増やすこととなり、窓口ブースを増設するため、家屋被害認定の1次調査の支援に来ていた大阪府内市町村の職員の数名を窓口業務に移ってもらうことで対応した。

大津町長が話されていた「被災者の心に寄り添った対応をすること」を心がけながら、この業務の支援は第10班まで行った。



〔5月16日から始まるり災証明発行システム導入試験の様子(浄化センターにて)〕



〔申請、相談に来られた住民の方々〕



〔り災証明発行、生活再建支援相談業務の様子〕

〔菊陽町〕

4月末より避難所運営と併せて、菊陽町役場において、被災された町民の方々に対するり災証明書及び被災証明書の発行業務と、みなし仮設住宅・応急修理相談業務、生活再建支援に関する申込受付や説明などの業務を行った。

開始当初は申請者等が多く来庁し、待ち時間がでるなど業務はかなり繁忙していたが、5月11日を過ぎると申請者数は徐々に落ち着いてきた。

後半になると、家屋被害認定調査の一次調査の結果を聞くために役場を訪れる被災者が多くなり、長い場合には1時間待ちの状態となった。

時期や申請の種別によっては、多くの被災者への対応が必要となり、待ち時間も発生したが、大きな問題はなく6月1日をもって菊陽町の支援を終了した。

【評 価】

<有効であった対応>

○ 同一システム導入自治体による支援

り災証明書発行窓口では、主に応援に入った熊本県職員が、被災者台帳・生活再建支援システムに入力された建物の位置・平面図や写真を参照しながら説明し、証明書を発行したが、同システムを導入している東京都の職員がシステム操作等の指導にあたった。

同システムは全国に採用している自治体が複数存在するため、操作方法に詳しい職員を多数動員することが可能であった。窓口で直接指導することにより、熊本県職員への技術移転にもなった。

○ 支援側による窓口要員の再配置

限られた応援職員で最大限の効果を発揮できるよう、避難所運営支援要員を窓口業務に振り替え、さらに窓口間の再配置についても派遣チームの総括で調整を行った。

これにより、現場に近い所で最新の情報に基づく要員配置を行うことができた。

<課 題>

○ ワンストップ窓口の開設

窓口業務については、り災証明書発行事務が先行され、それに続く支援については、五月雨式に準備ができた業務から窓口が設けられたため、業務のピーク時期が異なり、窓口によって繁閑が生じる場合が多かった。また、役場が被災したこともあり、窓口を各所に分散せざるをえず、全体の要員調整が困難であった。

被災者は長時間り災証明書の窓口で待ち、支援ごとの受付が始まるたびにあちこちの窓口に出向く必要があった。

○ 被災者台帳の早期整備

住民基本台帳を基礎に、家屋被害認定結果をひも付けした被災者台帳を早期に整備することにより、窓口業務の簡素化（り災証明書のコピー添付を不要とする等）、被災者の手間の削減（たとえば世帯の銀行口座を一度登録すれば義援金を自動的に振り込む等）の省力化を図り、支援漏れを防止することができる。

さらに、避難者名簿や健康調査の情報を統合することができれば、応急仮設住宅の優先入居や福祉施設への入所等にも活用することが可能となる。

○ 業務量の推計

家屋被害認定調査では、1軒あたりの調査時間の目安が内閣府のガイドラインで示されているが、窓口業務については標準的な業務内容や処理時間が必ずしも明らかでなく、必要となる窓口ブース数や職員数を見積もることが困難である。

り災証明書発行にあたり、地区別の受付や整理券発行などの混雑回避策が採られたが、それでも早朝から列ができ、長い待ち時間が生じた。

○ 業務マニュアルの整備

事前に業務マニュアルが整備されておらず、今回の震災対応で作成されたものも共有されなかったため、応援職員の入れ替え時に慣れるまでに時間を要した。

また、応援職員派遣時に十分な情報提供ができない一因ともなった。

○ 支援制度拡充への対応

被災地の状況に応じて支援内容が拡充されたが、その時期が遅く、窓口で混乱を招く場合があった（たとえば標準の応急修理期間が短すぎ、受付期間内に被害認定が終了しない、修理完了期限までに業者の手配ができないなどの問題が生じた。）。

また、急な支援内容変更は、特にインターネットを利用しない高齢者等への周知の面で課題があった。

5 家屋被害認定調査支援

(1) 現地の状況

家屋被害認定調査にあたり、熊本県は新潟県からの提案を受け、4月20日に新潟県中越沖地震を契機に開発された被災者生活再建支援システムを採用することを決定した。このシステムは、家屋被害認定結果をデータベース化し、各種被災者支援をサポートする被災者台帳システムで、熊本県内市町村（45団体）のうち、17団体で採用された（このほか、西宮市のシステムや独自開発のシステム、Excel等市販のデータベースを活用した自治体もある。）。

この支援システムは、外観目視で行う一次調査について、地図付きの調査票を使用し、調査票をOCRで読み取ることにより自動集計し、現場写真等とともにデータベース化して被災証明書発行時に活用するもので、開発者や導入自治体からなる「H28熊本地震生活再建支援連携体（産官学連携支援チーム）」（防災科学技術研究所、新潟大、静岡大、新潟県、東京都、京都府、協力企業等）が、説明会の開催や現地指導員の派遣等について、全面的な支援を行った。

熊本県は当初、県内自治体の職員を研修したうえで家屋被害認定調査を行い、経験とノウハウを地元に残す方針であったが、4月25日の国の対策本部において、安倍首相が「被害家屋の被害認定、被災証明書の交付等に最優先で取り組む」と発言し、河野防災担当大臣も「5月中には被災証明書の発行を終える」と表明するに至り、全国規模で調査要員を動員することとなった。

一次調査は外観目視の簡易手法で実施されたが、応急仮設住宅の入居基準や、被災者生活再建支援金、家屋の公費解体の方針など、支援内容と基準が明らかになると、基準に満たない住民からの再調査依頼が殺到し、多い団体では一次調査数の4割にも登った。

(2) 支援の内容

関西広域連合では、被害認定作業を急ぐ必要があるとの判断から、前震の発生直後に被害認定の要員派遣を決定し、本震発生後に8人（兵庫県3人、和歌山県1人、徳島県2人、鳥取県2人）を派遣したが、現地では応急危険度判定が優先され、調査準備もできないまま終わった。

熊本県から被害認定調査の方針が出されたことを受け、4月26日に改めて益城町からの要請があり、兵庫県淡路市の経験者2人を派遣し、作業準備に着手した。翌27日には総務省から、家屋被害認定の経験を有する職員について、関西広域連合20人、東京都20人、福岡県10人の派遣要請があり、本格的な派遣の調整に入った。

〔益城町〕

益城町では、全棟調査（約16,500棟）を行うことが決定され、4月30日から5月27日まで、4陣にわたり89人を派遣し、1次調査の実施を支援した。

産官学連携支援チームとして新潟県、柏崎市職員が実施体制（マネジメントチーム）の構築支援を行い、支援システムが導入された。住基台帳システムや固定資産税システムのデータを使って地図や調査票が用意され、調査用資機材、移動用の車、現地案内役など、調査前の準備もかなり周到に行われた。調査員に対しては、DVDによる研修用ビデオが提供され、毎日説明



会が行われた。

被災者生活再建支援システムには、データ取り込み用に、一定以上の能力を有するスキャナとパソコンが必要となる。当初は台数が少なく、調査データが滞留することもあったが、雨天等を利用して作業を行い、応援職員だけでほぼ遅滞なく入力することができた。



2次調査については、6月15日から7月12日までの予定で派遣を開始したが、申請件数が日を追って増加したため、7月19日まで期間を延長し、5陣にわたり84人を派遣した。

調査は、役場OBや土地家屋調査士等の案内役と派遣職員の調査員2人の3人が一組で調査に当たり、1次調査では1日40～50件、2次調査では1日4件をこなした。

その結果、1次調査は概ね1か月で9割程度を終了し、罹災証明書を発行できる段階に至った。2次調査は、7月に入っても申請が途切れなかったが、7月中で完了の目処がつくまでに至った。

益城町への派遣実績

| 区分 | 派遣期間 | 派遣人数 | 関西広域連合の内訳 |
|-------|------|----------|---|
| 第1次調査 | 第1陣 | 4/30～5/6 | 17人 兵庫県8、京都府2、和歌県4、鳥取県1、徳島県2 |
| | 第2陣 | 5/7～13 | 25人 兵庫県8、滋賀県2、京都府3、奈良県4、和歌山県4、鳥取県2、徳島県2 |
| | 第3陣 | 5/14～20 | 28人 兵庫県8、滋賀県2、京都府4、奈良県4、和歌山県4、鳥取県4、徳島県2 |
| | 第4陣 | 5/21～27 | 17人 兵庫県2、滋賀県2、京都府3、奈良県2、和歌山県4、鳥取県2、徳島県2 |
| 第2次調査 | 第1陣 | 6/15～21 | 8人 兵庫県2、和歌山県2、鳥取県4 |
| | 第2陣 | 6/22～28 | 14人 兵庫県10、京都府2、和歌山県2 |
| | 第3陣 | 6/29～7/5 | 20人 兵庫県10、滋賀県2、京都府2、奈良県4、徳島県2 |
| | 第4陣 | 7/6～12 | 20人 兵庫県8、滋賀県2、京都府2、奈良県4、鳥取県2、徳島県2 |
| | 第5陣 | 7/13～19 | 22人 兵庫県14、滋賀県2、奈良県2、和歌山県4 |

〔大津町〕

大津町現地連絡所に対し、5月2日（月）から15名体制（3名×5班体制）で家屋被害認定調査を実施したい旨の要請があり、大阪府を中心に人員の確保に取り組み、府内市町村職員、熊本県職員・熊本県内の国家公務員、町職員で体制を確保した。

1次調査と並行して、今後の2次調査を見据え、家屋調査と窓口業務の人員体制について、町役場幹部や熊本県庁職員と協議調整を行っているなか、熊本市において、1次調査より2次調査の結果の方が「被害程度が小さい」と判定された場合、1次調査の結果を採用するという報道があった。その影響か2次調査の申請が増え、第8班（6/2～8）が到着した時点では約300戸の申請が出ているのに対し、4チーム体制で、1日8件の調査という状態で、いかに対応するかが課題になった。

そこで、ストップウォッチで標準的な作業時間を算出したところ、作業3時間の内、1時間半が測量及び図面作成に必要となっていた。調査時に家屋の平面図がないため、フリーハンドでの図面作成にかなりの作業時間を割いている



〔家屋被害認定（1次調査）の様子〕

状況の改善を図るべく、固定資産税算出の平面図を活用すること等での効率化を進めた。

2次調査は、家主立会いの下、家屋の外壁の損傷箇所や損傷程度を確認するとともに、屋内の全ての部屋、廊下の天井、壁、建具などの損傷箇所や損傷程度を確認する作業で、1次よりも調査項目が多く、また、大津町には広い住宅が多く、加えて、調査エリアが広範囲に点在していたため、1日で2～3件しか調査が実施できない状況が続いた。

そのため、班数を拡充するとともに、1班で1日4件調査している益城町支援チームと情報交換を行い、被害結果算出は調査終了後にまとめて行うなどのノウハウを聞き、すぐに大津町での調査に導入するなどの工夫を続けた。



〔家屋被害認定（2次調査）の様子〕

第9班（6/8～14）の派遣の頃になると、家屋調査班・メンバーが違っても共通認識が図れるような調査時の注意点や流れがわかるものを作成したいとの話が大津町よりあったため、実際に2次調査を行った派遣職員が「住家被害認定調査（2次調査）フロー」を作成し、これをもとに随時ブラッシュアップを図っていくことにした。

【ノウハウの一例】

- ①家屋平面図の事前準備：これまで、家屋平面図は、調査現場において作成するという方法が採られていたが、固定資産税台帳に添付されている家屋平面図を活用し、調査実施前に家屋平面図を準備する。
- ②調査行程の効率化：調査対象家屋を「規模別」、「家屋平面図」の有無などで分類し、1件当たりの調査時間の目安を設けることにより、1日の調査行程の効率化を図る。

大津町への派遣実績（派遣元：大阪府）

| 第1次調査 | | | 第1次・第2次調査 | | | 第2次調査 | | |
|-------|--------------------|----------|-----------|----------|------|-------|----------|------|
| 区分 | 派遣期間 | 派遣人数 | 区分 | 派遣期間 | 派遣人数 | 区分 | 派遣期間 | 派遣人数 |
| 第3班 | 4/30～5/6 | 2人 | 第7班 | 5/27～6/2 | 6人 | 第11班 | 6/20～26 | 8人 |
| 第4班 | 5/7～13 (5/9～13) | 1人 3人 | 第8班 | 6/2～6/8 | 5人 | 第12班 | 6/26～7/2 | 10人 |
| 第5班 | 5/14～20 | ※12人 | 第9班 | 6/8～6/14 | 8人 | 第13班 | 7/2～8 | 10人 |
| 第6班 | 5/20～27 | 9人 | 第10班 | 6/14～20 | 8人 | 第14班 | 7/8～14 | 10人 |

※家屋被害認定調査支援の支援は、第3班から実施

※第5班のうち2人は兵庫県加古川市からの派遣

【評価】

＜有効であった対応＞

○ 被災者生活再建支援システムの導入

本システムでは評価方法をパターンチャートにして未経験者でも分かりやすい調査票としていたこと、地図データを調査票と一体化していたこと、スキャナで読み込み自動集計・データベース化が可能であったことから、大量の調査とデータを効率よく処理することができた。

また、同システムはすでに東京都、京都府等に導入されていたことから、これらの自治体から運用ノウハウを有する職員の応援を受けることもできた。

また、民間事業者による商業ベースのシステムであることから、技術者から専門的なサポートを受けることも可能であった。

○ 先遣隊による事前準備の実施

調査員の大量動員に先立ち、益城町では調査方針を定め、調査票の整備、資機材、移動手段、案内役の用意が行われていたため、要員を効率的に活用することができた。また、住基システムによる世帯状況の把握や、固定資産税台帳の地図データなどを利用することで、現地での確認や作図の手間を大幅に削減することができた。

○ 実務実施体制の構築支援

産官学連携支援チームにより、説明会の実施、市町村の実施体制構築支援、システム導入・運用支援、コールセンター設置、り災証明書発行支援など、一連の業務内容をセットにした支援が行われたことにより、実務経験のない自治体でも迅速で効率的な業務遂行が可能となった。

<課題>

○ 家屋被害認定調査に係る人材育成の全国制度化

家屋被害認定については、内閣府のガイドラインがあるものの、全国的に経験者が少なく、関西広域連合からの応援職員も机上研修のみの職員を派遣せざるをえなかった。

○ 調査方法の統一

家屋被害認定は、被災者支援の基礎になるにもかかわらず、市町村事務であり、内閣府のガイドラインがあるものの、その認定方法が市町村によって微妙に異なる場合がある。熊本地震でも、熊本市は一部損壊については申請者の写真で判定し、全数調査を行う他の市町とは異なる調査方法を用いるなど、市町村の方針によって必要なマンパワーに大きな違いが生じている。

損害のない家屋を調査する必要はなく、一部損壊についても通常は公的支援がないため、調査対象数を削らすため、被災者が自己判定できるシステムの開発や写真による簡易判定などの方法が考えられる。

○ 一部損壊家屋の取り扱い

一般に、一部損壊家屋に対しては公的支援はないが、兵庫県が淡路島地震の際に一部損壊世帯に災害援護金を支給することとした際には被害認定申請が激増し、調査に多くの要員が必要になった。一部損壊世帯への支援を検討する際には、事務的な負担を含めて支援要件を検討する必要がある。

○ 他の家屋調査との連携による省力化

地震の際には、被害認定のほか、応急危険度判定、宅地被害認定の調査が行われ、住宅によっては3枚の調査済証が貼られることになる。特に応急危険度判定については、全国制度が確立していること、地震直後に最優先で実施されること、判定士の多くは建築士等の技術職員であり、被害認定要員よりはるかに知識・技術レベルが高いことから、一次の被害認定と同時実施を検討すべきである。

○ 応援経費の負担

家屋被害認定調査は自治事務とされ、応援に要した経費の負担が明らかでない。被災者支援の基礎となることから、要した経費を災害救助費の対象とする等の措置が必要である。

○ 調査方法の選択

熊本地震では、1次調査と2次調査の判定が異なる場合の対応が市町村によって異なっており、熊本市や益城町のように重い方を採用することを決めた市町で

は、2次調査の申請が多い傾向にあった。1次調査に40日（4月27日～6月5日）、2次調査をほぼ完了するまでに44日（6月6日～7月19日）、合計で3か月を要していることを考えると、外観目視ではなく、最初から住民立ち会いで屋内調査を実施することも検討すべきである。

6 物資支援

(1) 被災地の状況

4月14日の「前震」発生直後は大きな被害が確認されず、広域的な物資支援の必要性は小さいと思われたが、4月16日の「本震」発生により多数の避難者が出たため、災害対策基本法に基づく国の「プッシュ型支援」が初めて発動された。

国の支援は基本的に発災後3日目以降に全国から物資を被災地に送るものであるため、被災団体にとって、当初3日間の物資確保が大きな課題となった。

また、熊本県は、県指定管理施設である大型展示場（グランメッセ）等を物資の1次拠点としてあらかじめ定めていたが、被災により使用できなかったため、熊本県技術短期大学体育館やK K W I N G（熊本県民総合運動公園）が代替保管場所に指定されたが、熊本県技術短期大学体育館にはフォークリフトがなく、手作業で荷おろしする必要があり、夜間の受入要員の確保や、施設の床の耐加重が不十分などの問題があった。

国の支援は、基本的に県の物資拠点までの物資搬送を想定したものであったが、熊本県の拠点はすぐに容量オーバーとなり受け入れができなくなった。また、市町村の物資拠点においても施設・運用体制の不足や情報の混乱（到着予定時刻、搬送品目等）があり、なかなか避難所まで物資が届かない状況が生じた。

そのため国は、民間物流事業者の協力を得て、1次集積拠点として、食料は日本通運鳥栖流通センター（佐賀県鳥栖市）を、生活用品等はヤマト運輸ロジクロス福岡久山を設定し、運営を民間事業者に委託した。事業者側では、東日本大震災を経験した社員を派遣して効率化が図られた。また、物資に関する情報も、事業者の支援により避難所にiPadが提供され、専用のアプリを使ってやりとりするシステムが導入された。

市町村の2次拠点から避難所への配送は、当初は公用車や自衛隊車両などで主に行われ、次第に宅配事業者等へ移管された。特に食事等の日配品については、避難所までの配送・提供について、コンビニエンスストア等へ委託が行われた。

(2) 支援の内容

「前震」の段階では、現地への先遣隊の報告や、被害の状況及び避難者数からみて、熊本県内および九州地方知事会での対応で量が確保できると判断し、支援物資の搬送は行わないこととしていたが、「本震」の発生後、現地支援本部に対し、物資の支援要請があった。

被災地（熊本県）の負担を軽減し、送付する支援物資の重複を防ぐため、関西広域連合広域防災局に調整窓口を一本化し、構成府県の備蓄物資を送るための数量調整を行った。

16日には現地支援本部を通じて簡易トイレ、毛布の依頼があり、広域防災局で各構成府県の備蓄量の状況に応じて、割当てを決定した。政令市については指定都市市長会の調整で熊本市を支援することとなったため、広域連合の調整対象とはしなかった。4月17日には、熊本県と熊本市の連絡不行き届きにより、熊本県が県内市町村分をまとめて国に要請した数量に、熊本市分が入っていなかったため、関西広域連合に熊本市分21万食の要請があった。構成府県分や連携県分も含めて調達した結果、33万食を搬送することができた。

各府県で輸送手段を確保するため、各府県で協定を締結しているトラック協会に依頼したところ、国がプッシュ式支援を実施するために、国土交通省が全日本トラック協会を通じて全国都道府県トラック協会の車両の押さえてしまったため、各府県のトラック協会は府県からの依頼を受けることができなくなってしまっていた。このため、現地支援本部にその旨を伝え、現地支援本部が、熊本県庁で物資の調整

に当たっている国の職員を通じて、関西広域連合から物資を送るための車両については制限を解除してもらうように依頼した結果、トラックを確保することができた。

その後、国のプッシュ型支援が軌道に乗ってきたこともあり、関西広域連合からの物資の支援は17日で一旦終了した。

4月20日夜、被災地に大雨が降る見込みとなり、九州地方知事会からブルーシートの要請があり、翌日発送した。

物資調整については、3月末に関西広域防災情報システム（応援・受援調整システム）を本格稼働していたが、各府県の担当者が操作に慣れていないことから、かえって時間がかかることが想定されたため、電話やメール、FAXで連絡調整を行った。

関西広域連合からの物資支援の状況

| 区分 | アルファ化米 (食) | 毛布 (枚) | 簡易・仮 設トイレ (台・基) | ブルーシート (枚) | オムツ (枚) | 飲料水 (本) | その他主な支援物資 |
|------|---------------|-----------|-----------------------|---------------|------------|------------|--|
| 滋賀県 | 7,800 | | | | | | |
| 京都府 | 10,000 | | (簡易) 800 | | | | 栄養ドリンク(700本)、ゼリー(500個)、漬物(750袋)、八ツ橋(240箱)、三笠(20箱) |
| 大阪府 | 133,950 | 27,000 | (仮設) 144 | | 77,000 | | |
| 兵庫県 | 24,000 | 27,000 | (仮設) 512 | 1,600 | | | |
| 奈良県 | 15,000 | | | | | | 奈良県産ヒキで作った積み木(100セット) |
| 和歌山県 | 20,000 | | | | | | |
| 徳島県 | 9,300 | | | | 11,640 | 7,326 | 缶詰・レトルト食品(760食)、乾パン(3,904食)、粉ミルク(85缶)ほか衛生用品一式 |
| 鳥取県 | 21,300 | | | | | 9,192 | |
| 京都市 | 55,450 | | | | | 34,560 | トイレットペーパー(10,025ロール) |
| 大阪市 | 6,200 | 30,122 | | 5,000 | | 90,096 | トイレットペーパー(8,000ロール)、ビスケット(970食)、乾パン(4,224食)、粉ミルク(72,000g) |
| 堺市 | 21,000 | | (簡易) 1,500 | | 4,200 | 5,016 | ビスケット等(3,230食)、生理用品(12,900枚) |
| 神戸市 | 10,000 | 4,250 | | 2,000 | 14,600 | 20,000 | クラッカー(10,000食)、缶詰(20,000缶)、粉ミルク(800袋)、生理用品(32,000枚)量(270枚) |
| 計 | 334,000 | 88,372 | 2,956 | 8,600 | 107,440 | 166,190 | |

※独自支援分含む。

※兵庫県からの仮設トイレについては、未使用分180基が5月末日に返却されている。

【評価】

<有効であった対応>

○ 国によるプッシュ型支援の実施

プッシュ型支援により、水・食料・紙おむつなどの主要な物資を被災地に早期に、大量に提供された。

○ **民間事業者の活用**

公共施設の活用、行政職員による物資マネジメントに限界があるなか、国は積極的に事業者の被災地外の物流拠点を活用し、全体のマネジメントを民間に任せることにより、被災地への物資支援の円滑化を実現した。

○ **行政備蓄の融通**

国の支援物資が到着するまでの間は被災団体に必要物資を確保しなければならないが、毛布、仮設トイレ、ブルーシート等、短時間で大量に民間流通から入手することが困難な物資については、行政備蓄の融通が有効であった。

<課 題>

○ **物流資源の取り合い**

今回の震災では、国土交通省がプッシュ型支援に備えて全日本トラック協会を通じて各都道府県トラック協会の車両を確保したため、関西からトラック協会に物資輸送を依頼する際に、国と調整する必要が生じ、手続きが煩雑となった。

より大規模な災害時には、輸送手段だけでなく、燃料や物資、民間事業者の倉庫等物流資源が全国的に不足し、必要な量を確保できない事態も考えられる。

○ **必要量の把握**

被災地全体の物資必要量を把握することが難しく、国の支援では、毛布、仮設トイレ等が余った。

○ **関西広域防災情報システム（応援・受援調整システム）の活用**

今回の支援では、物資の品目が少なく、期間も短かったことから、電話・メール・FAX での調整が可能であったが、関西が被災した場合に備え、システムの操作・運用マニュアルの充実及び操作研修や訓練を通じた各府県市の担当者の習熟度向上を図る必要がある。

○ **情報システムの活用**

今回の地震では、iPad を使った物資発注システムが活用されたが、このようなシステムの有効性について詳しく検証し、導入の可能性を検討する必要がある。

7 ドクターヘリの派遣

(1) 被災地の状況

被災地における航空医療搬送ニーズに対応するため、熊本県庁に設けられた航空運用調整班の中にドクターヘリ調整部が設置され、4月16日から20日の間、九州・中四国エリア、関西広域連合のドクターヘリ14機に派遣要請がなされた。活動拠点として、熊本赤十字病院とうまかな・よかなスタジアムにドクターヘリ本部が、うまかな・よかなスタジアム、熊本空港、佐賀空港及び宮崎空港にヘリ駐機場所が確保された。

(2) 支援の内容

DMAT事務局ドクヘリ統括本部を經由して熊本県から広域医療局に連合管内ドクヘリの派遣要請及び派遣調整の依頼があった。広域医療局では、「関西広域応援・受援実施要綱」に基づき、「被災地の医療支援」と「管内の救急医療体制の確保」の両課題に的確に対応できるよう、直ちに関係府県や基地病院と調整を図り、九州に近い西側の「兵庫県ドクヘリ」、「3府県ドクヘリ」及び「徳島県ドクヘリ」の3機を16日、17日の2日間、被災地へ派遣した。

管内に残った「京滋ドクヘリ」、「大阪府ドクヘリ」及び「和歌山県ドクヘリ」の3機に対しても、管内の「救急医療体制の確保」が図られるよう要請した。

当初、厚生労働省DMAT事務局内のドクヘリ統括本部には、医療搬送ニーズの情報があまり入らず、指揮命令系統も確立されていなかった。ドクヘリが基地病院を離陸した時点では、ドクヘリ参集場所の指示もない状況であった。参集場所の現地ドクヘリ本部にはドクヘリのCS（運航管理）がおらず、フライト調整が滞っていたため、基地病院（公立豊岡病院）からの要請もあり、運航会社のCS1人を現地ドクヘリ本部に派遣し、運航調整の円滑化を図った。

派遣した3機のドクヘリは、その機動力を最大限に発揮し、熊本県から九州各地の医療機関への患者搬送に活躍し、被災地での救命救急に大いに貢献した。

派遣したCSは、現地ドクヘリ本部において、参集してきたドクヘリのフライト調整を行った。

現地での活動状況

| ドクヘリ名 | 4月16日（土） | 4月17日（日） |
|---------|---------------------------|---|
| 3府県ドクヘリ | うまスタ→宮崎大学病院 （1名搬送） | 済生会熊本病院→佐賀大学病院 （1名搬送） |
| 兵庫県ドクヘリ | 熊本医療センター→佐賀大学病院 （1名搬送） | 熊本大学病院→九州大学病院 （1名搬送） 熊本医療センター→一聖マリア病院 （1名搬送） |
| 徳島県ドクヘリ | うまスタ→宮崎大学病院 （1名搬送） | 済生会熊本病院→佐賀大学病院 （1名搬送） |

【評価】

<有効であった対策>

○ 派遣期間中のバックアップ体制

3機のドクヘリを派遣中、関西広域連合管内において、「大阪府ドクヘリ」が「3府県ドクヘリ」の運航エリアである兵庫県南但地域に出動するなど、関西広域連合が一体的にドクヘリを運航するメリットが大いに発揮された。

○ CSの派遣支援

現地ではドクターヘリに加え、自衛隊、海上保安庁、消防防災ヘリ等 100 機を超えるヘリが集まり活動したが、ヘリに加えて調整担当者を派遣することにより、活動を円滑化することができた。

<課 題>

○ 医療搬送ニーズの把握と情報共有化

被災した病院やDMATから迅速に搬送ニーズを収集し、防災部局、自衛隊等も含めた関係組織との情報共有を図る必要がある。県庁等に司令組織を設置して情報集約するなどの対応が必要である。

○ ドクターヘリ受援体制の確立

域内・外からドクターヘリを受け入れるにあたり、応援要請の手順や手続、ドクターヘリ参集拠点SCUの確保（CS機能、通信施設、給油施設等）などの事前準備や、被災地の府県庁DMAT調整本部にドクヘリCSを配置するなどの地上の支援体制の用意など、あらかじめ受援体制を確立しておく必要がある。

○ 民間ヘリの活用検討

大量の搬送ニーズ発生や、応援中の地元医療体制のバックアップ確保に備え、ドクターヘリ運航会社の予備機を活用しての被災地へのドクヘリ派遣等も検討する必要がある。

IV 政令指定都市の活動

1 京都市

(1) 支援体制

迅速かつ的確な支援を全庁体制の下、強力に実施していくため、4月18日、市長を本部長とする「平成28年熊本地震京都市支援対策本部会議」を開催。本会議の結果を受け、副市長を本部長とする「平成28年熊本地震京都市支援本部」を設置した。

(2) 物的支援

| | | |
|---------------|------------|--------------------|
| アルファ化米 (食) | 飲料水 (本) | トイレットペーパー (ロール) |
| 55,450 | 34,560 | 10,025 |

(3) 人的支援

| 項 目 | 活動内容 | 派遣人数 | 派遣先 |
|-----------------------|-----------------|------|----------|
| ① 災害初期の対応 | 緊急消防援助隊 | 130名 | 熊本市・南阿蘇村 |
| | DMAT（災害派遣医療チーム） | 5名 | 熊本市 |
| ② 避難所における活動 | 健康調査及び食事管理 | 66名 | 益城町 |
| | 避難所運営補助 | 83名 | 熊本市 |
| ③ ライフライン等生活基盤回復のための活動 | 下水道の被害状況調査 | 20名 | 熊本市 |
| | 水道給水管漏水調査及び修繕 | 18名 | 熊本市 |
| | 給水活動 | 36名 | 熊本市 |
| | 災害廃棄物等の収集運搬 | 68名 | 熊本市 |
| | 応急仮設住宅建設支援 | 3名 | 熊本県 |
| ④ ボランティア支援活動 | ボランティア派遣に係る調整 | 2名 | 熊本市 |
| | 被災地ボランティア活動支援 | 3名 | 熊本市 |
| ⑤ 建物被害認定調査等 | 危険度判定（被災建築物） | 8名 | 熊本県市町村 |
| | 危険度判定（被災宅地） | 12名 | 熊本市 |
| | 建物被害認定調査 | 58名 | 熊本市 |
| | り災証明発行業務 | 26名 | 熊本市 |
| ⑥ 特別支援学級の運営補助 | | 9名 | 熊本市 |
| 合 計 | | 547名 | |

※避難所運営に係る調整で派遣された先遣隊（3名）は除く

(4) 主な活動内容

① 災害初期の対応

ア 緊急消防援助隊

4月16日、京都府を通じて消防庁長官から出動の求めがあり、緊急消防援助隊京都府大隊として京都市隊を派遣した。

○ 派遣期間

平成28年4月16日（土）～4月21日（木） 6日間

（陸上部隊） 4月16日（土）～4月21日（木） 6日間

（航空機部隊） 4月16日（土）～4月17日（日） 2日間

○ 派遣先

熊本県熊本市及び南阿蘇村

○ 派遣部隊数（京都市隊）

- ・ 陸上部隊 16隊 延べ126名

指揮隊1隊、救助隊3隊、救急隊5隊、通信支援隊1隊、後方支援隊6隊
 <第1次派遣50名、第2次派遣43名、第3次派遣33名>

- ・ 航空機部隊 京都市消防ヘリ 1隊4名

○ 活動状況

| 部 隊 | 月 日 | 活 動 内 容 |
|-------|---------------|---|
| 陸上部隊 | 4月17日 ～20日 | 熊本市内で倒壊家屋に取り残された人の有無を確認する活動を実施 |
| | 4月20日 | 阿蘇山南面（南阿蘇村）の斜面崩落現場において捜索活動を実施 |
| 航空機部隊 | 4月16日 | 熊本県上空（阿蘇山周辺等）から被害状況映像を首相官邸、消防庁等へ配信 |
| | 4月17日 | 74人が孤立する東海大学キャンパスグラウンド（南阿蘇村）へ出動し、現場の状況を確認 |

イ DMAT（災害派遣医療チーム）

16日午前11時半、DMAT京都府調整本部の第一日赤から派遣指示を受け、即時に医師1名、看護師2名、事務方2名の京都市立病院DMATが病院の車両でDMAT参集拠点として指定された熊本赤十字病院（熊本市）へ向け出発した。

17日に熊本赤十字病院に到着し、17時からのリーダー会議において、翌18日にくまもと森都総合病院において日勤業務の支援をするよう依頼を受けた。

18日午前8時から午後4時までくまもと森都総合病院において診療支援を行った。病院は病棟一棟の損壊が激しく、43名の入院患者の転院を支援してほしいと依頼されたため、急遽ミッション変更の報告をDMAT本部に伝え、患者の転院搬送業務の責任者として、近畿ブロック内7つのDMAT隊を指揮し、受け入れ先となる病院等と調整を行い、35名の患者を転退院させた。

- 派遣期間 4月16日～4月18日
- 派遣人数 5人
- 派遣先 熊本市

ウ 今後の教訓

- 交替要員の派遣方法、長期派遣時の食料の追加調達等、後方支援体制の充実強化が必要。京都府とのより一層の協調体制の確立が重要。
- 被災地における、より効果的な後方支援活動（宿営テントの設営、食糧の準備、衛生環境等）のあり方の検討
- 一般車両で赴いたが、今回のDMATの任務は、入院患者の搬送がメインであったため、救急車であればさらに良かった。現場の状況など、求められることを幅広く想定し、準備していく必要がある。
- 情報が錯綜し、DMAT調整本部がパニック状態となっており、指示内容と実際の業務が異なることとなったが、指示されたことをそのままやるだけではなく、自分で考え積極的に行動し、その地域に沿った医療ニーズに応じることがDMATの任務であると捉え、今後も派遣要請が出た際には、積極的に支援を行っていく。

② 避難所における活動

ア 健康調査及び食事管理

これまでの災害派遣の経験を活かし、災害発生の記事を受けて自主的に派遣準備・調整を始め、厚生労働省を通じた現地からの派遣要請に即応したことにより、

他都市よりも一早く現地での活動を開始した。

現地では、避難所開設後、初期の段階から避難者名簿の作成や他都市の活動班との連携において、主導的な役割を果たした。また、本市としては今回初めて栄養士を派遣し、現地での支援活動に従事したことにより、災害時における栄養士の活動について今後の検討材料を得ることができた。

- 派遣期間 4月17日～6月11日
- 派遣人数 延べ66人
- 派遣先 益城町
- 支援内容
 - ・避難所（車中泊を含む）や家庭訪問による健康調査・健康相談
 - ・エコノミークラス症候群，熱中症の注意喚起
 - ・現地保健所管理栄養士業務の支援，避難所の食事管理

イ 避難所運営補助

- ・ 避難所における運営補助（物資管理，名簿作成ほか）
熊本市の避難所運営体制が整っていない中、物資や避難者の管理体制を支援することにより、避難者の求める物資、内容を把握するきっかけをつくること
ができた。
 - ・ 指定都市市長会現地支援本部との派遣業務（派遣業務内容、場所、期間、人数、宿泊場所）等の調整
実際に現地の状況を確認したうえでの調整ができ、ニーズの把握に役立った。
 - ・ 熊本市（主に熊本市北区役所）及び他政令市（主に岡山市，仙台市，静岡市）との避難所運營業務に関する連絡・調整等
初動対応において混乱状態にあった熊本市に対し，複数の都市が連携し，情報交換を行い，支援業務を行ったことにより，避難者に対して落ち着いた運營業務を行うことができるようになった。
- 派遣期間 4月26日～5月18日
 - 派遣人数 延べ83人
 - 派遣先 熊本市

③ ライフライン等生活基盤回復のための活動

| 業務 | 派遣期間 | 派遣人数 | 派遣先 | 活動内容 |
|----------------|---------------------------|-------|-----|---|
| 下水道の被害状況調査 | 4月19日 ～5月26日 (38日間) | 20人 | 熊本市 | 下水道管きょやマンホールの破損、隆起等の状況確認地上から行った。また、テレビカメラによる管きょ内の詳細な被害状況調査を行った。 |
| 水道給水管の漏水調査及び修繕 | 4月27日 ～5月11日 (15日間) | 18人 | 熊本市 | 水道給水管の漏水調査を行い、漏水箇所の特定を行った。また漏水修繕工事を行う水道工事業者の監督業務を行った。市職員に加え、一般社団法人京都市公認水道協会及び水道工事業者11社合計23名が従事。 |
| 給水活動 | 4月16日 ～5月5日 (20日間) | 36人 | 熊本市 | 避難所及び公園において2t加圧式給水車により応急給水活動を行った。 |
| 災害廃棄物等の収集運搬 | 4月21日 ～5月20日 (1か月) | のべ68人 | 熊本市 | 災害廃棄物収集運搬業務を実施した。要請があり次第、速やかに職員派遣などが実施できるように、迅速に人員・機材等の支援体制の構築を図った。支援要請前に体制を構築したことにより、直後から迅速に対応することができた。約930トンの災害廃棄物収集運搬を行った。 また、阪神・淡路大震災や東日本大震災で支援活動に従事した職員を多数派遣することで、被災地に負担をかけない自立的な支援活動を展開した。 |
| 応急仮設住宅建設支援 | 6月9日 ～22日 (14日間) | 3人 | 熊本県 | 建設現場での中間検査、完成検査等及び庁内での見積書の審査等 |

[今後の教訓]

- 漏水調査などの応急復旧業務は応急給水活動よりも専門的な知識や技術が必要なため、応急給水活動等に事務系職員を充てるなどにより、技術職員が応急復旧活動に従事できる体制を整えることが必要である。
- 大規模地震直後の混乱の中では、被災都市が応援都市にあらゆる指示を行うことは難しい。応急給水活動については、被災地を複数ブロックに割り、応援都市が自律的、主体的に活動することにより支援活動全体が円滑になった。
- ごみ運転手、まち美化業務員、環境共生推進員といった職種ごとの派遣体制についても事前に決定しておくなど、大規模災害発生時の対応についてマニュアル等を整備する必要がある。
また、①災害支援本部の設置と役割、②派遣職員の役割、③職員派遣の手順、④被災状況に応じた派遣体制、⑤被災地での活動、⑥平常時の対策等を定めた「環境政策局災害派遣マニュアル」の整備について、ノウハウの蓄積した熟練職員や次代を担う若手職員、関連部署等と協働で検討していく必要がある。
- 熊本県では応急仮設住宅の建設候補地で地割れが発生し、使用できない事態が発生した。できるだけ多くの建設候補地を確保しておくことが重要である。
また、応急仮設住宅本体に加え、外構も含んだ仕様の検討が必要である。

④ ボランティア支援活動

ア ボランティア派遣に係る調整

熊本市災害ボランティアセンターにおいて、被災地のボランティア活動状況や

宿泊地等，ボランティア派遣に必要な情報の収集や現地における災害ボランティアセンターの運営支援を実施した。

- 派遣期間 4月22日～25日
- 派遣人数 2人
- 派遣先 熊本市

上記によって得られた情報をもとに、現地状況に合わせた支援活動を計画し、3回にわたるボランティア募集及び派遣を実施した。(延べ128名が活動に従事)

- 第1クール：4月29日～5月3日
- 第2クール：5月7日～5月11日
- 第3クール：5月13日～5月16日

イ 被災地ボランティア活動支援

京都市から派遣したボランティアについて、天候・気温等を配慮した支援活動時間の管理及びボランティアの体調管理、危険家屋判定結果等の確認による安全なボランティア活動の確保、現地ボランティアセンターとの各種調整を行い、円滑な派遣を実現させた。

※ボランティアの活動業務は個人宅の家財搬出やブロック塀や瓦の撤去等

- 派遣期間・人数
 - 4月29日～5月3日 (1人)
 - 5月13日～16日 (2人)
- 派遣先 熊本市

ウ 今後の教訓

- 被災地へのボランティア派遣については、ボランティアの安全かつ有効な活動を確保するため、被災地におけるボランティアの受け入れ態勢や宿泊地等に関する確かな事前の情報収集が重要である。
- 個人宅での活動については、搬出する家財の処理や扱い等、被災者の方の意向を尊重しながら作業を行う必要があるため、被災者の方とのコミュニケーションが最も重要であった。

⑤ 建物被害認定調査等

ア 危険度判定(被災建築物)

被災した建築物による二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士が被災した建築物毎に、傾きや屋根・外装材等の被害状況を調査し、危険、要注意、調査済の3段階に判定・表示した。

- 派遣期間 4月23日～28日
- 派遣人数 8人
- 派遣先 熊本県各市町村

6市町村で187件の建築物の判定を行った。調査結果は次のとおり。

| 実施日 | 実施場所 | 危険 | 要注意 | 調査済 | 合計 | 備考 |
|-------|------|-----|-----|-----|------|--------|
| 4月23日 | 益城町 | 12件 | 5件 | 11件 | 28件 | 第1次派遣隊 |
| 4月24日 | 御船町 | 26件 | 12件 | 5件 | 43件 | |
| 4月25日 | 宇土市 | 8件 | 11件 | 11件 | 30件 | |
| 4月26日 | 宇城市 | 6件 | 11件 | 16件 | 33件 | 第2次派遣隊 |
| 4月27日 | 嘉島町 | 18件 | 9件 | 15件 | 42件 | |
| 4月28日 | 西原村 | 6件 | 2件 | 3件 | 11件 | |
| 合計 | | 76件 | 50件 | 61件 | 187件 | |

イ 危険度判定（被災宅地）

被災宅地危険度判定は、地震により被災した宅地、擁壁の安全性について判定し、余震等による二次災害を未然に防止するものである。

14日の前震以降、本市では判定士の派遣要請を想定し、情報収集や本市人事異動（14日内示、18日発令）に対する判定士名簿の更新、本市職員の判定士に対する、派遣要請があった場合の参加の可否についての確認、判定機材の確認等の準備を行った。

20日夜に熊本県から国土交通省を通じて近畿ブロックに対し派遣要請があった。京都市は被災宅地危険度判定連絡協議会の近畿ブロック幹事に当たっていたため、ブロック内の調整を行ったが、現地での宿泊先や移動車両を派遣元の自治体が確保する必要があり、それが支障となって各自治体からの派遣が困難となった。

京都市においては熊本県外の宿泊先（福岡県大牟田市、熊本市内まで車で2時間）を確保し、また、熊本空港が運航開始したこともあり、空路での移動手段を確保することができたことから、4月25日（24日出発）から近畿ブロック内の第一陣として判定作業を行った。

- 派遣期間 (1次) 4月24日～28日、(2次) 5月23日～27日
- 派遣人数 各6人 計12人
- 派遣先 熊本市

※近畿ブロックからは4月25日から5月27日まで本市含む48名が派遣された。
判定件数

| | 判定箇所 | 危険 | 要注意 | 調査済 | 計 |
|-------|------|----|-----|-----|-----|
| 第1次派遣 | 熊本市内 | 21 | 12 | 62 | 95 |
| 第2次派遣 | 美里町 | 33 | 14 | 15 | 62 |
| 計 | | 54 | 26 | 77 | 157 |

ウ 建物被害認定調査

熊本市東区を中心に、被災家屋の被害認定調査を行った。被災住家だけでなく、商業用施設や非住家（倉庫等）も対象として調査を行った。また、被災住家については一次調査及び二次調査を行った。

※一次調査：主に「屋根」「外壁」「基礎」の外観及び傾斜について調査
二次調査：内装、天井、柱、建具、床、梁、設備等について室内も調査

- 派遣期間 5月4日～8月31日
- 派遣人数 延べ58人
- 派遣先 熊本市

エ り災証明発行業務

各区役所等において、り災証明発行申請を受け付け、申請書の内容を確認し、証明書を発行した。また、窓口等において、申請書の書き方について、適切に申請がされるよう案内を行った。

- 派遣期間 5月4日～5月31日
- 派遣人数 延べ26人
- 派遣先 熊本市

オ 今後の教訓

- 住宅、建築物の耐震化対策を強力に推進する必要がある。特に密集市街地では、耐震化だけでなく、防火安全対策も含めた防災まちづくりが必要である。
- 被災自治体はもちろんのこと、国や被災宅地危険度判定連絡協議会等が宿泊

場所（学校の体育館でも可）の確保、若しくは宿泊場所の斡旋を行うことができるように準備しておく必要がある。

- 熊本県や国土交通省が、判定を必要とする規模の把握に時間を要したため、判定箇所数や判定期間が明確でないまま各自治体への派遣要請が進められた。日頃から大規模盛土造成地等、判定箇所の想定を行い、被災時には迅速に判定計画が作成できるよう準備しておくことが必要である。
- 家屋被害認定の二次調査の申請が被災自治体の予想を上回り、調査が追い付かない状況が生じた。建物被害認定調査のための人員の確保及び調査体制の確立が必要である。
- 早期に災証明発行業務を開始できるよう、対策を用意しておく必要がある。

⑥ 特別支援学級の運営補助

熊本市教委から、指定都市教育委員・教育長協議会を通じて、特別支援教育に関する職員の派遣について要請があった。これを受けて、指定都市教育委員会として熊本市立学校に職員を派遣することとし、京都市からは、熊本市立詫麻西小学校、武蔵小学校及び長嶺中学校に各1名ずつ延べ9名の職員を派遣した。

派遣したのは、いずれも特別支援教育の専門性が高い職員であり、主に特別支援学級で担任の支援や普通学級において授業を実施するなど、児童生徒の指導を直接行うとともに、管理職の相談役になるなど、多方面にわたる支援を行った。

- 派遣期間 5月21日～6月18日及び7月2日～7月8日
- 派遣人数 延べ9人
- 派遣先 熊本市

〔今後の教訓〕

- 支援者側の心構えとして、被災後で混乱している学校状況等を鑑み、学校ごとのニーズに応じ、支援者側に「何でもする」という姿勢が必要であり、本来の支援活動とのずれがあったとしても、その要請に応じて支援活動を行うことが望ましい。

2 大阪市

(1) 支援体制

- ・「大阪市災害等支援対策室」を危機管理室に設置（4月14日～8月31日）
- ・所属長会を開催し、支援方針等を決定（4月18日、5月12日）

(2) 物的支援

4月17日から下記物資を順次発送し、4月22日までに熊本市の支援センター（熊本県民総合運動公園）に到着

| ボトル水 (500ml) | 毛布 | ブルーシート | トイレット ペーパー | 食料 (アルファ化米・ ビスケットなど) | 粉ミルク (300g入) |
|-----------------|---------|--------|---------------|----------------------------|-----------------|
| 約90,000本 | 30,500枚 | 5,000枚 | 8,000ロール | 約11,000食 | 240缶 |

(3) 人的支援

4月15日以降、延べ640人（予定含む）の職員を現地へ派遣した。

家屋調査の支援の要請が度々追加され、当初5月末までの想定であった家屋調査支援を8月26日まで約4か月間行った。派遣者が熊本へ移動中に集合場所の変更や支援業務の変更（一般の家屋調査支援から事業所調査の支援）の連絡があり、急遽移動中の職員に連絡をとる必要が生じるなど、発災直後だけでなく、発災後一定期間経過していても被災地の自治体では混乱があった。

| 内 容 | 担 当 局 | 期 間 | 延べ 人数 | 派遣先 |
|--|-------------------------------|-----------------------------------|----------|-------------|
| ○下水道復旧作業支援 ・「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制のルール」に基づく情報連絡総括都市としての連絡調整、下水管に係る被害調査 | 建設局 | 4月15日 ～5月27日 (先遣隊及び第1次～第8次) | 27 | 熊本市 |
| ○緊急消防援助隊 ・消防庁からの出動要請に基づく、指揮、指揮支援、捜索活動、救急活動、消火活動 | 消防局 | 4月16日 ～4月23日 (第1次～第3次) | 195 | 熊本県 南阿蘇村 |
| ○災害医療派遣チーム (DMAT) ・熊本の日赤病院及び天草エリアでの医療搬送活動 | 大阪市立大学医学部附属病院 大阪市立総合医療センター | 4月16日 ～4月20日 | 12 | 熊本県内 |
| ○給水、上水道復旧作業支援 ・(公社)日本水道協会からの応援要請に基づく連絡調整、応急給水、水道管路の応急復旧に向けた漏水調査及び修繕工事 | 水道局 | 4月17日 ～5月14日 (第1次～第5次) | 42 | 熊本市 |
| ○健康、栄養相談及び避難所衛生対策支援 ・厚生労働省からの要請に基づく、被災者の健康相談、避難所の衛生対策 | 健康局 | 4月17日 ～6月30日 (第1次～第19次) | 69 | 熊本県 西原村 |
| ○被災建築物応急危険度判定士 ・国土交通省からの要請に基づく、被災建築物に係る応急危険度判定業務 | 都市整備局 | 4月19日 ～4月29日 (第1次～第3次) | 4 | 熊本県内 |

| | | | | |
|--|-------|---|-----|------|
| ○廃棄物対策支援 ・(公社) 全国都市清掃会議からの要請に基づく、ごみの撤去を行うための現地調査、撤去及び搬送 | 環境局 | 4月23日 ～5月20日 (先遣隊及び第1次～第4次) | 72 | 熊本市 |
| ○避難所運営支援の実態把握等 ・避難所運営支援の実態把握その他被災地の現状把握に係る業務(指定都市市長会現地対策本部へ派遣) | 危機管理室 | 4月25日 ～5月28日 | 14 | 熊本県内 |
| ○避難所運営支援 ・指定都市市長会からの要請に基づく、熊本市内の避難所運営支援業務 | 各区役所 | 4月27日 ～5月18日 (第1次～第3次) | 102 | 熊本市 |
| ○家屋被害認定調査業務 ・指定都市市長会からの要請に基づく、熊本市内の家屋被害の認定調査業務 | 財政局等 | 5月1日 ～8月26日 (第1次～第12次) | 61 | 熊本市 |
| ○り災証明書受付業務 ・指定都市市長会からの要請に基づく、熊本市内のり災証明書受付業務 | 各局室 | 5月1日 ～5月28日 (第1次～第4次) | 20 | 熊本市 |
| ○学校再開支援、児童・生徒のこころのケア等 ・指定都市教育委員・教育長協議会の要請に基づく、特別な教育的支援を要する児童生徒や担任等への支援、児童生徒の安定した学校生活の回復 | 教育委員会 | 5月21日 ～6月18日 6月25日 ～7月16日 (第1次～第7次) | 15 | 熊本市 |
| ○応急仮設住宅建設支援 ・国土交通省からの要請に基づく、被災された方々を受け入れる応急仮設住宅の検察支援 | 都市整備局 | 5月29日 ～6月11日 7月12日 ～7月25日 (第1次～第2次) | 6 | 熊本県内 |
| ○市有施設等設計施工監理等 (地方自治法に基づく長期派遣) | 都市整備局 | 8月1日～ 平成29年3月31日 | 1 | 熊本市 |

(4) 今後の教訓

- 他の自治体からの受援体制も重要である。他の自治体からの派遣職員の宿舎の確保や従業務、派遣先の調整など対応を誤ると、派遣元の自治体の迷惑や負担となるので、平時から受援体制についても良く検討しておく必要がある。
- 被災地に職員を派遣する際に必要となる資機材(例: ICT機材(PC・プリンタ、インターネット等))をあらかじめ用意しておく必要がある。

3 堺市

(1) 支援体制

① 救援対策本部の設置

被災地からの応援要請等に対応するため、堺市長を本部長とする「平成28年熊本地震堺市救援対策本部」を設置した。

第1回本部会議は、4月16日午後6時から開催し、被災地の被害状況、関西広域連合及び指定都市市長会との連携状況、本市緊急消防援助隊・DMAT・応急給水応援の派遣状況等の報告やアルファ化米、ビスケット等の物資支援、義援金受付等を決定した。また、支援に関する情報は本部事務局の危機管理室に一元化することを確認した。市長からは、想定される支援について、要請が入ればすぐに対応できるように各局において準備を整えておくように指示が出された。

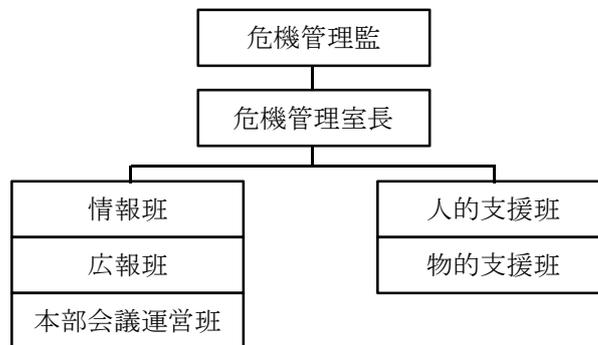
本部会議は第3回まで開催し、それ以降に熊本地震に関する案件がある場合は、本部会議と構成員を同じくする庁議に諮ることとした。なお、本部会議は報道機関等に公開とした。

〔救援対策本部会議の開催状況〕

| | |
|-------------------|---------|
| 平成28年4月16日（土）午後6時 | 第1回本部会議 |
| 平成28年4月19日（火）午前9時 | 第2回本部会議 |
| 平成28年4月26日（火）午前9時 | 第3回本部会議 |

② 救援対策本部事務局の体制

救援対策本部の事務局は危機管理室に置き、組織体制は危機管理監をトップに5班体制で危機管理室職員と各局からの応援職員の約20名で本部運営を行った。



(2) 物的支援

指定都市市長会から情報提供を受けるとともに、堺市からの派遣職員が熊本市西区内の避難所の詳細な情報を得ることで、支援物資の供給実態を把握し、プッシュ型支援物資供給を迅速に行うことをめざした。

一方で、物資集積所となったKKウイング(熊本県民総合運動公園)の情報が乏しく、どのような物資が必要で何が不要でないか、実態がつかみにくい状況にあり、輸送調整に時間を要した。

輸送については、トラック協会との協定により円滑な輸送が可能となるとともに、協定とは別に、市内地元トラック会社との連携により柔軟な対応ができた。

① 堺市支援物資の輸送

「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づき市の物資を提供(輸送先)熊本市東区(KKウイング・熊本県民総合運動公園陸上競技場)

第1次 4/17 出発 [4t車2台]、4/18 到着

第2次 4/19 出発 [4t 車 1 台]、4/20 到着

| 配送日 | 品目 | 数量 | 配送先 |
|-------|-------------------|----------------|-----|
| 4月17日 | アルファ化米 | 21,000食 (420箱) | 熊本市 |
| | ビスケット | 2,880食 (48箱) | |
| | おかゆ | 350食 (7箱) | |
| | 生理用品 | 12,900枚 (10箱) | |
| | おむつ | 4,200枚 (72箱) | |
| 4月19日 | 飲料水 (備蓄水 490ml 缶) | 5,016本 (209箱) | 熊本市 |
| | 簡易トイレ | 1,500組 | |

- ② 市内2つのロータリークラブの支援物資と堺市民からの支援物資をあわせて輸送
 〈輸送先〉宇土市民体育館 (熊本県宇土市) 4/25 出発 [2t 車 1 台]、4/26 到着

市民からの支援物資受付結果 (4/21~4/30)

| | 受付件数 (件) | 箱数 (個) | 紙おむつ (枚) | | ウェットティッシュ (個) | トイレット ペーパー (個) |
|---|-------------|-----------|----------|--------|------------------|-------------------|
| | | | 子ども | 大人 | | |
| 計 | 720 | 752 | 40,030 | 29,532 | 5,052 | 18,315 |
| | | | 69,562 | | | |

市民からの支援物資の配送結果

| 配送日 | 配送先 | 箱数 (個) | 紙おむつ (枚) | | ウェットティッシュ (個) | トイレット ペーパー (個) |
|------|-----|-----------|----------|--------|------------------|-------------------|
| | | | 子ども | 大人 | | |
| 4/25 | 宇土市 | 20 | 978 | 2,075 | | |
| 5/16 | 熊本市 | 732 | 39,052 | 27,457 | 5,052 | 18,315 |

- ③ 泉州9市4町から支援物資を被災地へ輸送

泉州地域災害時相互応援協定のもと、泉州9市4町がそれぞれ支援として取り組んだ物資を集約して被災地に輸送。

※泉州9市4町：堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、
 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

〈輸送先〉熊本市 5/16 出発 [10t 車 3 台及び 4 トン車 1 台]、5/17 到着

泉州9市4町による支援物資の提供状況

| 市町名 | 物資名・数量 | 箱数 |
|------|--|-------|
| 岸和田市 | 歯ブラシ 5,000 本 | 3 箱 |
| 泉大津市 | 生理用品 5,000 枚 | 5 箱 |
| 貝塚市 | ゴミ袋 10,000 枚 | 20 箱 |
| 泉佐野市 | タオル 5,000 枚 | 17 箱 |
| 和泉市 | 生理用品 10,160 枚 | 15 箱 |
| 高石市 | 紙おむつ 304 枚、ウェットティッシュ 200 個、 尿とりパッド 508 枚、トイレットペーパー 60 個、文房具一式 | 10 箱 |
| 泉南市 | トイレットペーパー 1,200 個 | 20 箱 |
| 阪南市 | 紙おむつ 10,473 枚、ウェットティッシュ 981 個、トイレットペーパー 6,886 個、歯ブラシ 4,800 本 | 181 箱 |
| 忠岡町 | マスク 360 枚、手洗いジェル 48 個 | 4 箱 |
| 熊取町 | ゴミ袋 5,000 枚 | 10 箱 |
| 田尻町 | ミルクビスケット 480 食 | 20 箱 |
| 岬町 | 紙おむつ 3,655 枚、ウェットティッシュ 272 個、トイレットペーパー 3,980 個 | 86 箱 |

(3) 人的支援

職員派遣の状況

| 派遣業務 | 期間(※移動日を含む) | 人数 | 派遣場所 |
|-----------------------|--------------------------------------|------------|-----------|
| DMAT(市立総合医療センター) | 4月16日～19日(終了) | 7名 | 熊本市 |
| 緊急消防援助隊 | 4月16日～21日 | 41名 | 南阿蘇村 |
| | 4月19日～23日(終了) | 38名 | |
| 応急給水活動 | 4月16日～21、22日 | 6名 | 熊本市 |
| | 4月21、22日～28、29日 | 7名 | |
| | 4月28、29日～5月4日(終了) (内2名は水道施設復旧支援へ) | 7名 | |
| 水道施設応急復旧支援業務 | 4月28日～5月6、8日 | 2名 (4名) | 熊本市 |
| | 5月5、6日～10日(終了) | 4名 | |
| 被災建築物応急危険度判定業務 | 4月19日～23日 | 1名 | 熊本県内 |
| | 4月22日～26日 | 1名 | |
| | 4月25日～29日(終了) | 2名 | |
| 被災宅地危険度業務 | 4月28日～5月1日 | 1名 | 熊本県内 |
| | 5月24日～27日 | 1名 | |
| 下水道管きょ調査業務 | 4月19日～25日(終了) (内2名は二次調査へ) | 7名 | 熊本市 |
| 下水道管きょ調査業務 | 4月26日～5月2日 | (2名) | 熊本市 |
| | 4月30日～5月9日 | 2名 | |
| | 5月8日～17日 | 2名 | |
| | 5月15日～23日(終了) | 2名 | |
| 避難者への健康支援及び避難所の環境整備業務 | 4月20日～25日 | 4名 | 熊本市 北区 |
| | 4月25日～29日 | 4名 | |
| | 4月29日～5月3日 | 4名 | |
| | 5月3日～7日 | 4名 | |
| | 5月7日～11日 | 4名 | |
| | 5月11日～15日 | 4名 | |
| | 5月15日～19日 | 4名 | |
| | 5月19日～23日 | 4名 | |
| 5月23日～27日 | 4名 | | |
| 5月27日～6月1日(終了) | 4名 | | |
| 避難所運営支援業務 | 4月25、26日～5月4日 | 17名 | 熊本市 西区 |
| | 5月2日、3日～11日 | 17名 | |
| | 5月9、10日～18日(終了) | 17名 | |
| 家屋被害認定調査業務 | 5月8日～17日 | 4名 | 熊本市 |
| | 5月16日～25日 | 4名 | |
| | 5月24日～6月1日 | 4名 | |
| | 5月31日～6月9日 | 4名 | |
| | 6月8日～6月17日 | 4名 | |
| | 6月16日～6月24日 | 4名 | |
| | 6月23日～7月1日 | 4名 | |
| | 6月30日～7月9日 | 4名 | |
| | 7月8日～17日 | 4名 | |
| | 7月16日～25日 | 4名 | |
| | 7月24日～8月2日 | 4名 | |
| | 8月1日～8月10日 | 4名 | |
| | 8月9日～8月18日 | 4名 | |
| | 8月17日～8月25日 | 4名 | |
| 8月24日～9月1日(終了) | 4名 | | |
| り災証明発行業務 | 5月8日～14日 | 3名 | 熊本市 |
| | 5月15日～21日 | 3名 | |
| | 5月21日～26日 | 3名 | |
| | 5月26日～6月1日(終了) | 3名 | |
| 廃棄物収集運搬業務 | 5月11日～13、17日、 | 2名 | 熊本市 |

| | | | |
|-----------------|-----------------|------|-----|
| | 5月15日～22日 | 6名 | |
| | 5月21、22日～29日 | 7名 | |
| | 5月29日～6月5日 | 7名 | |
| | 6月5日～12日 | 7名 | |
| | 6月12日～19日 | 7名 | |
| | 6月19日～26日 | 7名 | |
| | 6月26日～7月3日（終了） | 7名 | |
| 学校における教育的支援業務 | 5月14日～21日 | 2名 | 熊本市 |
| | 5月21日～28日 | 2名 | |
| | 7月10日～7月16日（終了） | 1名 | |
| 被災聴覚障害者に対する相談業務 | 5月23日～27日 | 1名 | 熊本市 |
| | 5月27日～31日（終了） | 1名 | |
| 養護教諭派遣 | 6月26日～7月2日（終了） | 1名 | |
| 延べ人数 | | 352名 | |

(4) 主な活動内容

① 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の出場要請に応じ、大阪大隊を編成して熊本県入り。

| 月 日 | 活 動 内 容 |
|-------|---|
| 4月16日 | 宿営場所の設営等を行い、翌17日より活動を開始。 |
| 17日 | 南阿蘇村長野地区及び河陽地区の人命検索活動を実施。 |
| 18日 | 河陽地区の大規模崩落現場を自衛隊と協力し人命検索活動を実施。 |
| 19日 | 河陽地区崩落現場の人命検索活動を実施。埋没車両を発見するも所有者の生存を確認する。 |
| 20日 | 現地にて交代を行った後、引続き河陽地区での人命検索活動を実施 |
| 21日 | 悪天候のため、活動を中止し、各資機材及び車両の整備を行う。 |
| 22日 | 他府県大隊と協力し河陽地区の人命検索活動を実施。後を福岡県大隊に引継ぎ、活動を終了。（23日帰阪） |

② 応急給水活動

熊本市の水道管路の被害率（水道管延長に対して漏水件数の率）は 0.077 件/km であり、過去の大震災時の被害率に比べて小さかったが、管口径が大きく、影響範囲が広い重要な水道管の被害が復旧の遅れに大きな影響を及ぼした。

4月14日の地震発生直後から情報収集を開始し、翌日には応急給水の支援体制の準備を完了、16日に断水被害が発生している熊本市へ応急給水班を派遣。17日から熊本市北区を中心に応急給水活動を開始。2トン給水タンク車～1台/日、4トン給水タンク車～1台/日で約135トンの給水を行った。

また、熊本市（水道）応援本部で、応急給水計画の立案業務を支援した。

③ 水道施設応急復旧支援業務、水道管漏調査活動

4月28日から地中の給・配水管が破損し、漏水（水漏れ）がないかを調査する水道管漏水調査活動を支援した。

調査方法は、路面では、漏水探知機をあてて漏水音を聴きわけ、漏水箇所を特定する。各住戸では、水道メーターや止水栓に音聴棒と言われる器具をあて、音を聴くことにより漏水を調査。熊本市中央区を中心に調査を受け持つが、繁華街での調査は漏水音の聞き分が困難であった。

- ・調査家屋 : 2,125 件
- ・調査水道管延長 : 37.9km
- ・発見漏水か所 : 53 か所

④ 被災建築物応急危険度判定業務

熊本県からの要請に応じ、大阪府及び府下自治体より3次に分けて職員を派遣。1班2名体制で、1日当たり20棟の判定を行った。

派遣状況

| | 人数 | 活動場所 | | |
|------------------|----|------|--------|-----|
| | | 1日目 | 2日目 | 3日目 |
| 第1次 (4/20・21・22) | 1 | 益城町 | (荒天中止) | 益城町 |
| 第2次 (4/23・24・25) | 1 | 益城町 | 西原村 | 宇土市 |
| 第3次 (4/26・27・28) | 2 | 宇城市 | 嘉島町 | 西原村 |

判定実績（堺市職員が判定したもの）

| | 日程 | 調査件数 | 調査済み | 要注意 | 危険 |
|-----|------|-------------------|------|-----|----|
| 第1次 | 4/20 | 22 | 11 | 5 | 6 |
| | 4/21 | (暴風雨警報発令の為、判定できず) | | | |
| | 4/22 | 30 | 3 | 16 | 11 |
| 第2次 | 4/23 | 13 | 2 | 8 | 3 |
| | 4/24 | 29 | 14 | 10 | 5 |
| | 4/25 | 20 | 12 | 4 | 4 |
| 第3次 | 4/26 | 23 | 6 | 3 | 14 |
| | 4/27 | 19 | 3 | 6 | 10 |
| | 4/28 | 20 | 2 | 4 | 14 |

⑤ 被災宅地危険度判定業務

熊本県被災宅地危険度判定支援本部の要請に応じ、1班3人（大阪府2人、堺市1人）体制で判定調査を実施。西原村で82件を調査した。

⑥ 下水道管きょ調査業務（第1次、第2次）

4月20日から管きょの被害状況を把握するための一次調査を開始。しかし、上水道が復旧せず、管路に水が流れていないため判断がしづらい状況であった。

また、災害査定の日程から1次調査及び2次調査を所定の期日までに終える必要があり、非常に厳しい行程となった。1次調査から2次調査へと引き継いだり、補足的に1.5次調査を実施するなど、現場レベルでは多少の混乱があった。

熊本市の受援体制や支援大都市20市の対応力などが良かったため、非常に短かく限定された時間の中においても災害査定資料の作成ができた。

⑦ 避難者への健康支援及び避難所の環境整備業務

北区役所子ども保健課において、避難者の健康支援、妊婦・0歳児の家庭への電話での安否確認、個別相談（訪問も含む）を行ったほか、発災後中断していた通常業務への移行を支援した。

⑧ 避難所運営支援業務

指定都市市長会からの要請に応じ、4月26日から熊本市西区の6つの避難所（花園総合出張所・西部公民館・池田小学校・花園小学校・千原台高校・城西小学校）の運営支援に当たった。熊本市災害対策本部は4月30日に避難所を集約する基本方針を決定し、5月12日から派遣終了の5月18日までは、森都心プラザを加え花園総合出張所、西部公民館の3か所となった。

避難所の現場は、日中は家で過ごしても、夜には避難所に戻ってくる住民が多く、区役所の駐車場に駐車している避難所代わりの車も減らない状況であった。

避難所集約の段取りなどが避難所の施設管理者や従事者に伝わるのが遅く、現場が混乱するなか、熊本市災害対策本部、区役所、避難所の状況把握にあたった。主な業務は、食事の準備・配給、物資の管理・整理、ゴミ出し、室内掃除、避難者の話し相手、避難所の受付業務、医療隊の訪問対応、給水車の交通整理、パーテーション設置作業、学校復旧に伴う作業などであった。

派遣場所別派遣期間

| | |
|---------|-------------|
| 花園総合出張所 | 4月27日～5月18日 |
| 西部公民館 | 4月27日～5月18日 |
| 池田小学校 | 4月27日～5月11日 |
| 花園小学校 | 4月27日～5月5日 |
| 千原台高校 | 4月27日～5月8日 |
| 城西小学校 | 4月27日～5月8日 |
| 森都心プラザ | 5月8日～5月18日 |

⑨ 家屋被害認定調査業務（第1次、第2次）

指定都市市長会からの要請に応じて派遣した。熊本市職員1名と堺市職員2名の班体制を編成することで調査の公平性を担保した。熊本市職員の負担軽減を図るため、堺市職員間で引継ぎを行った。

- ・家屋被害認定1次調査（熊本市全域）
調査件数 約20～30件/日
- ・家屋被害認定2次調査（熊本市西区）
調査件数 約6件/日

⑩ リ災証明発行業務

福岡市、札幌市、千葉市及び茨城県八千代町からの派遣職員、並びに熊本市市民病院職員等の体制で業務に当たった。業務内容は、家屋被害認定の一次調査の新規受付、1次調査完了通知の発送、通知を持参した市民の証明書発行申請受付であった。

1次調査の判定に不服の場合は2次調査の申請を受け付ける。

- ・1日の来庁件数 : 約400～500件
- ・1次調査完了の通知書発送件数 : 1日約2,000通

⑫ 廃棄物収集運搬業務

公益社団法人全国都市清掃会議からの要請に応じて、プレスパッカー車2台及びトラック2台、1班7名の職員を派遣した。

5月12日、先遣隊が情報収集、現地状況の把握にあたったところ、災害ゴミに埋もれた生ごみから異臭を放つなど衛生環境が悪化しているのに加え、便乗ゴミ（家電4製品）が排出されている状況であった。

5月16日から第1次隊が支援を開始し、以後、1週間ごとに派遣部隊を交替した。派遣にあたっては、収集車のナビゲーションシステムを補完するためスマートフォンのGPS機能を活用するなど、自己完結型の支援を実施した。

当初は第5次隊までの予定だったが、支援延長の要請があり第7次隊まで支援活動を延長し、7月2日をもって派遣を終了した。

収集運搬の状況

| 品 目 | | 収集量全部隊 (5/16～7/2) |
|-------------|---------|-------------------|
| 災害ごみ | | 約 423 トン (*) |
| 災害がれき | | トラック等 72 台分 |
| 便乗ごみと思われるもの | テレビ | 1,133 台 |
| | 冷蔵庫 | 157 台 |
| | 洗濯機・乾燥機 | 63 台 |
| | エアコン | 6 台 |
| | パソコン | 38 台 |
| | タイヤ | 19 本 |
| | 金庫 | 1 台 |
| | 消火器 | 6 本 |

(*) 2 トンパッカー車 211 台分

⑫ 学校における教育的支援業務

熊本県教育委員会からの要請に応じて教員を派遣し、熊本市立健軍小学校他で避難所運営から学校再開への支援業務、被災児童（特別支援学級に在籍する児童が中心）の対応に関する担当教員への助言・児童への直接支援を行った。

震災後 2 か月ごろから震災当初の緊張状態が解け、情緒不安定になる児童が増加したことから、7 月にも 1 名を派遣して児童の心のケア及び支援を行った。

⑬ 被災聴覚障害者に対する相談業務

現地の相談員および他市からの支援者の概ね 3 名がチームとなり、被災された聴覚障害者のいる避難所や自宅を訪問し、相談及び生活支援を行った。

〔活動拠点〕熊本市中央区にある聴覚障害者支援対策本部

〔活動場所〕熊本市中央区・東区・南区・西原村・益城町・御船町・宇城市・嘉島町・大津町・菊陽町

〔活動内容〕

- ・被災した自宅を訪問し、聴覚障害者への公平な情報提供のため、り災証明や被災証明の内容説明や申請への支援
- ・震災を機に発生した諸手続きへの支援（地震保険等）
- ・健康に関する相談及び服薬管理等に関する支援
- ・生活に関する悩みや不安の聞き取り

(5) 今後の教訓

- 派遣職員の安全やストレス等に配慮した宿营地（宿泊場所）の確保、情報収集が必要。
- 派遣職員の負担軽減のための移動手段の確保と自己完結型の資機材の輸送が必要。
- フェーズや被災都市のニーズに対応した効果的な応援体制の構築が必要。
- 受援計画の策定、通常業務再開に向けた BCP が必要。
- 復興業務のアウトソーシング、業務協定の締結など、民間事業者や NPO 等の活用を検討するべき。
- 情報共有、情報発信体制の構築、クラウド化した情報の収集が必要。

4 神戸市

(1) 緊急応援対策本部の設置

- ・ 4月14日の地震発生後、直ちに情報収集を開始し、広域応援準備体制をとった。また、消防局に後方支援本部を設置した。
- ・ 16日の本震発生を受け、災害対策支援会議を開催。緊急消防援助隊、DMAT、給水部隊が出発。
- ・ 17日には先遣隊を現地派遣し、現地状況の調査を開始した。
- ・ 18日に、神戸市長を本部長とする「平成28年熊本地震」緊急応援対策本部を設置（4月18日～8月31日）した。
- ・ 18日の本部員会議では、被災地の被害状況、関西広域連合及び指定都市市長会との連携状況、本市の緊急消防援助隊・DMAT・応急給水支援などの活動状況の報告を行った。また、全部局をあげて対応することを確認した。

(2) 物的支援（熊本市へ発送）

- ・ 4月17日に下記物資を熊本市の支援センター（熊本県民総合運動公園）に発送。
※ブルーシートは4月19日に発送

| 飲料水 | 毛布 | ブルーシート | 食料 (アルファ化米・クラッカーなど) | 缶詰 | 粉ミルク | 生理用品 | 紙オムツ (子ども・大人) |
|-----|--------|--------|------------------------|------|------|-------|------------------|
| 2万本 | 4,250枚 | 2千枚 | 約2万食 | 約2万個 | 800袋 | 3万2千枚 | 約1万5千枚 |

- ・ また、民間団体との協定に基づき、熊本市の各避難所に畳の無償提供を行った。

(3) 人的支援

- ・ 4月16日以降、延べ572人の職員を現地へ派遣（現在も派遣中）28年10月末現在

| 派遣業務内容 | 派遣先 | 人数 | 期間 |
|----------------|---------|-----|------------|
| 緊急消防援助活動 | 熊本県 | 90 | 4/16～4/22 |
| 災害時派遣医療（DMAT） | 熊本市 | 2 | 4/16～4/19 |
| 被災地での情報収集（先遣隊） | 熊本県 | 7 | 4/17～4/21 |
| 指定都市市長会現地支援本部 | 熊本市 | 7 | 4/27～5/18 |
| 避難所運営支援 | 熊本市南区 | 82 | 4/20～5/9 |
| り災証明発行支援 | 熊本市 | 50 | 5/2～5/31 |
| 建物被害認定調査支援 | 熊本市 | 72 | 5/9～8/31 |
| 被災者への保健衛生活動支援 | 熊本市、益城町 | 45 | 4/19～6/15 |
| 窓口等での手話通訳業務支援 | 熊本市 | 1 | 5/26～5/31 |
| 廃棄物処理の支援 | 益城町 | 105 | 4/20～5/11 |
| 下水道施設復旧支援 | 熊本市 | 26 | 4/19～5/25 |
| 家屋等の応急危険度判定の支援 | 熊本県 | 8 | 4/22～4/29 |
| 応急仮設住宅建設の支援 | 熊本県 | 7 | 5/7～7/31 |
| 復旧支援 | 南阿蘇村 | 2 | 4/22～4/25 |
| 応急給水業務 | 熊本市 | 32 | 4/17～5/8 |
| 水道応急復旧支援 | 西原村 | 8 | 4/19～5/6 |
| 教育委員会の助言・ニーズ調査 | 熊本市 | 3 | 4/21～4/22 |
| 特別支援学級生徒・教員の支援 | 熊本市 | 5 | 5/14～6/18 |
| 復興まちづくり業務の支援 | 益城町 | 18 | 6/15～ |
| 宅地・公共施設復旧業務の支援 | 熊本市 | 2 | 11/1～ |
| 合計 | | 572 | のべ3,751人・日 |

(4) 主な派遣業務の活動内容

① 緊急消防援助活動

- ・ 4月14日に、指揮支援隊が被災地に向けて出発したが、反転、待機指示。
- ・ 16日の本震発生を受け、統合機動部隊・指揮支援隊・兵庫県大隊神戸市隊が被災地にて活動。
- ・ 兵庫県大隊は、17日に熊本市東区及び益城町の安否確認活動実施。
- ・ 18日に、熊本市東部のパトロール実施。
- ・ 19日に、熊本市北区及び東区のパトロール実施。
- ・ 20日に、熊本市から南阿蘇村へ転戦。
- ・ 21日に、南阿蘇村の土砂災害現場で捜索救助活動実施。

② 避難所運営支援

- ・ 本市は、熊本市南区の避難所を担当し、6次隊まで派遣。
- ・ 避難所の開設当初は、混乱が見られ、本市職員に対して、避難所運営のノウハウに関する質問が多く寄せられた。
- ・ 避難所の運営については、教職員やPTAを中心に運営されている避難所が多く、長期化する、職員等の負担を軽減させるため、避難所運営マニュアルに基づく住民による自主的な運営の必要性について提案を行った。

③ り災証明発行支援

- ・ 本市は、熊本市東区詫麻総合出張所で、り災証明発行に関する支援業務を担当。
- ・ 5次隊まで派遣（各10名単位）し、1次隊のみ宿舎の手配を熊本市に依頼。

④ 建物被害認定調査支援

- ・ 本市は、熊本市北区内の建物被害の認定調査業務の支援を担当。
- ・ 8月末まで、17次隊まで派遣（各4名単位）に加えて、5月下旬には増援隊を派遣。

⑤ 保健衛生活動支援

- ・ 熊本市全区を巡回し、避難所の保健衛生に関する相談業務を行った。
- ・ 熊本市の保健所職員に対し、今後の保健活動について助言を行った。例えば、現地で作成している避難世帯カードに健康情報や要介護情報を記載してもらい、保健活動に活用することを提案した。
- ・ 5月11日から、厚生労働省の要請により、派遣先を熊本市から益城町に変更した。

⑥ 廃棄物処理の支援

- ・ 公益社団法人全国都市清掃会議からの要請に応じて、益城町において災害に伴い生じた生活ごみの収集・運搬を実施した。
- ・ 4月20日から、先遣隊ほか、第1次から第3次まで1週間交代で派遣を実施。
- ・ 5月11日に、横浜市に現地にて引き継ぎを実施。

⑦ 下水道施設復旧支援

- ・ 「21 大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、熊本市内の下水道管渠の被害状況調査を実施。
- ・ 4月19日から開始し、4月26日からは被害状況詳細調査（2次調査）を実施。

⑧ 家屋等の応急危険度判定支援

- ・ 熊本県支援本部の指示により、本市は熊本県内の市町村（益城町、宇土市、宇城市、嘉島町、西原村）の被災建物の調査を順次支援した。
- ・ 2人からなる班を2班体制で、実働3日間の交代制で合計4班派遣した。

⑨ 応急仮設住宅建設支援

- ・ 熊本県の指示により、熊本市を除く熊本県下の応急仮設住宅の建設用地の調査、設計（図面審査等）、建設（現場検査等）を担当した。
- ・ 1～2週間交代で5班派遣。

⑩ 応急給水・水道応急復旧支援

- ・本市は、熊本市北区の応急給水を担当し、北区のリーダー都市として各都市の給水車を差配して給水活動を実施。
- ・当初は、熊本市上下水道局は、給水車の差配に混乱していたが、応援都市に任せるようになり、効率的な応急給水の方法などの提案を受入れ、落ち着いた。
- ・水道応急復旧については、西原村を担当した。

⑪ 教育委員会への助言等、特別支援学級生徒・教員の支援

- ・子供たちの避難所での生活、学習の確保、授業再開に向けての取り組み等について本市の経験やノウハウを教示。
- ・児童生徒への支援、教育課程に関する教員へのアドバイス、パニック等への支援に関する教員への指導助言を実施。

⑫ 復興まちづくり業務の支援

- ・益城町からの要請を受け、益城町の復興まちづくり計画策定に関する助言した。
- ・具体的には、町民の生活再建、経済復興、中心部のまちの復興に向けて土地区画整理事業も含めた都市基盤整備等に関する計画策定における進め方等のアドバイスを実施。

(5) 見舞金・義援金等

- ・熊本市への災害見舞金（100万円）の贈呈
- ・神戸市会から熊本市議会へ災害見舞金（100万円）の贈呈
- ・神戸市社会福祉協議会などが災害救援募金を実施（4月18日～6月30日）

(6) その他

- ・市民と協働で被災地支援を行うため、熊本地震支援デスクを開設し、被災地の復旧・復興を支援するための市民活動に対し「パートナーシップ活動助成」を実施
- ・熊本地震被災者の市内避難者に対して、市営住宅を応急仮設住宅として提供
- ・阪神・淡路大震災や東日本大震災の被災地支援の経験を活かして、被災自治体職員へのアドバイスを行うことができた。
- ・避難所運営支援について、地域住民の自主的な避難所運営の必要性を運営マニュアルに基づき助言し、各避難所が自主的な運営に移行できるよう支援を行った。
- ・被災自治体の業務に従事することで、阪神・淡路大震災を経験していない職員が災害時対応のノウハウを蓄積することができた。
- ・神戸市だけでなく、市民と一体となった被災地支援を行うことができた。

(7) 今後の教訓

- ・救援物資の配送について、神戸市としても災害時に救援物資を円滑に供給する必要があるため、民間事業者のノウハウを活用した検討を行う予定である。
- ・建物家屋被害調査業務での派遣職員の人選に苦慮したため、兵庫県が主催している家屋被害認定士養成講習会の受講枠拡大や、市町村が受講しやすい地域別での講習会の開催が必要である。
- ・家屋被害認定調査は、損害保険の算定ともリンクするため、広域レベルで民間損害保険会社を活用した家屋被害調査のスキームも検討していく必要がある。
- ・本市が被災地に職員を派遣する際に必要となる資機材をあらかじめ用意しておく必要がある。

熊本県を中心として発生した地震への対応について

(平成 28 年熊本地震災害対策支援本部会議資料)

平成 28 年 7 月 21 日
広域防災局

関西広域連合は、熊本地震の被災地に対し、連合長を本部長とする災害対策支援本部を設置するとともに、熊本県庁に現地支援本部、益城町、大津町、菊陽町に現地連絡所を設け、支援を行ってきた。

現地ニーズが復旧・復興に移行してきたことから、7月19日をもって、現地支援本部、現地連絡所による支援を終了した。

1 現地支援本部について

- ・ 現地支援本部 7月19日(火)廃止
 - ・ 益城町現地連絡所 7月19日(火)廃止
 - ・ 大津町現地連絡所 7月14日(木)廃止
- ※菊陽町現地連絡所は6月2日(木)に廃止済み

[支援実績] (7月21日現在)

| | |
|--|----------------------|
| 現地支援本部による支援(4月14日～7月19日 97日間) : 延べ1,299人、延べ 7,423人・日 | |
| 政令市を含めた関西広域連合全体での支援 : 延べ6,322人、延べ32,263人・日 | |
| 計 | 延べ7,621人、延べ39,686人・日 |

2 今後の広域連合の対応

(1) 相談窓口の設置

広域防災局に被災地からの相談にワンストップで応じる相談窓口を設け、助言、情報提供等の支援を継続する。

(2) 個別専門分野における支援

保健師、仮設住宅整備等、個別分野における専門職員の派遣については、現地のニーズや国の調整を踏まえ、個別に対応する。

(3) 中長期の職員派遣

① 熊本県への派遣

熊本県から全国知事会に21名の派遣要請があり、9名の派遣を予定。

[熊本県からの要請に基づく構成府県の調整状況]

| 区 分 | 要請 人数 | 派遣予 定人数 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 徳島県 | 鳥取県 |
|-------|----------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 事務職 | 5人 | 3人 | | | | 1人 | 1人 | 1人 | | |
| 畜産職 | 1人 | 1人 | | 1人 | | | | | | |
| 農業土木職 | 1人 | 1人 | | | | 1人 | | | | |
| 土木職 | 13人 | 4人 | 1人 | | 1人 | | | 1人 | 1人 | |
| 建築職 | 1人 | | | | | | | | | |
| 合 計 | 21人 | 9人 | 1人 | 1人 | 1人 | 2人 | 1人 | 2人 | 1人 | |

② 被災市町村(熊本市を含む)への派遣

現在、九州地方知事会及び全国知事会等において派遣要請内容の精査を行っている。

関西広域連合の支援状況

1 対応体制

(1) 災害対策支援本部の設置

連合長を本部長とする災害対策支援本部を設置し、関西広域連合の全力をあげて被災地支援を実施。

平成28年熊本地震災害対策支援本部 (4月20日(水)設置)

本部長：井戸連合長（兵庫県知事）
 副本部長：仁坂副連合長（和歌山県知事）、荒井広域防災副担当委員（奈良県知事）、久元広域防災副担当委員（神戸市長）
 本部長員：三日月滋賀県知事、山田京都府知事、松井大阪府知事、飯泉徳島県知事、平井鳥取県知事、門川京都市長、吉村大阪市長、竹山堺市長

現地支援本部 (熊本県庁、4月16日(土)設置、7月19日(火)廃止)

担当：京都府、兵庫県、奈良県

益城町現地連絡所 (4月20日(水)設置、7月19日(火)廃止)

担当：滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県

大津町現地連絡所 (4月20日(水)設置、7月14日(木)廃止)

担当：大阪府

菊陽町現地連絡所 (4月21日(木)設置、6月2日(木)廃止)

担当：奈良県

※京都市、大阪市、堺市、神戸市は指定都市市長会の調整で熊本市を支援

[経緯]

| | | |
|----------|--------|---|
| 4月14日(木) | 21:26頃 | 前震発生 |
| | 21:40 | 災害支援準備室設置(室長：防災計画参事) |
| | 23:00 | 先遣隊3名出発(隊長：広域企画課長) |
| 4月16日(土) | 1:25頃 | 本震発生 |
| | 2:00 | 災害支援室及び応援・受援調整室設置(室長：広域防災局長) |
| | 6:00 | 現地支援本部設置 |
| | 14:00 | 「熊本地震災害支援会議」開催 (構成団体防災監、危機管理監等出席) |
| 4月20日(水) | | 「平成28年熊本地震災害対策支援本部設置」 益城町現地連絡所設置 大津町現地連絡所設置 支援チーム(第1陣)を益城町に派遣 避難所運営要員の派遣を開始 |
| 4月21日(木) | | 菊陽町現地連絡所設置 |
| 4月27日(水) | | 家屋被害認定(1次調査)要員の派遣を開始 |
| 6月2日(木) | | 菊陽町現地連絡所廃止 |
| 6月15日(水) | | 家屋被害認定(2次調査)要員の派遣を開始 |
| 7月14日(木) | | 大津町現地連絡所廃止 |
| 7月19日(火) | | 現地支援本部、益城町現地連絡所廃止 |

2 人的支援

(1) 現地支援本部への職員派遣(支援チーム、避難所運営等支援要員、家屋被害認定支援要員)

7月21日現在(上段:延べ実人数、下段:延べ人・日)

| 区分 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 徳島県 | 鳥取県 | 計 |
|--------|-----|-------|-------|-------|-----|------|-----|-----|-------|
| 現地支援本部 | 85 | 170 | 191 | 282 | 102 | 163 | 200 | 106 | 1,299 |
| | 568 | 1,003 | 1,172 | 1,951 | 569 | 810 | 668 | 682 | 7,423 |

※一部、支援チームに保健師等を含む

(2) 地震被災建築物応急危険度判定士

7月21日現在(上段:延べ実人数、下段:延べ人・日)

| 区分 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 徳島県 | 鳥取県 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 応急危険度判定士 | 24 | 22 | 8 | 28 | 15 | 12 | 12 | 20 | 8 | 4 | 4 | 8 | 165 |
| | 72 | 110 | 24 | 140 | 75 | 48 | 115 | 80 | 32 | 20 | 16 | 39 | 771 |

(3) 被災宅地危険度判定士

7月21日現在(上段:延べ実人数、下段:延べ人・日)

| 区分 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 徳島県 | 鳥取県 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 被災宅地危険度判定士 | 12 | | 6 | 6 | | 6 | 30 | 48 | 12 | | 2 | | 122 |
| | 36 | | 18 | 36 | | 21 | 147 | 192 | 30 | | 5 | | 485 |

(4) 保健師(支援員等を含む)

7月21日現在(上段:延べ実人数、下段:延べ人・日)

| 区分 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 徳島県 | 鳥取県 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 保健師等 | 23 | 73 | | 66 | 39 | 40 | 70 | 41 | 62 | | 40 | 44 | 498 |
| | 112 | 495 | | 573 | 222 | 195 | 347 | 203 | 310 | | 164 | 266 | 2,887 |

(5) 医療関係者(支援員等を含む)

7月21日現在(上段:延べ隊数、中段:延べ実人数、下段:延べ人・日)

| 区分 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 徳島県 | 鳥取県 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|------|------|-----|-------|
| DMAT | 3 | 15 | 17 | 22 | 8 | 8 | 11 | 7 | (1) | (2) | (1) | (1) | 91 |
| | 15 | 79 | 79 | 112 | 37 | 53 | 52 | 42 | (5) | (12) | (7) | (2) | 469 |
| | 60 | 334 | 330 | 441 | 148 | 188 | 206 | 84 | (20) | (48) | (21) | (8) | 1,791 |
| DPAT | 5 | 7 | 2 | 8 | | 4 | 10 | | | | | | 36 |
| | 27 | 27 | 6 | 26 | | 19 | 40 | | | | | | 145 |
| | 104 | 189 | 17 | 202 | | 56 | 240 | | | | | | 808 |
| 救護班等 | | 5 | 8 | 7 | 5 | 4 | 7 | | | | | | 36 |
| | | 25 | 43 | 36 | 46 | 21 | 59 | | | | | | 230 |
| | | 175 | 210 | 156 | 230 | 64 | 290 | | | | | | 1,125 |

※DMAT: Disaster Medical Assistance Team (災害派遣医療チーム)

DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team (災害派遣精神医療チーム)

()は府県分を含む

(6) 消防・警察

7月21日現在(上段:延べ実人数、下段:延べ人・日)

| 区 分 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 徳島県 | 鳥取県 | 計 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-----|------|-----|-----|-------|
| 消防 | | 317 | 560 | 360 | | | 55 | 112 | 1,404 |
| | | 1,082 | 2,224 | 1,800 | | | 330 | 468 | 5,904 |
| 警察 | 55 | 231 | 646 | 340 | 37 | 46 | 66 | 119 | 1,540 |
| | 344 | 1,300 | 1,724 | 1,799 | 293 | 291 | 446 | 484 | 6,681 |

(7) 学校再開支援、児童・生徒のこころのケア等

7月21日現在(上段:延べ実人数、下段:延べ人・日)

| 区 分 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 徳島県 | 鳥取県 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 教職員等 | | 2 | 9 | 63 | | | 27 | 4 | 9 | 15 | 6 | 5 | 140 |
| | | 13 | 91 | 299 | | | 126 | 29 | 72 | 118 | 47 | 40 | 835 |

(8) 熊本市への支援

① 避難所運営等

7月21日現在(上段:延べ実人数、下段:延べ人・日)

| 区 分 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 避難所運営等 | 83 | 102 | 51 | 82 | 318 |
| | 493 | 918 | 369 | 576 | 2,356 |

② 家屋被害認定支援

7月21日現在(上段:延べ実人数、下段:延べ人・日)

| 区 分 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 家屋被害認定支援 | 44 | 53 | 40 | 52 | 189 |
| | 350 | 423 | 336 | 372 | 1,481 |

③ り災証明書発行支援

7月21日現在(上段:延べ実人数、下段:延べ人・日)

| 区 分 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 計 |
|-----------|-----|-----|----|-----|-----|
| り災証明書発行支援 | 26 | 20 | 12 | 50 | 108 |
| | 202 | 140 | 69 | 340 | 751 |

(9) その他

7月21日現在

| 区 分 | 内 容 | 上段:延べ実人数 下段:延べ人・日 | 期 間 |
|-----|--|----------------------------------|-----------|
| 滋賀県 | 熊本県へ公衆衛生チーム(医師、歯科医師、保健師、薬剤師、作業療法士、理学療法士等)を派遣 | 13 隊 20 人 (保健師を除く) 102 人・日 | 4/16~5/27 |
| | 熊本県へ視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援者の派遣 | 1 人 5 人・日 | 5/9~5/13 |
| 京都府 | 全国知事会現地連絡本部(熊本県)へ連絡調整等の要員として職員を派遣 | 20 人 102 人・日 | 4/17~5/27 |
| | 家屋被害認定調査に係る被災者生活再建支援システム運用支援員を派遣 | 11 人 74 人・日 | 4/30~5/30 |

| | | | |
|------|---|----------------------------------|------------------------|
| | DWAT（災害派遣福祉チーム）を派遣（益城町） | 19人 116人・日 | 5/13～5/31 |
| | 災害ボランティアセンターの先遣隊を派遣（益城町） | 3人 3人・日 | 4/24 |
| 大阪府 | 益城町へ健康相談、健康チェック、避難所の衛生対策指導及び栄養指導等のため、公衆衛生チーム（医師、保健師、管理栄養士、その他職員）を派遣 | 18隊87人 (府67, 中核市20) 331人・日 | 4/20～6/30 |
| | 応急仮設住宅建設支援のため、職員を派遣 | 6人 84人・日 | 5/16～5/29 6/29～7/12 |
| | スクールカウンセラーを派遣 | 9隊27人 132人・日 | 5/23～ |
| 兵庫県 | 南阿蘇村の対策本部・避難所運営支援 | 10人(県2, 市町8) 40人・日 | 4/22～4/25 |
| | ボランティア先遣隊派遣 | 5人 25人・日 | 4/15～4/19 |
| | 熊本県仮設住宅専門チームへの職員派遣 | 6人 84人・日 | 6/11～7/8 |
| | 熊本県へ教育事務職員を派遣 | 2人 6人・日 | 6/15～6/17 |
| 奈良県 | 御船町へ管理栄養士を派遣 | 4人 24人・日 | 6/1～6/21 |
| | 熊本県へ応急仮設住宅建設支援のため土木技師を派遣 | 2人 28人・日 | 6/16～6/29 |
| 和歌山県 | 熊本県へ被災状況及び支援状況調査職員を派遣 | 1人 7人・日 | 4/16～4/22 |
| | 熊本県へ廃棄物対策調査職員を派遣 | 1人 7人・日 | 4/20～4/26 |
| | 熊本県へ土木技術職員を派遣 | 2人 12人・日 | 4/20～5/1 |
| | 益城町へ管理栄養士を派遣 | 7人 36人・日 | 5/4～5/29 6/4～6/13 |
| | 熊本県へ災害復旧業務支援の土木技術職員を派遣 | 2人 46人・日 | 6/6～ |
| | | | |
| 徳島県 | 益城町へ医療・健康支援ニーズ調査のため、医師、保健師、その他職員を派遣 | 3人 12人・日 | 4/21～4/24 |
| | 南阿蘇村へ避難所運営支援員派遣 | 10人 50人・日 | 4/22～4/26 |
| | 益城町へテント設営等のため派遣 | 3人 9人・日 | 4/23～4/25 |
| | 益城町避難所で食事等提供 | 12人 48人・日 | 4/25～4/28 |
| | 益城町へ管理栄養士派遣 | 11人 55人・日 | 5/5～6/8 |
| | 熊本県へ農業土木職員派遣 | 8人 96人・日 | 5/9～6/30 |
| | 熊本県へ応急仮設住宅整備等のため派遣 | 1人 16人・日 | 7/4～7/19 |
| | 熊本市内等でボランティア業務運営支援のため派遣 | 40人 222人・日 | 4/27～7/22 |

| | | | |
|-----------------------|--|-----------|-----------|
| | 熊本市で生活福祉資金貸付業務支援のため派遣 | 3人 | 5/5～5/14 |
| | | 30人・日 | |
| | 熊本市で介護支援業務のため派遣 | 2人 | 5/20～6/30 |
| | | 10人・日 | |
| 鳥取県 | 熊本県へ家屋被害認定士先遣隊派遣 | 2人 | 4/16～4/22 |
| | | 10人・日 | |
| | 上益城福祉事務所へケースワーカー派遣 | 4人 | 4/25～5/7 |
| | | 20人・日 | |
| | 熊本県へ農業土木職員派遣 | 5人 | 5/9～ |
| | 81人・日 | | |
| | 益城町へ災害復旧業務に従事する職員を派遣 | 13人 | 5/15～ |
| | | 213人・日 | |
| 京都市 | 熊本市へ先遣隊派遣 | 3人 | 4/20～4/22 |
| | | 9人・日 | |
| | 益城町へ管理栄養士派遣（第1陣から第4陣） | 4人 | 5/1～5/14 |
| | | 20人・日 | |
| 熊本市へ市民ボランティア募集・派遣等の調整 | 2人 | 4/22～4/25 | |
| | 8人・日 | | |
| | 熊本市へ市民ボランティア活動支援 | 3人 | 4/29～5/3 |
| | | 13人・日 | 5/13～5/16 |
| 大阪市 | 西原村へ健康・栄養相談及び避難所衛生対策のため医師、保健師、栄養士、その他職員を派遣 | 66人 | 4/17～6/30 |
| | | 335人・日 | |
| | 指定都市市長会現地対策本部（熊本市）等へ避難所運営支援の実態把握等のため職員を派遣 | 14人 | 4/25～5/28 |
| | | 72人・日 | |
| | 応急仮設住宅建設支援のため、職員を派遣 | 6人 | 5/29～6/11 |
| | | 72人・日 | 7/12～7/25 |
| 堺市 | 熊本県へ視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援者の派遣 | 2人 | 5/23～5/31 |
| | | 10人・日 | |
| 神戸市 | 先遣調査隊派遣（熊本市ほか） | 2人 | 4/17～4/19 |
| | | 6人・日 | |
| | 先遣隊派遣（熊本市） | 5人 | 4/19～4/21 |
| | | 15人・日 | |
| | 指定都市市長会現地支援本部（熊本市） | 7人 | 4/27～5/18 |
| | | 27人・日 | |
| | 応急仮設住宅建設の支援（熊本県） | 4人 | 5/7～6/16 |
| | | 44人・日 | |
| | 教育委員会の助言・ニーズ調査（熊本市） | 3人 | 4/21～4/22 |
| | 6人・日 | | |
| 復旧支援（南阿蘇村） | 2人 | 4/22～4/25 | |
| | 8人・日 | | |
| 口腔ケア支援（熊本市） | 1人 | 5/8～5/11 | |
| | 4人・日 | | |
| 窓口等での手話通訳業務支援（熊本市） | 1人 | 5/26～5/31 | |
| | 6人・日 | | |
| 復興まちづくり業務の支援（益城町） | 6人 | 6/15～6/17 | |
| | | 16人・日 | 6/30～7/1 |
| 合計 | | 512人 | |
| | | 2,969人・日 | |

3 物資支援

現地からの要請により、支援物資を提供

| 区分 | アルファ化米 (食) | 毛布 (枚) | 簡易トイレ (台) | ブルーシート (枚) | オムツ (枚) | 飲料水 (本) | その他主な支援物資 |
|------|---------------|-----------|--------------|---------------|------------|------------|--|
| 滋賀県 | 7,800 | | | | | | |
| 京都府 | 10,000 | | 800 | | | | 栄養ドリンク(700本)、ゼリー(500個)、漬物(750袋)、八ツ橋(240箱)、三笠(20箱) |
| 大阪府 | 133,950 | 27,000 | 144 | | 77,000 | | |
| 兵庫県 | 24,000 | 27,000 | 512 | 1,600 | | | |
| 奈良県 | 15,000 | | | | | | 奈良県産ヒギで作った積み木(100セット) |
| 和歌山県 | 20,000 | | | | | | |
| 徳島県 | 9,300 | | | | 11,640 | 7,326 | 缶詰・レトルト食品(760食)、乾パン(3,904食)、粉ミルク(85缶)ほか衛生用品一式 |
| 鳥取県 | 21,300 | | | | | 9,192 | |
| 京都市 | 55,450 | | | | | 34,560 | トイレットペーパー(10,025ロール) |
| 大阪市 | 6,200 | 30,122 | | 5,000 | | 90,096 | トイレットペーパー(8,000ロール)、ビスケット(970食)、乾パン(4,224食)、粉ミルク(72,000g) |
| 堺市 | 21,000 | | 1,500 | | 4,200 | 5,016 | ビスケット等(3,230食)、生理用品(12,900枚) |
| 神戸市 | 10,000 | 4,250 | | 2,000 | 14,600 | 20,000 | クラッカー(10,000食)、缶詰(20,000缶)、粉ミルク(800袋)、生理用品(32,000枚)畳(270枚) |
| 計 | 334,000 | 88,372 | 2,956 | 8,600 | 107,440 | 166,190 | |

※独自支援分含む。

※簡易トイレについては、未使用分180基が5月末日に返却されている。

4 避難者の受け入れ

被災者の広域避難時受け入れのため、公営住宅を用意

7月21日現在

| 区分 | 受入住宅 | 戸数 | 相談・受付開始 | 入居戸数 | 受入期間 |
|------|-------|-----|---------|------|--------|
| 滋賀県 | 県営住宅 | 25 | 4月21日 | | 6ヶ月～1年 |
| 京都府 | 府営住宅 | 30 | 4月20日 | 2 | 6ヶ月～1年 |
| 大阪府 | 府営住宅 | 300 | 4月20日 | 3 | 1年 |
| 兵庫県 | 県営住宅 | 100 | 4月20日 | 1 | 6ヶ月 |
| 奈良県 | 県営住宅 | 24 | 4月26日 | | 原則1年以内 |
| 和歌山県 | 県営住宅 | 70 | 4月21日 | | 1年 |
| 徳島県 | 県営住宅 | 39 | 4月20日 | | 原則2年 |
| 鳥取県 | 県営住宅等 | 52 | 4月20日 | | 1年 |
| 京都市 | 市営住宅 | 30 | 4月20日 | 4 | 6ヶ月～1年 |
| 大阪市 | 市営住宅 | 50 | 4月20日 | 4 | 1年 |
| 堺市 | 市営住宅 | 45 | 4月21日 | 3 | H28年度末 |
| 神戸市 | 市営住宅 | 50 | 4月20日 | 11 | 1年 |
| 合計 | | 815 | | 28 | |

5 廃棄物対策支援

7月21日現在

| 区分 | 内容 |
|-----|--|
| 京都市 | ・災害廃棄物等の収集運搬，延べ68人、延べ547人・日，作業車6台派遣（4月21日熊本市へ） |
| 大阪市 | ・先遣隊を延べ4人、延べ20人・日を派遣（4月23日～30日熊本市へ）。支援隊（本隊）を派遣（4月28日～5月19日熊本市へ。収集車両4台、搬送車両3台、職員延べ68名、延べ414人・日派遣） |
| 堺市 | ・廃棄物収集運搬支援業務（先遣隊延べ2人、延べ8人・日）5/11～17（うち1名は13日まで） ・廃棄物収集運搬支援業務延べ48人、延べ371人・日（5/15～7/3 熊本市へ） |
| 神戸市 | ・廃棄物収集運搬支援延べ105人、延べ782人・日、作業車9台派遣（4月20日～5月11日益城町へ） |

6 給水・上水道復旧作業支援

7月21日現在

| 区分 | 内容 |
|-----|---|
| 滋賀県 | ・熊本県へ応急復旧支援職員等の派遣（県職員延べ3人、延べ21人・日、漏水修理技術者延べ7人、延べ49人・日） |
| 鳥取県 | ・給水車3台、随行車1台、水道局職員を延べ28人・日派遣（鳥取市、米子市、倉吉市）（4/27～5/7 熊本市へ） ・応急復旧のための技術職員の派遣（鳥取市、米子市、管工事業者延べ18名、延べ126人・日派遣）（4/27～5/7 熊本市へ） |
| 京都市 | ・給水車2台、トラック1台、その他1台、上水道局職員を延べ54人、延べ340人・日派遣（4/16 熊本市へ） |
| 大阪市 | ・現地本部員として水道局職員を延べ14名派遣、延べ121人・日（4/16～5/14 熊本市へ）指令車1台 ・応急給水活動に水道局職員を延べ19名派遣、延べ152人・日（4/16～5/6 熊本市へ）給水車2台、2t工作車1台 ・応急復旧活動に水道局職員を延べ9名、延べ78人・日派遣（4/21～5/14 熊本市へ）作業車1台 |
| 堺市 | ・応急給水活動に延べ20名、延べ108人・日派遣（4/16～5/4）※うち2名は水道施設復旧支援）給水車2台、乗用車1台 ・応急復旧支援に延べ6名、延べ38人・日派遣（4/28～5/10） |
| 神戸市 | ・給水車2台、運搬用トラック等2台、応急給水及び応急復旧支援に職員を延べ32人、延べ244人・日派遣（4月17日～5月8日熊本市へ） ・避難所への仮配管の施工管理に職員を延べ8人、延べ91人・日派遣（4/19～5/6 西原村へ） |

7 下水道復旧作業支援

7月21日現在

| 区分 | 内容 |
|-----|---|
| 京都市 | ・下水道局職員を延べ20人、延べ160人・日派遣（4/19 熊本市へ） |
| 大阪市 | ・先遣隊4名、延べ28人・日を熊本市へ派遣（4/15～4/21）。支援隊として職員を延べ23名、延べ171人・日派遣（4/18～5/27） |
| 堺市 | ・下水管きょ調査に延べ13名、延べ95人・日派遣（4/19～5/23）、調査車両2台 |
| 神戸市 | ・下水道支援隊延べ26人、延べ160人・日派遣（4/19～5/25 熊本市へ） |

8 見舞金等の贈呈

| 区分 | 内 容 | 金 額 | 贈呈日 |
|------|----------|--------|----------|
| 滋賀県 | 見舞金 | 100 万円 | 5 月 16 日 |
| 京都府 | 見舞金 | 100 万円 | 5 月 13 日 |
| 兵庫県 | 見舞金 | 100 万円 | 4 月 26 日 |
| 奈良県 | 見舞金 | 100 万円 | 5 月 17 日 |
| 和歌山県 | 見舞金 | 100 万円 | 5 月 10 日 |
| 徳島県 | 見舞金 | 50 万円 | 4 月 27 日 |
| 鳥取県 | 見舞金 | 30 万円 | 4 月 17 日 |
| 京都市 | 見舞金 | 100 万円 | 5 月 10 日 |
| 大阪市 | 見舞金 | 100 万円 | 4 月 28 日 |
| 堺市 | 見舞金（熊本市） | 100 万円 | 5 月 18 日 |
| 堺市 | 見舞金（宇土市） | 100 万円 | 7 月 11 日 |
| 神戸市 | 見舞金 | 100 万円 | 4 月 22 日 |

9 義援金の募集

| 区分 | 内 容 |
|------|--|
| 滋賀県 | ・本庁、県地方機関に募金箱を設置し義援金を受付 実施期間：平成 28 年 4 月 20 日から 6 月 30 日まで（終了） 受け付けた義援金 337,276 円は日本赤十字社を通じて被災地へ送金 |
| 京都府 | ・本庁、地方機関の窓口で受付 |
| 大阪府 | ・専用口座への振込みにより受付し、被災県へ ※募集期間 4 月 25 日から 6 月 30 日まで 受付状況 131 件 12,128,498 円 送金状況 第 1 回 59 件 6,987,950 円（5 月 18 日） 第 2 回 72 件 5,140,548 円（7 月 13 日最終） |
| 兵庫県 | ・「平成 28 年熊本地震災害兵庫県義援金募集委員会」を設立し、被災地支援のため、ふるさとひょうご寄附金として義援金を募集し、同募集委員会を通じて被災地へ |
| 奈良県 | ・本庁舎と分庁舎に募金箱を設置（6 月 30 日まで）し県ホームページで広報、日赤を通じて被災地へ |
| 和歌山県 | ・専用口座への振込みにより受付し、被災県へ ※受付期間を平成 29 年 3 月 31 日まで延長。 5 月 19 日に第 1 回目 10,000,000 円、6 月 30 日に第 2 回目 10,000,000 円を熊本県に送金。 |
| 徳島県 | ・金融機関の口座振込で受付し、日赤及び地方公共団体を通じて被災地へ |
| 鳥取県 | ・本庁、地方機関の窓口で募金箱を設置し日赤を通じて被災地へ |
| 京都市 | ・市役所、区役所で受付、市営地下鉄主要駅等に募金箱を設置（198 箇所） 10,764,801 円（5 月末時点） |
| 大阪市 | ・市役所、区役所で受付、市営地下鉄主要駅、市集客施設等（天王寺動物園・市立美術館等 70 数施設）に募金箱を設置（市営地下鉄主要駅は 4/19～6/19 の設置） |
| 堺市 | ・市役所、区役所で受付 |
| 神戸市 | ・社会福祉協議会で募集中 |

10 その他の支援

(1) 滋賀県

- ・被災地からの犬の受入れ
熊本市動物愛護センターに収容されていた犬の受入れを実施（1 頭）

(2) 京都府

- ・地域力再生プロジェクト支援事業交付金による支援
府内の地域団体が行う被災地及び被災者の支援事業に対し、活動経費を一部助成

- ・授業料等の減免
府立医科大学及び府立大学の授業料、入学考査料及び入学料を被災された世帯を対象に減免措置を実施
- ・教員採用試験に係る出願期間延長
熊本県又は大分県に居住している方、及び同地域内の大学に在籍中の方に対し、出願期間を延長
- ・災害に伴う府税の特例措置
自動車税及び法人2税の納税の猶予等を実施
- ・特別相談窓口の開設
府内中小企業等の被害対策、経営活動などの相談にきめ細かく対応
- ・災害ボランティアバスの運行（2便、各30名）

(3) 大阪府

- ・被災地域の児童生徒等の受入等
府内の公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校において被災地域の児童生徒等を受入。府立高等学校への転入学に要する入学検定料及び入学料については、特別免除。私立高等学校等への授業料支援（授業料支援補助金制度の特例的対応）、（公財）大阪府育英会による奨学金貸付（特例的対応）。

（受入実績）

公立小学校 柏原市2名・1校は帰県済、和泉市1名・1校は帰県済
府立高等学校 2名・2校

(4) 兵庫県

- ・被災者（本県受け入れ避難者を含む。）の生活支援に関するすべての使用料及び手数料について減免を実施
対象手数料等：県立大学、高校等の授業料及び入学料等、各種免許証等の再交付手数料、営業再開等にかかる手数料、建物再建等にかかる手数料
減免期間（原則）：建物の再建にかかるものは3年間（H28.4.14～H31.3.31）
その他のものは1年間（H28.4.14～H29.3.31）
- ・被災者（本県受け入れ避難者を含む。）に係る県税の軽減措置等を実施
 - 申告・納付期限の延長
 - 徴収の猶予
 - 納入義務の免除（軽油引取税）
 - 個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税の減免
 - 納税証明書交付手数料の減免
- ・「熊本地震復興サポート事業」の実施
熊本地震被災地におけるNPO、ボランティア団体等による復興支援の取り組みをサポートするため、活動費等を助成。

| | |
|----------|---|
| 支援対象団体 | 阪神・淡路大震災その他の自然災害での支援活動の経験がある団体、または、同等の支援活動を行うことができると認められる団体 |
| 事業実施地域 | 熊本地震の被災地（熊本県内全域） |
| 支援限度額・回数 | 1回につき400千円（同一年度内は2回まで） |
| 対象経費・補助率 | 旅費10/10以内、活動費1/2以内 |

- ・ボランティアバスの運行（第1回～第6回）

- ・「熊本地震災害ひょうご若者被災地応援プロジェクト」の実施

日本イーライリリー㈱から「ふるさとひょうご寄附」（寄附先：兵庫県）を得て、大学生等ひょうごの若者が今後も継続して被災地を応援する活動を支援。

| | |
|----------|---|
| 支援対象団体 | 県内在住、在学、在勤の若者5名以上で構成された団体・グループ（15歳以上（中学生は除く）35歳未満の者を主体とするものに限る） |
| 事業実施地域 | 熊本地震被災地 |
| 支援限度額 | 上限20万円 |
| 対象経費・補助率 | 活動費、旅費・10/10以内 |

- ・「がんばろう東日本・熊本！アート支援助成事業」の実施

県内の芸術文化団体が被災地で行う芸術文化活動や、被災地の芸術文化団体とともに県内で実施する交流活動を支援。

助成金額：1団体あたり上限300千円

(5) 奈良県

- ・ボランティアバスの運行（定員20名）
- ・県営住宅等へ受け入れる被災者に必要な生活物資を支援
- ・災害に伴う県税の特例措置
自動車税に関する納期限の延長等に関し、熊本・大分両県に所在する納税義務者に対し案内文を送付
- ・熊本県から公立小学校への児童の受入（小学生4名）

(6) 和歌山県

- ・被災者受入可能宿泊施設の調査
被災者の県内宿泊施設への受入要請に備えて、受入が可能な県内宿泊施設及び部屋数を事前に調査（約1,000人分）
- ・被災地からの犬の受入
熊本市動物愛護センターに収容されていた犬の受入を実施（2頭）
- ・災害に伴う県税の特例措置
熊本県及び大分県に住所地がある自動車税の納税義務者に対して、災害による県税の減免その他の負担軽減制度の案内文書を納税通知書に同封して、送付
- ・ボランティアバスの運行（定員30名）

(7) 徳島県

- ・被災者受入・交流事業に関する支援
県内のNPO等が行う被災者の受入れや交流等の事業に対し、活動経費を一部助成。
- ・生活資金の支給
県内の公営住宅等に入居する被災者の生活資金を支給。
- ・相談窓口の設置
熊本地震に対し、県民や企業からの相談を受付する各種の窓口を設置
- ・被災地からの犬の受入
熊本市動物愛護センターに収容されていた犬の受入を実施

(8) 鳥取県

(県内へ避難された被災者に対する支援)

- ・被災者受入支援総合相談窓口の開設、就職相談窓口の開設
 - ・被災者生活支援金の支給
 - ・弁護士、司法書士の無料法律相談の実施
- (熊本県及び益城町に対する支援)
- ・ふるさと納税の業務代行の実施

(9) 京都市

- ・社会福祉施設等に対する介護職員の派遣

厚生労働省から社会福祉施設等に対する介護職員の派遣要請があり、関係団体に対し要請（京都市老人福祉施設協議会から3名の介護職員が「京都府災害福祉派遣チーム（府 DWAT）」のメンバーとして派遣）

- ・手話通訳者等の派遣

厚生労働省から被災地への手話通訳者等の派遣要請があり、関係団体、視聴覚障害者情報提供施設等へ派遣協力依頼（京都市聴覚言語障害センター（社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会）から、手話通訳者1名を派遣）

- ・京都市立学校での児童受入

熊本県から京都市立学校への児童の受入（小学生9名うち4名が帰郷）

- ・災害派遣等従事車両証明書の発行

各区役所・支所において災害派遣等従事車両証明書を発行

- ・被災地支援活動ボランティア

京都市災害ボランティアセンターによる被災地支援ボランティア派遣
(第1陣～第3陣：47名)

- ・京都市会から熊本市議会への義援金の贈呈（5月18日：70万円）

- ・京都市職員有志の義援金（4,479,842円）

(10) 大阪市

- ・被災児童生徒に対する市立学校への転入希望者の受入支援

義務教育教科書の無償給与、学用品の支給等を実施

- ・市立高等学校に転入される場合の入学料・授業料を免除（入学料については条例の急施専決処分を実施）

(11) 堺市

- ・被災者支援ワンストップ相談窓口の設置

熊本地震により堺市に避難された方々に対しての支援の問い合わせ窓口を設置

- ・各避難者に対し担当の生活支援員による生活相談の実施
- ・熊本市動物愛護センターに収容している犬の受け入れの実施

(12) 神戸市

- ・パートナーシップ活動助成の実施

熊本地震による被災地の復旧・復興を支援するための市民活動に対して、活動経費の一部を助成。

- ・避難者への情報提供及び健康調査・健康相談の実施

- ・神戸港の港湾施設の使用料等の特別減免

対象船舶：熊本地震の被災地への支援物資等の専用船

対象使用料：入港料、岸壁使用料、ふ頭用地等使用料荷役機械使用料
減免率：全額免除

連携県の主な支援の状況

1 福井県

① 職員の派遣 (7月21日時点)

- ・情報収集(事務) : 延べ10人、延べ40人・日
- ・健康相談、メンタルケア(保健師等) : 延べ15人、延べ72人・日
- ・医療支援(医師等) : 延べ10人、延べ40人・日
- ・被災建築物応急危険度判定士(建築士) : 延べ6人、延べ24人・日
- ・南阿蘇村災害対策本部業務支援 : 延べ10名、延べ40人・日
- ・災害ボランティア支援 : 延べ32名、延べ75人・日

② 県営住宅の提供

- ・提供戸数: 20戸(住宅に甚大な被害を受けた方を対象) 入居決定(0戸)
- ・入居期間: 原則6ヶ月以内

③ 物資の提供

- ・アルファ化米: 4,000食
- ・ブルーシート: 1,000枚

2 三重県

① 職員の派遣 (7月21日時点)

- ・全国知事会からの要請に基づく南阿蘇村への派遣: 延べ30人、延べ210人・日
- ・被災建築物応急危険度判定士 : 延べ24人、延べ72人・日
- ・被災宅地危険度判定士 : 延べ6人、延べ18人・日

② 医療関係者の派遣

- ・DPAT: 延べ37人、延べ280人・日
- ・救護班: 延べ26人、延べ160人・日

③ 県営住宅の提供

- ・提供戸数: 21戸(即入居可能な戸数)
- ・入居決定戸数: 1戸
- ・入居期間: 原則1年以内

④ 物資の提供

- ・アルファ化米: 99,180食

⑤ 義援金

- ・県本庁舎及び地域総合庁舎、県立総合博物館、県立美術館等に災害義援金箱を設置

熊本地震と被害の概要

1 地震の概要（気象庁調べ。最大震度6強以上・マグニチュード6.5以上の地震）

- 発生日時 平成28年4月14日（木）21時26分頃
- ・震源地 熊本県熊本地方（北緯32.7度、東経130.8度）
 - ・震源の深さ 約11km（暫定値）
 - ・規模 マグニチュード6.5（推定値）
 - ・各地の震度（震度6強以上）
震度7 熊本県：益城町
- 発生日時 平成28年4月16日（土）1時25分頃
- ・震源地 熊本県熊本地方（北緯32.5度、東経130.1度）
 - ・震源の深さ 約12km（暫定値）
 - ・規模 マグニチュード7.3（暫定値）
 - ・各地の震度（震度6強以上）
震度7 熊本県：益城町、西原村
震度6強 熊本県：南阿蘇村、熊本市中央区、熊本市東区、熊本市西区、
菊池市、宇城市、合志市、大津町、宇土市、嘉島町

○地震発生回数

震度1以上 1,909回（7月19日現在）
うち震度4以上 112回

2 被害の状況

| 区分 | 人的被害(人) | | | | 建物被害(棟) | | 避難者数(人) | 時点 |
|-----|---------|-------|----|------|-------------------------------|-----|---------|------------|
| | 死者 | 重傷 | 軽傷 | 行方不明 | 全壊 | 半壊 | | |
| 熊本県 | 76 | 1,887 | | 1 | 159,222 (一部損壊を含む住家被害)(調査中) | | 4,027 | 7/19 13:30 |
| 福岡県 | | 1 | 17 | | | 1 | | |
| 佐賀県 | | 4 | 9 | | | | | |
| 大分県 | | 4 | 24 | | 6 | 160 | | |
| 宮崎県 | | 3 | 5 | | | 2 | | |

※熊本県：第127報

※その他：総務省消防庁調べ（7月19日 14:00）

3 広域連合が支援中の市町の被害状況

| 区分 | 人的被害(人) | | | | 建物被害(棟) | | 避難者数(人) | 時点 |
|-------------|---------|-----|-----|------|---------|--------|---------|------------|
| | 死者 | 重傷 | 軽傷 | 行方不明 | 全壊 | 半壊 | | |
| 益城町 | 21 | 6 | 3 | | 2,660 | 2,777 | 1,490 | 7/19 13:30 |
| 大津町 | | 3 | 9 | | 124 | 1,010 | 46 | 〃 |
| 菊陽町 | | 3 | 15 | | 14 | 436 | | 〃 |
| 熊本市 (参考) | 21 | 254 | 943 | | 2,407 | 13,499 | 844 | 〃 |

※熊本県：第127報